史跡 唐仁古墳群保存活用計画書

令和３（2021）年３月

鹿児島県　東串良町教育委員会

巻頭図版１
唐仁古墳群北東より肝属
山地・肝属川を望む

巻頭図版２
１号墳（唐仁大塚古墳）
南側上空より

序　文

東串良町は，古代から人が生活し，栄えていた地域があり，遺物や文化財が多く現存する町です。古代の東串良町域は大隅郡大隅郷に属し，中世になると肝付氏の影響が強く現れ，唐仁・下伊倉地区が海上貿易の拠点の一つであったと思われます。下伊倉城跡からも，出土量は多くはないが，多種の遺物が発見されるなど，県内でも数少ない平城として報告されています。唐仁は波見浦と共に中世以来，海外との交易拠点でありましたが，江戸時代中期に肝属川河口が干拓され，湊としての機能が柏原に移ると，唐仁は交易・商業に関わる浦町の役割が主となったようです。

肝属川河口から上流約１㎞のところにある唐仁地区には，唐仁大塚古墳（１号墳）を中心に130基の前方後円墳や円墳が点在している，県内では最大規模の唐仁古墳群があります。昭和９（1934）年に国の史跡名勝天然記念物の指定を受けた唐仁古墳群は，1600年も昔に築造された貴重な遺産です。特に唐仁大塚古墳（１号墳）は墳長140m，高さ11mの前方後円墳で，石室に刳り抜き式舟形石棺が入っているとされており，短甲も過去には確認されている，県内では最大，九州でも３位という大きいものです。

私たちの先祖が厳しい自然を乗り越えながら，生きた証を現代の私たちに伝えようとしたものです。私たちはそのメッセージをしっかり受け止め，更に未来へ継承していく使命を強く意識する必要があります。

東串良町教育委員会では，この貴重な唐仁古墳群を保存して未来へ継承し，その学術的価値を普及させ，活用していくために，令和元年度から２年間，史跡の保存活用計画策定に取り組んでまいりました。

この策定を受けて，史跡の適切な保存管理は基より，積極的な活用も考えてまいります。史跡を訪れた皆さんに更に感動していただけるように，唐仁大塚古墳（１号墳）の全貌が見られる，その周濠横に観光施設も新設いたしました。訪れる方々が増え，その利用者と地域の方々との交流の機会が増し，集落内の賑わいに繋がることを期待しています。

古墳群に限らず，あらゆる文化財を含めて，教育や観光に適した保存活用を目指し，史跡や文化財が地域の誇りとなるような文化行政に尽力してまいりたいと思います。

最後になりましたが，今回の「史跡唐仁古墳群保存活用計画」の策定にあたり，文化庁，県文化財課，各専門委員の先生方には，専門の立場からご指導ご意見を賜り厚くお礼を申し上げます。また，町の関係の方々，地域の皆様にはご支援ご協力をいただきましたことに感謝しお礼を申し上げます。

令和３年３月

東串良町教育委員会
教育長　天 神 康 男

例　言

1　本計画書は，鹿児島県肝属郡東串良町新川西に所在する史跡唐仁古墳群の保存活用計画書である。

2　本事業は，東串良町教育委員会が主体となり，令和元（2019）年度から令和２（2020）年度に，文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）を受けて実施した。

3　本事業実施にあたっては，「唐仁古墳群保存活用計画策定委員会」（委員長：大阪大学大学院文学研究科教授・福永伸哉氏）を設置し，東串良町教育委員会社会教育課が事務局を務めた。

4　本計画書は，文化庁文化財第二課，鹿児島県教育庁文化財課の指導助言を頂き，協議作成を行った。

5　本計画書作成にあたり一部編集及び図面等については，（株）埋蔵文化財サポートシステムに委託した。

目　次

第１章　計画策定の沿革・目的 1

第１節　計画策定の沿革 1
1　国指定から現在までの状況 1
2　課題の整理と対応方法の検討 1
第２節　計画の目的 2
1　保存活用計画の策定と推進 2
2　計画の目的 2
第３節　委員会の設置・経緯 4
1　委員会設置の経緯 4
2　委員会設置要綱 5
3　策定委員会等の開催経過 6
第４節　他の計画及び関連法令との関係 8
1　関連計画 8
2　関係法令 10
第５節　計画の実施 11

第２章　東串良町の概要 12

第１節　自然・地理的環境 12
第２節　社会的調査 14
1　沿革 14
2　人口の動向 14
3　産業 15
4　観光 15
5　交通・アクセス 16
第３節　歴史的調査の成果 18
1　旧石器時代 18
2　縄文時代 18
3　弥生時代 18
4　古墳時代 19
5　古代～中世 19
6　近世～近代 19
7　近代～現代 20
8　域内の文化財 21

第３章　史跡の概要 26

第１節　指定に至る経緯 26
1　発見～昭和９（1934）年の指定（戦前） 26
2　指定～平成29（2017）年の追加指定及び指定解除 26
3　平成30（2018）年～現在 30
第２節　指定の状況 30
1　指定告示 30
2　指定説明文とその範囲 31
3　土地の所在等異動届（平成25（2013）年度から28（2016）年度） 37
第３節　唐仁古墳群の調査成果 48
1　立地・周辺の古墳群 48
2　研究史関係の成果 48
3　調査関係の成果 49
第４節　指定地の状況 54
1　土地利用状況 54
2　土地所有状況 54
3　管理団体 54

第４章　史跡の本質的価値 58

第１節　唐仁古墳群の本質的価値 58
1　昭和９（1934）年指定時 58
2　平成29（2017）年追加指定時 58
第２節　調査研究の進展を踏まえた古墳の重要性 59
1　調査研究の進展 59
2　４つの重要性 59
第３節　構成要素の特定 62
1　地区の分類 62
2　構成要素の分類 62
3　構成要素の特定 62

第５章　史跡の現状・課題 65

第１節　A地区の現状と課題 65
1　保存の現状と課題 65
2　活用の現状と課題 85
3　整備の現状と課題 86
第２節　B地区の現状と課題 87
1　保存の現状と課題 87
2　活用の現状と課題 87
3　整備の現状と課題 87
第３節　C地区の現状と課題 88
第４節　運営・体制整備の現状と課題 89
1　運営体制の現状 89
2　運営体制の課題 89

第６章　大綱・基本方針 90

第１節　大綱 90
第２節　基本方針 90
１　保存 90
２　活用 90
３　整備 91
４　体制 91

第７章　保存管理 92

第１節　保存管理の方針 92
１　A地区の保存管理の方針 92
２　B地区の保存管理の方針 95
３　C地区の保存管理の方針 96
第２節　現状変更の取り扱い 97
１　文化庁長官による許可 97
２　町教育委員会による許可
（※本計画が法第百二十九条の二に基づく
認定を受けることを想定） 97
３　現状変更の許可を要しない行為 98
４　現状変更の取り扱い基準 99
第３節　追加指定及び公有地化 101
１　追加指定の方針 101
２　公有地化の方針 101

第８章　活用 102

第１節　活用の方向性 102
第２節　活用の方法 102
１　社会教育における活用 102
２　学校教育における活用 103
３　地域・観光振興における活用 103

第９章　整備 105

第１節　整備の方向性 105
１　保存のための整備の方向性 105
２　活用のための整備の方向性 105
第２節　整備の方法 105
１　保存のための整備 105
２　活用のための整備 106
３　整備のための発掘調査 107

第10章　運営・体制の整備 109

第１節　運営・体制の整備の方向性 109
第２節　運営・体制の整備の方法 109
１　保存管理に関する体制 109
２　調査・研究に関する体制 109
３　活用に関する体制 109
４　整備に関する体制 110

第11章　施策の実施計画の策定・実施 111

第12章　経過観察 112

第１節　経過観察の方向性 112
第２節　経過観察の方法 112
１　史跡の保存管理，活用，整備等に
係る経過観察 112
２　計画全体の実施状況の
進捗把握のための経過観察 114
３　PDCAサイクルの導入 115

参考資料

資料１　唐仁古墳群関係
アンケート調査結果 参-1
資料２　東串良町教育振興基本計画
（令和２年３月，※一部抜粋） 参-4
資料３　文化財保護法（抜粋） 参-8

挿図目次

図1-1　計画対象範囲図 3
図1-2　東串良町防災マップ 9
図1-3　農業振興地域土地利用計画図 10
図1-4　関連計画及び関連法令との関係 11
図2-1　東串良町位置図 12
図2-2　東串良町周辺地形分類図
（鹿児島県（編）1990より引用） 13
図2-3　総人口の推移 15
図2-4　町内主要交通及び施設位置図 17
図2-5　東串良町文化財位置図
（周知の埋蔵文化財包蔵地を除く） 23
図2-6　その他の文化財位置図
（周知の埋蔵文化財包蔵地） 25
図3-1　烏帽子地区及び前牟田地区ほ場整備対象地域 27
図3-2　古墳所在地（指定地番等）に関する
整理と作業の流れ（令和２年４月時点） 28
図3-3　昭和９年提出の指定地図面（文化庁所蔵） 32
図3-4　追加指定及び指定解除図面 35
図3-5　史跡指定範囲図 36
図3-6　土地利用状況図 56

図3-7　土地所有区分図 57
図4-1　南九州の主要古墳（群）分布図 60
図4-2　九州南部の古墳墓編年（橋本2019） 61
図4-3　地区分類図 63
図5-1　１号墳植生図 83
図5-2　散策用マップとAR 86
図7-1　唐仁古墳群古墳カルテ 93
図7-2　現状変更等の許可申請手続きの流れ 97
図8-1　大隅地域主要古墳位置図 104
図9-1　ゾーニング図 108
図10-1　管理運営・体制のイメージ図 110
図12-1　保存活用計画に対する経過観察 115

表目次

表1-1　令和元年～２年度　唐仁古墳群
　　保存活用計画策定委員会委員組織 4
表1-2　策定委員会開催経過 6
表2-1　総人口の推移 14
表2-2　産業別就業人口の推移 15
表2-3　観光客入込数及び宿泊者数の推移 16
表2-4　指定文化財一覧 21
表2-5　その他の文化財一覧
　　（周知の埋蔵文化財包蔵地を除く） 22
表2-6　その他の文化財一覧
　　（周知の埋蔵文化財包蔵地） 24
表3-1　古墳の状況一覧 29
表3-2（1）　地番変遷一覧（1） 38
表3-2（2）　地番変遷一覧（2） 39
表3-2（3）　地番変遷一覧（3） 40
表3-2（4）　地番変遷一覧（4） 41
表3-2（5）　地番変遷一覧（5） 42
表3-2（6）　地番変遷一覧（6） 43
表3-2（7）　地番変遷一覧（7） 44
表3-2（8）　地番変遷一覧（8） 45
表3-2（9）　地番変遷一覧（9） 46
表3-2（10）　地番変遷一覧（10） 47
表3-3　唐仁古墳群関係研究史 50
表3-4　唐仁古墳群関係調査史 51
表3-5（1）　唐仁古墳群法量一覧表（1） 52
表3-5（2）　唐仁古墳群法量一覧表（2） 53
表3-5（3）　唐仁古墳群法量一覧表（3） 54
表3-6　指定地の土地利用状況及び所有状況 55
表4-1　史跡の構成要素 64
表5-1（1）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（1） 66
表5-1（2）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（2） 67
表5-1（3）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（3） 68
表5-1（4）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（4） 69
表5-1（5）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（5） 70
表5-1（6）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（6） 71
表5-1（7）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（7） 72
表5-1（8）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（8） 73
表5-1（9）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（9） 74
表5-1（10）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（10） 75
表5-1（11）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（11） 76
表5-1（12）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（12） 77
表5-2　１号墳植生表 82
表7-1　現状変更に伴う許可区分 98
表7-2　地区別の現状変更の取り扱い基準 100
表11-1　実施計画 111
表12-1　保存における経過観察 112
表12-2　活用における経過観察 112
表12-3　整備における経過観察 113
表12-4　運営体制における経過観察 113
表12-5　事業点検表 114

図版目次

巻頭図版１　唐仁古墳群北東より
　　肝属山地・肝属川を望む i
巻頭図版２　１号墳（唐仁大塚古墳）南側上空より i

写真目次

写真1-1　保存活用計画策定委員会の様子 6
写真1-2　委員による現地視察 6
写真1-3　リモート会議 6
写真2-1　柏原の砂丘帯 13
写真2-2　ルーピン畑 16
写真2-3　柏原海岸 17
写真2-4　唐仁古墳群（１号墳） 21
写真2-5　新川西の田の神像 21
写真2-6　柏原相撲甚句踊り 21
写真5-1　上からの雨垂れにより浸食を受けた地面 65
写真5-2　個人宅を流れる雨水 65
写真5-3（1）　古墳現況写真（1） 77
写真5-3（2）　古墳現況写真（2） 78
写真5-3（3）　古墳現況写真（3） 79
写真5-3（4）　古墳現況写真（4） 80
写真5-3（5）　古墳現況写真（5） 81
写真5-3（6）　古墳現況写真（6） 82
写真5-4　石柱 84
写真5-5　遺跡説明板 84
写真5-6　町設置標柱 84
写真5-7　後円部墳頂に建つ大塚神社 84
写真5-8　大塚神社と石階段と手水場 85
写真5-9　正面の石階段の苔と空洞化による歪み 85
写真5-10　小学生の古墳学習 86
写真5-11　シンポジウム 86
写真5-12　町作成の案内板（３ヶ所分） 88
写真5-13　国道220号線に設置の標識 88
写真5-14　県道448号線に設置の標識 88

第１章　計画策定の沿革・目的

第１節　計画策定の沿革

１　国指定から現在までの状況

唐仁古墳群は，鹿児島県肝属郡東串良町大字新川西に所在する県下最大の古墳群である。現在の文化財保護法の前身である「史跡名勝天然記念物法」に基づき，昭和９（1934）年１月22日に「本古墳群は大隅地域における最も著しきものなり」として，古墳群を構成する132基の古墳が国史跡として指定を受けた。

指定後，東串良町は国史跡であることの周知や普及啓発を図り，古墳の状況の把握や墳丘の雑草伐採等維持管理に努めてきた。

一方で，指定から80年以上が経過し，その間，唐仁古墳群の内外で開発等が実施されてきた。主な大規模開発事業として，昭和２（1927）年～25（1950）年頃にかけて実施された耕地整理事業，昭和19（1944）年頃の「肝属川」河川改修工事，昭和40（1965）年頃実施された土地改良換地処分，平成５（1993）年～15（2003）年にかけてのほ場整備事業等が挙げられる。それに伴い，唐仁古墳群を取巻く現状は，指定当時から大きく変更されることとなり，指定地番の分筆・合筆や地番の変更等により指定範囲が不明となった古墳や，墳丘の形状が指定当時より大きく改変されたものも存在することとなった。

そこで，改めて現状を把握するために，平成20（2008）年度より測量・調査を実施し，その成果を平成29（2017）年に報告書としてまとめ，追加指定及び指定解除の意見具申を行う等，古墳の保護に努めている。なお，詳細については第３章に後述する。

２　課題の整理と対応方法の検討

上節のとおり東串良町教育委員会（以下，「町教委」という。）は，唐仁古墳群の問題・課題を改善し，将来的な活用・整備を図るため，文化庁及び県文化財課と協議するとともに，平成20年度に唐仁古墳群発掘調査指導委員会を設置した（平成25（2013）年度からは「唐仁古墳群保存活用検討委員会」）。

唐仁古墳群の性格・内容や現状を把握するための調査等を実施するため，町教委は文化庁及び県文化財課との協議結果と，専門家からの指導・助言に基づき，平成20年度に唐仁古墳群の現況・課題をまとめ，調査方法を含めた将来的な管理方針について検討し，以下のように整理した。

①現状の墳丘の形状・土地境界の位置等の測量を行い，古墳の残存状況及び基数を正確に把握する。
②昭和９年指定地番面積と現在の古墳の所在する地番，面積等を比較検討し，史跡指定範囲などに関する問題点を整理する。
③個々の墳丘測量を行うとともに周溝等の確認調査を実施し，指定当時の状態を把握できる資料を得る。
④上記①～③の調査成果に基づいて，地権者や耕作者と協議し，可能な限り指定当時の状態に復元する。

⑤管理・整備計画を作成するとともに，検討委員会を設置し，管理・整備についての具体的な方策を決定する。
⑥指定範囲に問題のある古墳については，現地踏査・測量調査・発掘調査を実施し，その成果に基づき，適正な史跡指定範囲を明らかにし，適切な史跡管理のために必要な手続きを行う。
⑦指定範囲内の民間所有地の買い上げを行い，指定地の公有化を図る。

第２節　計画の目的

１　保存活用計画の策定と推進

文化庁は，文化財の保存と活用を図ることを定めた文化財保護法等に基づき策定された「保存管理計画」において，個別の史跡等の性質・状況に応じて，保存活用事業を適切に実施するためには，保存管理のみならず，広く活用・整備等を視野に入れる必要があり，従来の保存管理計画を総合的な保存活用計画へと発展させることが必要であるとしている。

そのため，平成30（2018）年の文化財保護法の改正において，各文化財の個別の状況に応じて，その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置づけ，個々の文化財の保存・活用を進める指針となる基本計画として，「保存活用計画」を策定することを位置づけた。

※保存活用計画とは？

管理団体，所有者その他文化財保護行政にかかわる利害関係者が，指定文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し，その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするもの。

２　計画の目的

本計画は，国指定史跡「唐仁古墳群」を適切に保存し，地域の誇りとなる文化財を次世代へ確実に引き継ぐための指針を示すことを目的とする。

現在の古墳群は，土地の利用形態が大きく，山林・畑地・宅地等に分けられ，ほぼすべてが民有地である。そのため，計画策定にあたっては生活空間と保存・活用との共存を念頭に置く必要がある。

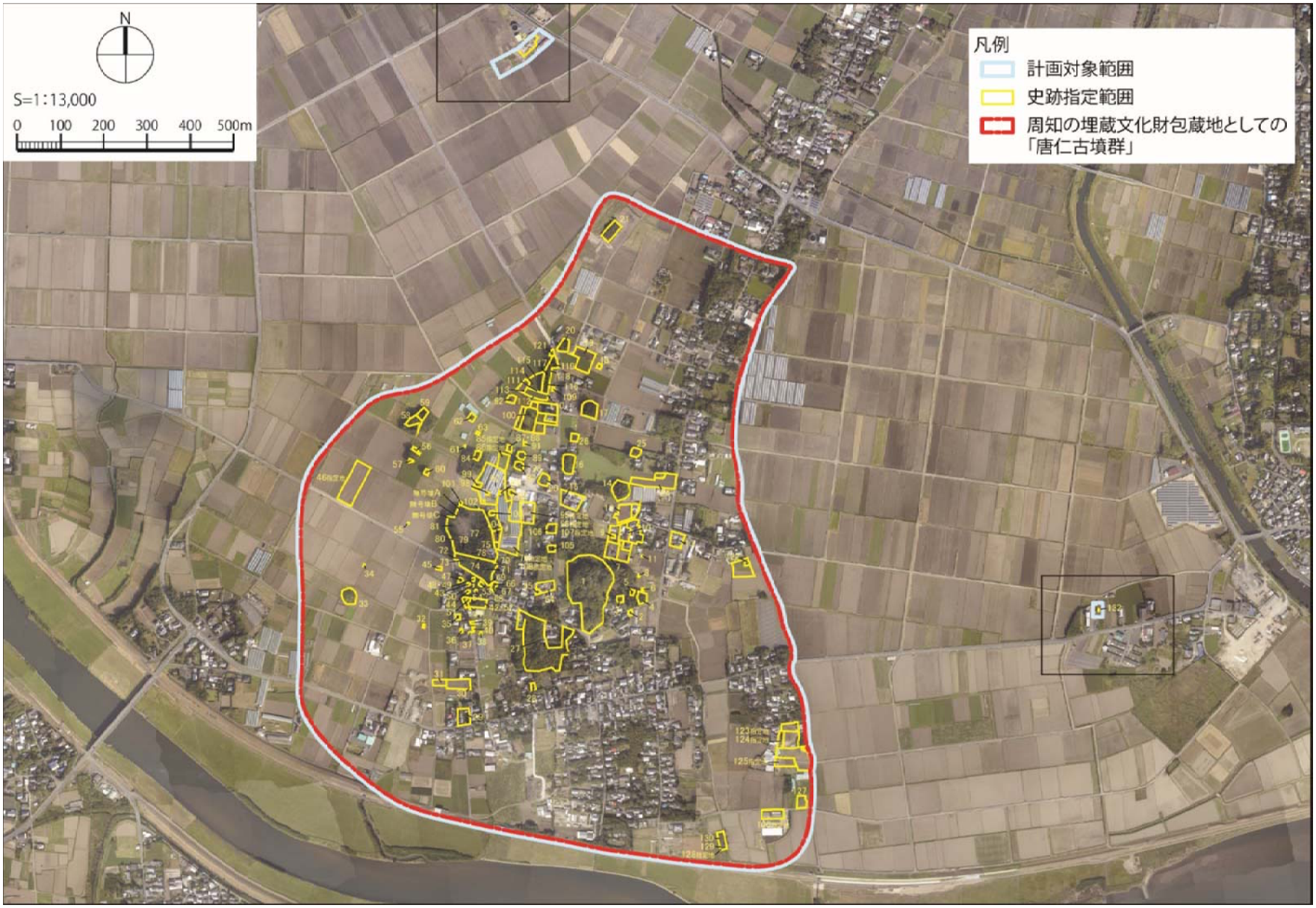
N
S=1:13,000
0 100 200 300 400 500m
凡例
計画対象範囲
史跡指定範囲
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」

図 1-1　計画対象範囲図

第３節　委員会の設置・経緯

１　委員会設置の経緯

計画の策定にあたっては，「唐仁古墳群保存活用計画策定委員会」を設置し，保存及び活用等にかかる基本方針に関すること，保存活用計画の策定に関すること等について，令和元（2019）年～２（2020）年度の２か年で検討・協議を行った。

策定委員会の委員は，平成20年度から行われている唐仁古墳群調査検討委員会委員の学識経験者と，都市計画の学識経験者，地元住民から構成される。また，文化庁及び鹿児島県教育委員会から指導・助言を頂き，事務局は，東串良町教育委員会社会教育課が担当した。

表 1-1　令和元年～２年度　唐仁古墳群保存活用計画策定委員会組織

【唐仁古墳群保存活用計画策定委員会委員】（敬称略）

	氏名	所属	備考
委員長	福永　伸哉	大阪大学大学院文学研究科　教授	
副委員長	柳澤　一男	宮崎大学　名誉教授	
委員	橋本　達也	鹿児島大学総合研究博物館　教授	
	池田　榮史	琉球大学国際地域創造学部　　教授	
	木方　十根	鹿児島大学大学院理工学研究科　教授	
	堀口　壽男	地元住民代表・大塚神社宮司	

【指導・助言】

オブザーバー	山下　信一郎	文化庁文化財第二課　主任文化財調査官	
	森　幸一郎	県教育庁文化財課　文化財主事	令和元年度
	桑波田　武志	県教育庁文化財課主任文化財主事兼埋蔵文化財係長	令和２年度

【事務局・作成補助】

事務局	天神　康男	東串良町教育委員会　教育長	
	橋口　正博	東串良町教育委員会社会教育課　課長	令和元年度
	吉留　潤一郎	東串良町教育委員会社会教育課　課長	令和２年度
		東串良町教育委員会社会教育課　課長補佐	令和元年度
	久保田　卓也	東串良町教育委員会社会教育課　課長補佐	令和２年度
	大﨑　彩	東串良町教育委員会社会教育課　係長	
	牧住　優	東串良町教育委員会社会教育課　主事	令和元年度
	清水　航平	東串良町教育委員会社会教育課　主事	
作成補助	椎葉　博昭	㈱埋蔵文化財サポートシステム鹿児島支店　支店長	
	香西　真紀子	㈱埋蔵文化財サポートシステム　管理技術者	
	大倉　弘幹	㈱埋蔵文化財サポートシステム　主任技術者	

２　委員会設置要綱

唐仁古墳群保存活用計画策定委員会設置要綱

令和元年８月５日
東串良町教育委員会公示９号

（設置）
第１条　国指定史跡唐仁古墳群の保存活用計画を策定することを目的として、唐仁古墳群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会の事務は、次の事項について協議する。
（１）　唐仁古墳群の保存活用計画の策定に関すること。
（２）　その他唐仁古墳群の保存活用計画の策定に関し、必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　町民を代表する者
（３）　前２号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、公示の日から施行する。
（招集の特例）
２　この要綱の施行後、最初の委員会の招集は第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

以上

３　策定委員会等の開催経過

（１）策定委員会の開催経過

策定委員会の開催経過と各回における議事は次のとおりである。

表 1-2　策定委員会開催経過

<table>
<tr><th>年度</th><th>回</th><th>開催日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">令和元年度</td><td>第１回</td><td>令和２（2020）年
２月20日（木）
～21日（金）</td><td>①委員長・副委員長の選出
②委員会の進め方について
③第１章「計画策定の沿革・目的」
第２章「東串良町の概要」
第３章「史跡等の概要」
第４章「史跡の本質的価値」についての議論
④第５章「現状・課題」についての状況報告及び現地視察</td></tr>
<tr><td colspan="3">
写真 1-1　保存活用計画策定委員会の様子

写真 1-2　委員による現地視察</td></tr>
<tr><td rowspan="5">令和２年度</td><td>第２回</td><td>令和２年
６月５日（金）
（予定）</td><td>※新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により中止</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和２年
８月21日（金）
（予定）</td><td>※新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により中止</td></tr>
<tr><td colspan="3">※第３回以降についても新型コロナウイルス感染症の流行が衰えず，委員会を開催する目途が立たなかったため，メールで各章を委員へ送付し意見を伺った。</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和３（2021）年
1月12日（火）</td><td>一部委員はオンラインによる参加
最終確認
第１章から12章まで全体を通しての確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">
写真 1-3　リモート会議</td></tr>
</table>

（２）唐仁古墳群関係アンケート実施と結果

本史跡の保存活用計画の内容について，町内の小学生～地域の老人会を対象として，地域座談会を行う予定だったが，世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，座談会を見合わせ，対象世代へのアンケートを実施し，地域住民からの意見を求めた。

対象者：　・町内の小学５年～中学２年生（263名）
・上記学年の対象の保護者
（但し，対象学年が２人以上いる場合アンケートは１枚提出を依頼）
・東串良町役場青年女性部（30歳以下組合員）（29名）
・唐仁老人会（30名）

期間実施：令和２年６月１日～６月19日

提出方法：対象者によって提出方法を以下のとおりとする
・町内の小中学生及び保護者は各小中学校に提出し，東串良町教育委員会で集計
・役場青年女性部は，アンケート用紙を直接東串良町教育委員会へ提出
・唐仁老人会は老人会定例会時に取り組み，東串良町教育委員会へ提出

結果：　巻末参考資料のとおり

（３）パブリックコメントの開催経過

本史跡の保存活用計画について，町民から広く意見を聴取し，計画策定の参考とするため，令和２年12月10日（木）から12月23日（水）までパブリックコメントを実施し，町ホームページへの掲載及び町総合センターでの閲覧を実施し意見を求めたが，意見は出されなかった。

第４節　他の計画及び関連法令との関係

１　関連計画

（１）大隅地域半島振興計画

宮崎県・鹿児島県は，平成28（2016）年度に，宮崎県日南市，串間市，鹿児島県鹿児島市，鹿屋市，垂水市，曽於市，志布志市，大崎町，肝付町，錦江町，南大隅町，東串良町を対象地域とする大隅地域半島振興計画を策定している。その中の境域及び文化の振興において，個性豊かな地域文化を創造するため，地域住民が文化に親しむ環境の整備や，文化活動の促進，文化財の保存活用を図ることが掲げられている。

（２）鹿児島県教育振興基本計画

鹿児島県教育委員会は平成30（2018）年度に自然・歴史・文化等鹿児島の特性を踏まえた教育の振興を図るため，鹿児島県教育振興基本計画を策定している。その中の生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興において，文化財の保存・活用が挙げられており，文化財を活用した地域づくりを図ることが掲げられている。

（３）第五次東串良町総合振興計画

東串良町は平成23（2011）年～令和２年度の10年間の計画期間で，第五次総合振興計画を策定している。その中で「個性豊かな活力あるまち」を基本理念とし，あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくりを目指し，社会教育・文化活動の充実が掲げられている。

本計画は，施策の中で文化財保護の基盤整備として，国指定唐仁古墳群をはじめとする数多くの歴史的文化遺産の保存・活用を図ることが盛り込まれており，当計画はこれに準じて策定するものである。

（４）東串良町過疎地域自立促進計画

東串良町は平成28年～令和２年度の５年間，東串良町過疎地域自立計画を策定している。その中の地域文化の振興の項目において，「文化財を適切に保管・管理する歴史資料館の広域的な建設や，132基の古墳群の整備を図る。」と，掲げており当計画はこの一環として策定するものである。

（５）東串良町教育振興基本計画

東串良町教育委員会は令和２年度～令和６（2024）年度までの５年間の計画期間で，国の教育基本法や鹿児島県教育振興基本計画，東串良町総合振興計画を受け，東串良町教育振興基本計画を策定している。その中で「郷土に誇りと愛情を持ち，社会の一員として，これからの社会や東串良町の発展に貢献できる人間」を設定し，唐仁古墳群の調査研究を進め，史跡を守っていくための取組として，唐仁古墳群の保存・活用・整備に努めることが盛り込まれており，当計画は，この一環として策定するものである。

（６）東串良町地域防災計画

東串良町では，災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第42条に基づき，東串良町

防災会議が中心となり，「東串良町地域防災計画」を作成している。町域にかかる災害対策に関して，それぞれの機関がその有する全機能を，有効に発揮し，災害予防対策，災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること。また，町内の土地や各施設，町民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

本史跡の指定範囲は，肝属川洪水浸水想定区域に該当している。大雨の際には冠水もしばしば発生している。そのため，新川西分団詰所に津波避難階段も設置されており，万が一の際には上って避難をするようになっている。大塚神社社殿（１号墳後円部頂上）も同じくらいの高さがあるが，後円部は大勢の人が乗ることはできないため，避難所とはなっていない。

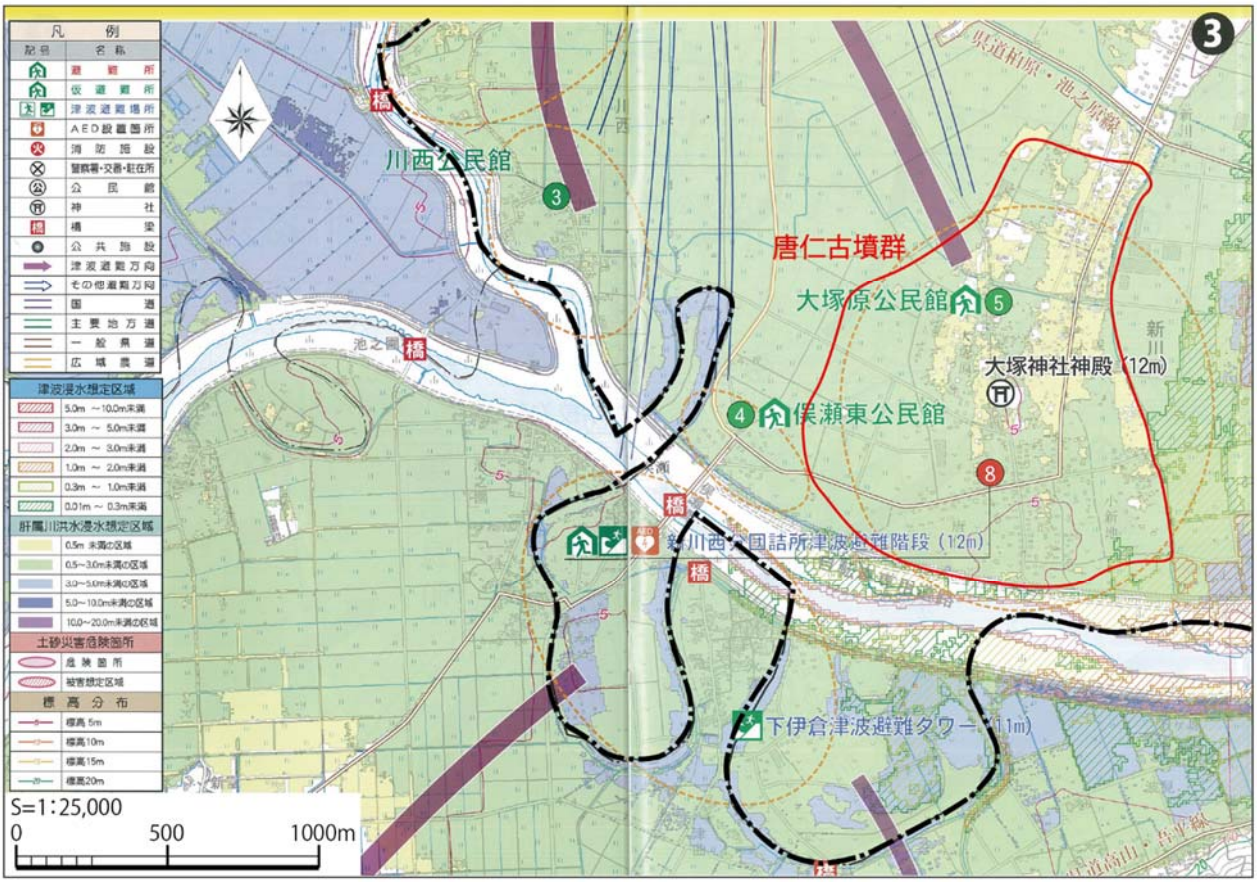

図 1-2　東串良町防災マップ

２　関係法令

（１）文化財保護法

本計画の対象地である，唐仁古墳群は，文化財保護法第109条「文部科学大臣は記念物のうち重要なものを史跡，名勝又は天然記念物に指定することができる」に基づき指定されている。

そのため，史跡に指定された土地は文化財保護法125条「その現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は文化庁長官の許可が必要（国の機関である場合は法第168条の同意が必要）」の規制を受けるため，届出が必要となる。

また，史跡指定地外についても，本史跡の周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから，開発行為を行う際は，文化財保護法93条（国の機関・地方公共団体等の場合は94条）に基づき，事前に鹿児島県教育委員会への届出・通知が必要となる。

（２）農業振興地域の整備に関する法律による規制

東串良町は，昭和48（1973）年に「農業振興地域の整備に関する法律」の適用を受け，農業振興地域計画を策定した。また，同法の改定等に伴い平成９（1997）年度，平成21（2009）年度に計画の見直しを行っている。

本史跡の指定範囲では，一部がF－１，F－３地区（新川西地区）にあたり，一部が農業振興地域に指定されていることから，それぞれ転用等は禁止されている地域と，開発の際には届け出が必要な地域となっている。

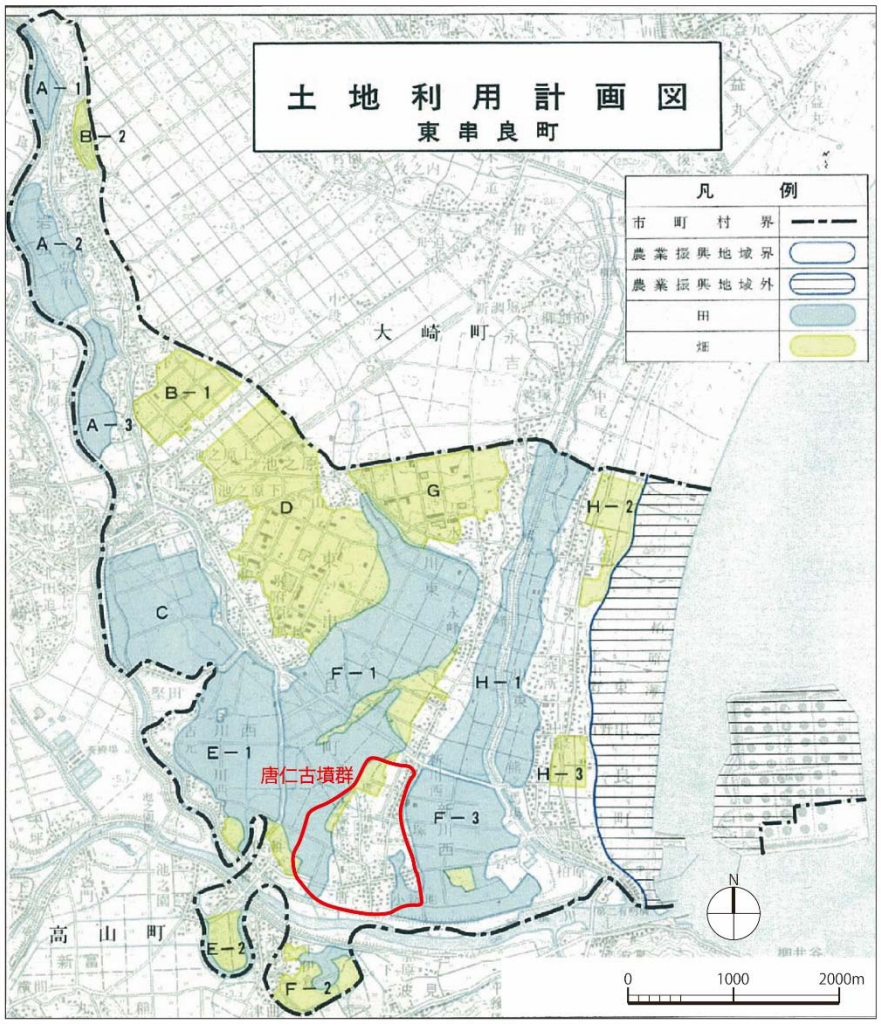

図 1-3　農業振興地域土地利用計画図

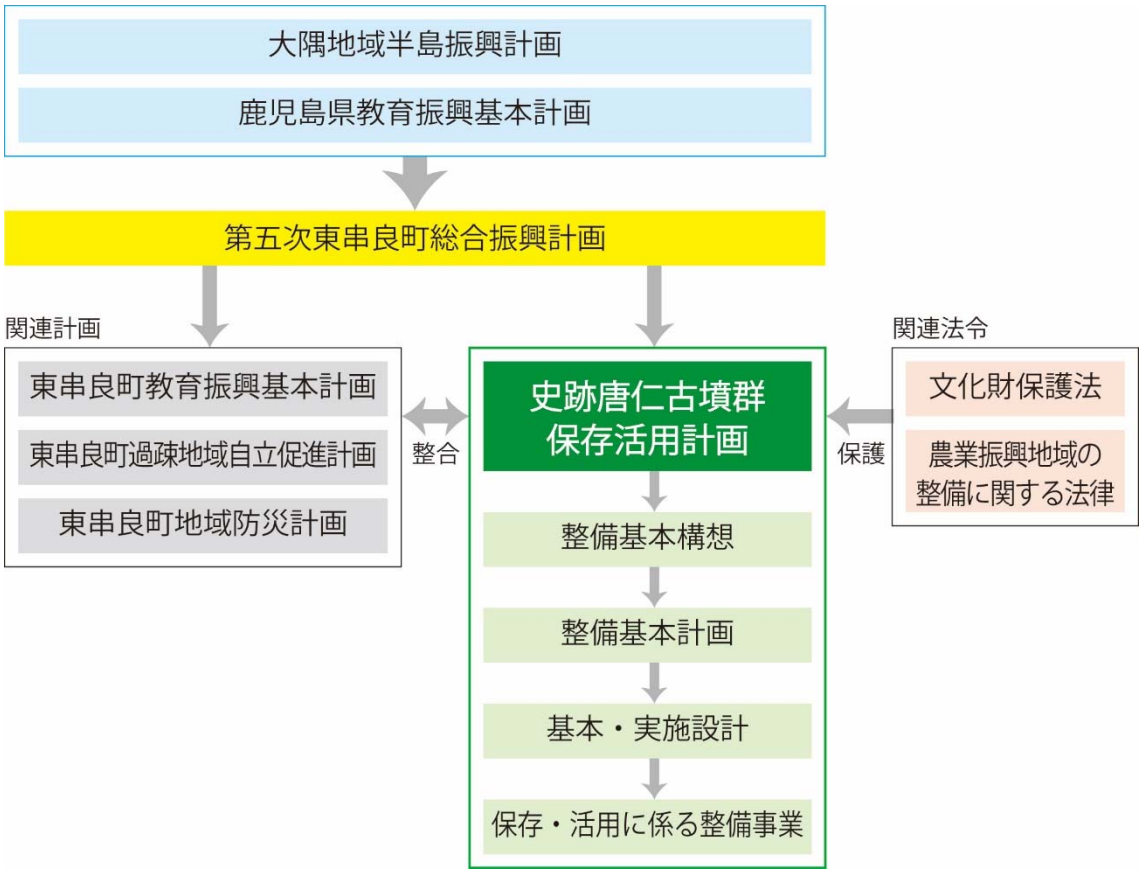

図 1-4　関連計画及び関連法令との関係

第５節　計画の実施

本計画は，令和３（2021）年３月31日に発効し，概ね10年を目途に見直しを行う。

第２章　東串良町の概要

第１節　自然・地理的環境

鹿児島県は，日本の西南部に位置し九州の南端にあたる。その総面積は約9,187km^{2}で，全国第10位，2,643kmの長い海岸線を持ち，太平洋と東シナ海に囲まれた南北約600kmにもわたる広大な県土を有している。

中央部を南北に霧島火山帯が縦断し，北部の霧島から南海のトカラ列島まで11の活火山が分布しており，豊富な温泉にも恵まれている。また，県本土は火山噴出物である入戸火砕流堆積物（シラス層）によって厚く覆われている。

図 2-1　東串良町位置図

東串良町は，鹿児島県の東部，大隅半島の東岸に位置し，北は曽於郡大崎町，南は肝属川を境に肝属郡肝付町，西は串良川を境に鹿屋市串良町と接し，東は志布志湾に面している。町域は，東西に5.5km南北に9.5kmであり，北西部が狭く南東部が幅広い形をしている。総面積は27.78km^{2}である。

本町には，肝属川，串良川，塩入川があり，下流で一つとなり志布志湾へ注いでいる。北部は岩弘地区に約29,000年前に形成された姶良カルデラ起源の入戸火砕流堆積物からなるシラス台地が，志布志湾へ向けた緩やかな傾斜で大崎町へ広がり，南部は高隈山系に源を発する肝属川，串良川と，海岸線に沿って南流する塩入川の流域で沖積低地を形成している。

山岳と言われるような高い山はほとんどなく，最も高いところで海抜77m，低いところでは２～３m，平均高度は10mくらいで，ほとんどが平坦地である。平地は，わずかの高度差をもって台地と低地に分かれ，低地はそのほとんどが水田地帯である。

台地は笠之原台地の一部を形成しており，畑地帯となっている。地表面は，鹿児島県特有の火山灰の上に黒色土壌が覆い，農産物の育成には必ずしも良好な土質とは言えず，雨が降ると表土は流され，日照りが続くと砂ほこりがする，いわゆる黒ボク土である。

本町は，日向灘を回流する黒潮の影響を受けて，比較的温暖な気候に恵まれており，古来，稲作等の農業を主な産業としてきたが，中世の頃には唐仁や柏原港を拠点とした海外にも及ぶ交易も盛んに行われていた。また，日向灘を回流する黒潮の影響を受けて，比較的温暖な気候に恵まれており，古来，稲作等の農業を主な産業としてきたが，中世の頃には唐仁や柏原港を拠点とした海外にも及ぶ交易も盛んに行われていた。

町外へ目を向けてみると，北には日南海岸国定公園の一部である「くにの松原」を含む柏原海岸

の砂丘帯が広がり，南には肝属川，更にその先に花崗岩で形成される肝属山地がある。東は太平洋へと繋がる志布志湾があり，西には大隅半島の食料生産地を支えるシラス台地や肝属平野が広がり，その先には，高隈山地がそびえている。

写真 2-1　柏原の砂丘帯

唐仁古墳群は，本町東部から南部にかけて位置し，標高５～６ｍの大塚砂州に立地している。大塚砂州は,肝属川下流に約5,500～5,700年前に形成されたと考えられる砂州で,志布志湾臨海部に分布する志布志砂州・横瀬砂州・大塚砂州のうち最も内陸側に発生した砂州である。離水した時期に内陸側の後背湿地において泥炭の形成が始まり，その後少なくとも4,000年間にわたって泥炭層の堆積が継続した

大塚砂州のうち内陸側の分岐砂州とそれより後に形成された砂州本体が，ほぼ同時に離水したことから，砂州そのものがかなり短期間のうちに形成されたと考えられている。

唐仁古墳群が立地する大塚砂州の形成が一番古く，その後海側へ砂丘が成長していく過程で，横瀬砂州が形成され，最後に現在日南国定海岸の一部である志布志砂州が形成されていった。

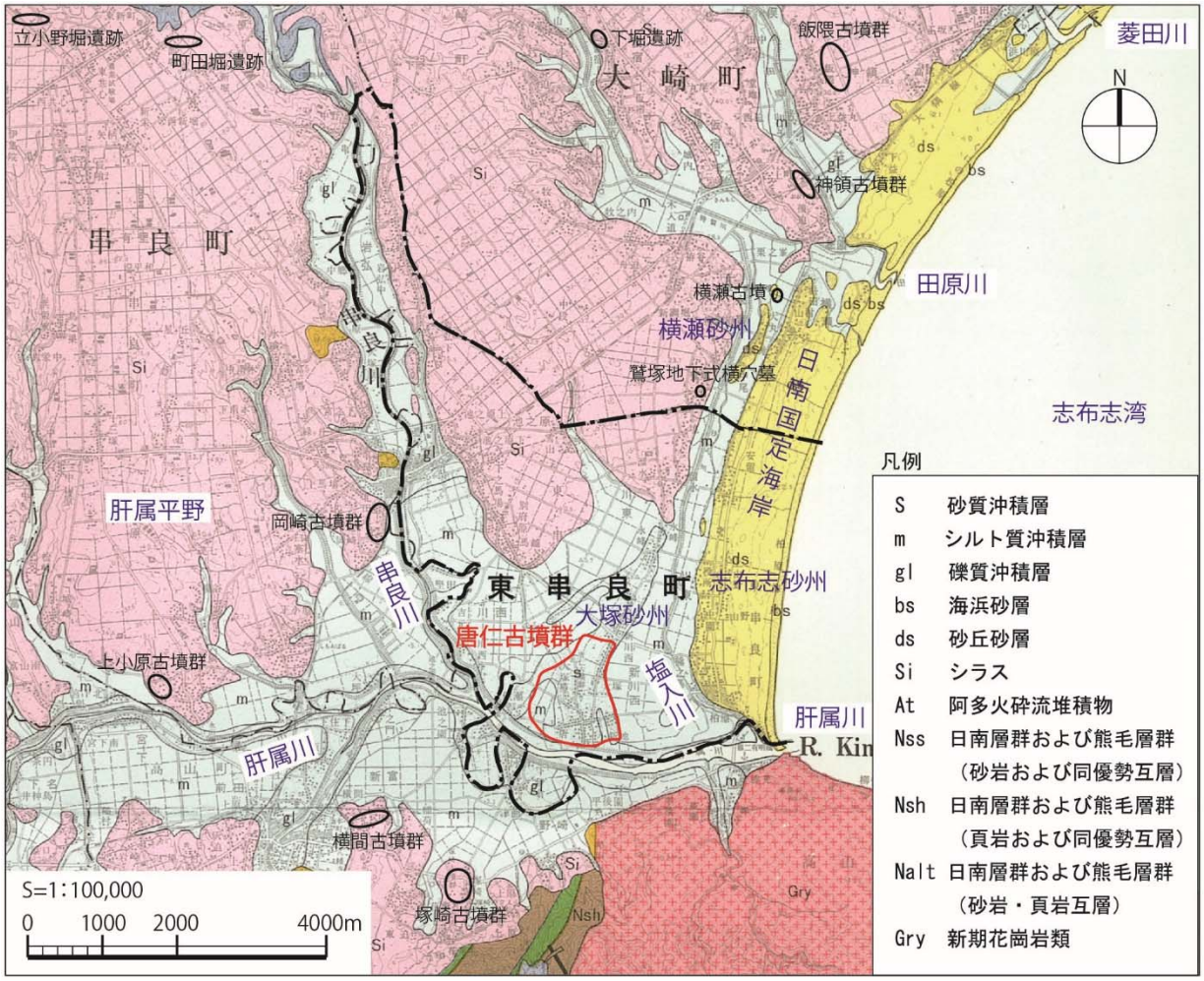

図 2-2　東串良町周辺地形分類図（鹿児島県（編）1990 より引用）

第２節　社会的調査

１　沿革

東串良町の今日に至る発展は，古くは古代にさかのぼり，10世紀の史料である『和名類聚抄』に掲載されている大隅国姶羅郡串占郷に属していたと考えられている。平安時代以降になると串良院に属しその後，藩政時代には肝属郡に属し，串良郷に含まれていた。串良郷は上小原村，下小原村，有里村，岡崎村，細山田村，池之原村，岩弘村，川西村，新川西村，川東村の10ヶ村で構成されていた。特に串良郷は，池之原村に豊栄野町，新川西村に唐仁浦町，川東村に柏原浦町と２つの浦町と野町を置くことが許されていたところからも，串良郷の大郷ぶりが窺える。串良郷は大郷ゆえに，藩政時代の初めから終わりまで固定したものではなく，村の統廃合が進んでいた。

明治時代に入り，明治維新の大改革により郷役が廃止され新たな制度による統治がされる中，明治４（1871）年～９（1876）年頃の間に柏原，唐仁，豊栄は町として設置され独立した。また，明治17（1884）年には，池之原村（池之原村，豊栄町，岩弘村，川西村，唐仁町，新川西村，柏原町，川東村）と，岡崎村（岡崎村，上小原村，下小原村，有里村，細山田村）に分かれ，後にこの体制で町村制施行に移行した。

明治22（1889）年４月，市町村制施行で串良川を境に西串良村（旧岡崎村）と東串良村（旧池之原村）に分村した。村制を施行してから，明治，大正，昭和と東串良村は産業，経済，教育，交通など時代と共に発展し，昭和７（1932）年10月の町制施行に伴い，現在の「東串良町」が誕生し，今日に至る。

２　人口の動向

本町の人口は，昭和25（1950）年の11,971人をピークに我が国の経済が高度経済成長期へと向かい，それに伴い中高新卒者や出稼ぎ者が都市へと流出し，今日まで減少を続けている。昭和25年（1950）国勢調査では11,971人だった人口は，昭45（1970）年には1万人を切り，平成27年（2015）には6,530人となっており，昭和25年から平成27（2015）年までの55年間で5,441人減少している。また，将来の人口予測では，令和17（2035）年には総人口が4,455人となり，高齢化率は45.9%まで増加すると見込まれている。

年齢階層別人口でみると，幼年人口，若年人口の急激な減少と高齢者の増加が際立っている。令和７（2025）年の推計では高齢者比率が44%と推測される。

このことから，平均寿命の伸びと相まって，人口の高齢化は今後も進行すると予測され，このことが高齢者医療，福祉行政面等に大きな影響を及ぼすことは避けられない状況となっている。

表 2-1　総人口の推移

（単位：人）

区　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	**8,119**	**7,868**	**7,530**	**7,122**	**6,802**	**6,530**
15 歳未満	1,502	1,336	1,117	877	853	871
	18.5%	17.0%	14.8%	12.3%	12.5%	13.3%
15～64 歳	4,939	4,533	4,196	3,878	3,645	3,347
	60.8%	57.6%	55.7%	54.5%	53.6%	51.3%
65 歳以上	1,678	1,999	2,217	2,367	2,304	2,312
	20.7%	25.4%	29.4%	33.2%	33.9%	35.4%

資料：国勢調査

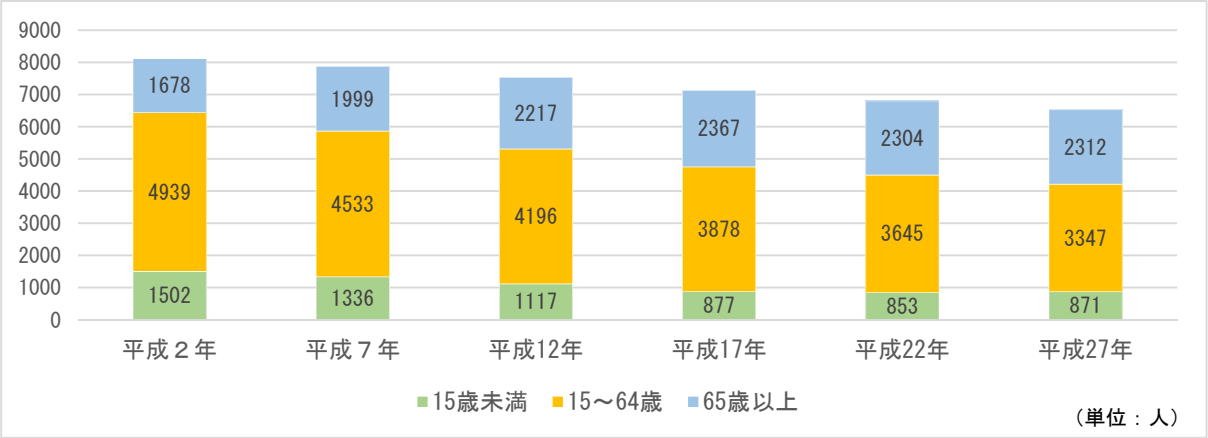

図 2-3　総人口の推移

３　産業

東串良町の産業は第一次産業である農業を主体としている。しかし，昭和35（1960）年の就業人口は5,475人をピークに年々減少し，平成27年には3,249人となっており，その構成比率は第一次産業が33.1%，第二次産業が18.0%，第三次産業が48.9%となっている。これは，県全体と比較して第一次産業（県9.5%）が高く，第二次産業（県19.4%）及び第三次産業（県71.1%）が低い状況になっている。産業別就業人口の構成比においては，第一次産業が低下しているが，これは第二次・第三次産業に移行したものは極めて少なく，町外への流出，高齢化の進展，及び後継者の減少によるものである。また，第二次・第三次産業の人口増加は，建設業，製造業，増加傾向にある介護サービスの増加によるものである。

表 2-2　産業別就業人口の推移

（単位：人）

区　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就 業 人 口	**4,081**	**3,935**	**3,639**	**3,503**	**3,368**	**3,249**
第一次産業	1,693	1,553	1,291	1,251	1,184	1,075
就業人口比率	41.5%	39.5%	35.5%	35.7%	35.2%	33.1%
第二次産業	898	780	757	656	582	584
就業人口比率	22.0%	19.8%	20.8%	18.7%	17.3%	18.0%
第三次産業	1,490	1,602	1,591	1,590	1,597	1589
就業人口比率	36.5%	40.7%	43.7%	45.4%	47.5%	48.9%

資料：国勢調査

４　観光

近年，公園及びキャンプ場の整備を実施し施設の充実を図ったことにより，若干ではあるが観光客や交流人口は増えつつある。しかしながら，本町においては，宿泊施設（ホテル・旅館）等の立地がないため，観光客は近隣市町への宿泊となっている。このような現状を踏まえ，ホテル・旅館の建設を促すため条例を整備し誘致に努めている。

また，国家石油備蓄基地，豊かな自然（日南海岸国定公園），文化・歴史（唐仁古墳群，柏原大相撲），食（黒毛和牛・ウナギ）など他地域に誇れる素材が多数存在している。なかでも，毎年４月頃

には，柏原海岸に面積約4.3haに黄色い絨毯を敷き詰めたように町花でもある黄花ルーピンが咲き誇り，休日には多くの家族連れが訪れる。今後も，数少ない観光資源を町内外に発信しなければならない。

表 2-3　観光客入込数及び宿泊者数の推移

（単位：人）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
観光客入込数（延べ）	103,237	102,108	104,235	109,412	110,774
宿泊者数	0	0	0	0	0

資料：観光統計

写真 2-2　ルーピン畑

写真 2-3　柏原海岸

5　交通・アクセス

県外から東串良町へ向かうアクセスとしては，主に鹿児島空港と鹿児島中央駅が起点となる。

（鹿児島空港起点）

鹿児島空港（霧島市）から東串良行の直通バスはなく，空港リムジンバスを利用し鹿屋で乗り換え，バス停「東串良」で下車。

（鹿児島中央駅起点）

鹿児島中央駅からは路線バスで鴨池フェリー乗り場まで行き，フェリーに乗り，垂水フェリー乗り場で志布志行きの路線バスに乗り換え，バス停「東串良」で下車。

（大阪方面から）

大阪方面からの公共交通機関としては，「フェリーさんふらわあ」を利用し大阪から12時間程度で志布志港へ到着する。その後，路線バスを利用し，バス停「東串良」で下車する。

いずれの場合も唐仁古墳群には「東串良」バス停下車後，近くのタクシーを利用して現地まで向かうこととなる。

図 2-4　町内主要交通及び施設位置図

第３節　歴史的調査の成果

１　旧石器時代

東串良町では旧石器時代の遺跡及び遺物は現在発見されていない。近隣市町では鹿屋市のシラス台地上で旧石器時代の遺跡が多く確認されている。西丸尾遺跡では，ナイフ形石器・剥片尖頭器・三稜尖頭器等が，在地の石材や北薩地域の石材を使ったものも出土しており，モノ・人の動きがあったことが分かっている。

２　縄文時代

東串良町では現在のところ，縄文時代の遺跡・遺物は発見されていないが，近隣市町では縄文時代早期を中心に多くの遺跡が発見されている。

縄文時代草創期の遺跡は少ないが，鹿屋市伊敷遺跡が著名で，隆帯文土器や石斧が出土している。

縄文時代早期になると，遺跡数が増加する傾向がみられる。代表的な遺跡として，肝付町鐘付遺跡では，集石遺構や塞ノ神式土器の埋設土器等が確認されている。

縄文時代前期になると遺跡数はやや少なくなる。また，鹿屋市神野牧遺跡等では在地の深浦式土器に加え，轟式土器や曽畑式土器が出土しており，汎九州的な様相が強くなるようである。

縄文時代中期の遺跡数も少なく，代表的な遺跡としては榎木原遺跡が挙げられる。春日式土器や阿高式土器などの他，船元式土器が出土し，船元式土器は少量の出土であったが，瀬戸内地方との関連を知る上で貴重な資料となっている。

縄文時代後・晩期になると遺跡数が再び増加傾向になる。鹿屋市の複数の遺跡では縄文時代後期の指宿式土器や市来式土器や，鹿屋市内複数の遺跡から縄文時代晩期の上加世田式～刻目突帯文土器などが出土している。また，縄文時代晩期の竪穴住居跡も検出されている。

３　弥生時代

弥生時代の遺跡は，東串良町内でも広く確認されている。発掘調査が行われた遺跡としては，西牟田遺跡と下伊倉遺跡がある。西牟田遺跡の主体は，弥生時代中期の山ノ口式土器であるが，北部九州系の袋状口縁長頸壺がほぼ完全な形で出土していることが注目される。この他，土製勾玉や軽石製品が出土した他，竪穴住居跡が１基検出されている。

下伊倉遺跡では，弥生時代中期の溝状遺構２本や山ノ口式土器，磨製石鏃などが発見されている。なお，唐仁古墳群内でもほ場整備事業に伴う調査の際に弥生時代中期の壺形土器が出土している。

また，近隣市町では，弥生時代中期から終末期の遺跡として，大崎町で唐仁と同じように砂丘帯に発見された沢目遺跡から，竪穴住居跡や土坑，柱跡等の遺構や入来Ⅰ・Ⅱ式，山ノ口Ⅰ・Ⅱ式，須玖式土器や，鉄製品等が確認されている。

更に，鹿屋市の王子遺跡からは弥生時代中期末から後期初頭にかけての大規模な集落跡も確認され，古代南九州を知る貴重な遺跡となっている。遺物においても在地の山ノ口式土器と瀬戸内系や北九州の土器が共伴する事例など，弥生時代の文化圏や交流状況を考える上でも重要な資料となっている。同じ鹿屋市串良町の西ノ丸遺跡からも，弥生時代中期前葉から中期後葉頃にたくさんの住居跡とそれを囲む大型の溝（大濠）や石包丁が確認されている。西ノ丸遺跡は肝属川と串良川に挟まれた現在も水田地帯が広がる場所に確認されていることから，これらの水田地帯で得た豊かさが，次の時代へ受け継がれているのかもしれない。

４　古墳時代

古墳時代に入り大隅半島でも古墳時代前期中葉頃から古墳の築造が開始された。唐仁古墳群１号墳は古墳時代中期前葉に築造された前方後円墳で測量図から読み取れる現状は墳長140m，前方部長70m，前方部高4.0m，後円部径65.0m，後円部高10.7m，くびれ幅28.0mで鹿児島県内では最も大きな前方後円墳である。後円部墳頂には竪穴式石室の蓋石が確認されており，昭和７年の調査では，石室内は赤く塗られ，大型の石棺と短甲が置かれていたと記録されている。１号墳の築造からしばらくして100号墳（役所塚）が築造されるが，同時期の古墳に大崎町の横瀬古墳が築造されていることから肝属平野の首長墓系譜が唐仁古墳群から横瀬古墳へと移行したことが分かる。その後16号墳（薬師堂塚）の築造を最後に唐仁古墳群での古墳築造は終焉を迎える。

前方後円墳以外は，中型の円墳も少数存在するが，多くの古墳は現況で直径1.7～12m程度の小型の円墳である。過去に行われた19号墳の発掘調査では周溝の検出，土師器高杯や杯，須恵器壺，その周辺からの赤色顔料などの祭祀に関連するとみられるものの発見など唐仁古墳群における小規模円墳の様相がわずかではあるが見ることができる。

また，唐仁古墳群では九州南部の地域的墓制である地下式横穴墓が現在のところ確認されていない。その他唐仁古墳群が存在する志布志湾沿岸には，肝付町塚崎古墳群や大崎町横瀬古墳，神領古墳群，鹿屋市岡崎古墳群など複数の古墳群が造営されている。しかし，それらの古墳群に伴う集落跡等が確認されておらず，当時の生活圏については不明である。

５　古代～中世

古代における現在の東串良町域は，10世紀前半の史料である『和名類聚抄』に掲載されている大隅国姶羅郡串占郷に属していたと思われる。平安時代末期以降になると串良院に属し，北部は「串良院内岩弘名」として志布志市の大慈寺に寄進されており，南部・東部には柏原別符が開発された。

中世になると肝付氏の影響が強く現れるようになる。唐仁・下伊倉地区が中世海上貿易の拠点で，肝付氏の交易に係わる経済拠点として下伊倉城が築造される。下伊倉城跡は発掘調査が実施されており，溝，濠，ピット，古道，井戸状遺構などの遺構が検出された。遺物の出土量はさほど多くなかったが，青磁，白磁，染付，備前焼，土師器，羽釜など多種の遺物が発見された。また，調査の結果から確認されている二重の濠と併せて大きく蛇行していた肝属川を利用した，実質三重濠を廻らせており，鹿児島県内において数少ない平城であったと報告されている。

なお，南北朝以後，将軍方の島津氏と南朝方の肝付氏本宗と結ぶ北原氏の勢力は当地において対立した。両氏に関連する遺跡として，島津氏重臣である平田重宗により築城された岩弘城や，第６代当主島津氏久の逆修宝塔，肝付兼経夫妻の宝篋印塔等，東串良町の全域で多くの逆修（追善供養）塔が見つかっており，肝付氏と島津氏の関連遺跡が見受けられる。

６　近世～近代

江戸時代には，現在の東串良町全域が肝属郡に属し，串良郷に含まれた。串良郷には，豊栄に野町があり，後には唐仁や柏原も浦町となって庄屋が軒を並べるようになるなど，当時の串良郷の繁栄ぶりが窺える。この当時栄えていた庄屋の名家の痕跡が，古石塔として柏原地域には多数確認されている。唐仁は波見浦と共に中世以来海外との交易の拠点であったが，江戸時代中期に肝属川河口の柏原との間が干拓され，湊としての機能が柏原に移ると，唐仁は交易・商業に関わる浦町の役割が主となる。一方の柏原は，文政11（1828）年頃以降，調所広郷の下，積極的に南西諸島との貿易に

関わり，砂糖専売と上方や江戸への廻米などに利用する薩摩藩の御用船の雇船の拠点としての役割を担うようになる。

明治になると，産業基盤の整備と農業の生産性の向上が図られ，低湿地の開発のための耕地整理が明治後半から実施され，昭和初期までにほぼ完成した。また，明治22年に市町村施行により，串良郷から西串良村と共に分村し東串良村として発展してきた。

７　近代～現代

（１）唐仁古墳群史跡指定に関する経緯

唐仁古墳群の指定に向けた正確な記録は残っていないため，詳しい経緯は不明であるが，昭和３（1928）年12月には国史跡として指定するよう申請が出されている。

その後紆余曲折あり，昭和９（1934）年１月22日に国史跡として指定を受けた。昭和11（1936）年には，指定されてから各方面より見学者が著しく増加したことが記録されており，昭和10（1935）年に宮崎県と鹿児島県において陸軍特別演習が挙行されることを受け，より多くの人が来鹿することを見越し，唐仁古墳群を認識してもらうため，管理費の補助申請書を提出している。当時造られたものが，標識４ヶ所，標柱１ヶ所，図版２ヶ所，注意札で，注意札以外は現在も確認されている。

その後第二次世界大戦が始まり戦時下の中，食糧難等もあり古墳周辺の田畑の開発が進み，古墳を開墾してしまった事例もあった。また，戦後において古墳の中に埋葬されているものに興味を持った住民や地主等により石棺が開けられる等，墳丘への開発行為が多くあったと言われている。

（２）その他町の状況

大正３（1914）年の桜島の大噴火等もあり，複雑に蛇行していた肝属川・串良川・塩入川の河川改修事業も昭和11年以降進められ，堤防の築造，蛇行箇所の直線化などが行われた。この工事に伴い，下流域にあった唐仁古墳群の一部が消滅してしまう事態となった。

昭和60（1985）年には柏原海岸に志布志国家石油備蓄基地が計画されたことを受け，地元住民からの激しい抗議デモが行われたが，事業は進み平成５年12月には全面操業が開始された。しかし，この石油備蓄基地の建設に伴い，柏原海岸の砂浜浸食被害が発生し浸食を食い止めるために，工事費22億円をつぎ込んで全長230mの突堤が建設されたが，翌年の台風被害等で海岸の浸食が止まることはなく，新聞報道等で「やせ細る砂浜」と掲載された。

昭和62（1987）年には国鉄大隅線の廃止が決定し，豊栄にあった東串良駅も廃止となった。

８　域内の文化財

東串良町には，本史跡である国指定文化財，県指定文化財，町指定文化財を含め，17件の指定文化財が所在している。また，指定はされていないものの，町内には中世のものと思われる古石塔や南九州の特色である田の神等数多くの文化財が確認されている。

表 2-4　指定文化財一覧

区　分	番号	名　称	種　類	指定年月日
国指定文化財（1件）	1	唐仁古墳群	記念物（史跡）	昭和９年１月22日
県指定文化財（1件）	2	新川西の田の神像	有形民俗文化財	昭和43年３月29日
町指定文化財（15 件）	3	熊野神社の宝篋印塔	記念物（史跡）	昭和50年４月１日
	4	専念寺の仁王像	有形民俗文化財	昭和50年４月１日
	5	唐仁墓地入口の仁王像	有形民俗文化財	昭和50年４月１日
	6	唐仁墓地入口の六地蔵	有形民俗文化財	昭和50年４月１日
	7	唐仁の八月踊り	無形民俗文化財	昭和52年12月20日
	8	島津氏久の逆修宝塔	記念物（史跡）	昭和53年11月10日
	9	荻原家武家門	記念物（史跡）	昭和53年11月10日
	10	安留の観音像	有形民俗文化財	昭和56年12月15日
	11	専念寺の地蔵像	有形民俗文化財	昭和56年12月15日
	12	吉元の一石五輪塔	記念物（史跡）	昭和56年12月15日
	13	薬師如来像	有形文化財（彫刻）	昭和59年10月16日
	14	池之原小学校の欅	記念物（天然記念物）	平成４年10月14日
	15	溜水の六地蔵	有形民俗文化財	平成８年３月10日
	16	柏原相撲甚句踊り	無形民俗文化財	平成９年10月15日
	17	安留の田の神像	有形民俗文化財	平成23年11月15日

写真 2-4　唐仁古墳群（１号墳）

写真 2-5　新川西の田の神像

写真 2-6　柏原相撲甚句踊り

表 2-5　その他の文化財一覧（周知の埋蔵文化財包蔵地を除く）

番号	名　称
18	地蔵角の地蔵
19	柏原内山勉宅の地蔵
20	柏原仲之町の地蔵
21	柏原新町の地蔵
22	柏原東仲町の地蔵①
23	柏原東仲町の地蔵②
24	柏原東仲町の六地蔵
25	吉川良美宅角の地蔵
26	柏原粟寺の地蔵
27	柏原粟町の地蔵
28	立石シツ宅の地蔵
29	江川辰則宅角の地蔵
30	柏原倉之下水神横の地蔵
31	熊之馬場の地蔵
32	熊之神社境内の地蔵
33	唐仁十文字の地蔵
34	唐仁の地蔵
35	唐仁明山寺跡の地蔵
36	大塚の地蔵
37	新川西十文字の地蔵
38	溜水の地蔵
39	池之原上の地蔵
40	豊栄の地蔵・豊栄の六地蔵
41	吉元の地蔵
42	岩弘山之井屋敷跡の地蔵
43	岩弘中南羽坪墓地の地蔵
44	下伊倉の観音像・弥勒菩薩
45	唐仁明山寺跡の観音像
46	嶋戸家の観音像
47	新川西の観音像
48	豊栄上の観音像
49	熊之馬場関浩二宅の観音像
50	池之原下の観音像

番号	名　称
51	柏原の観音像
52	安留外園宅地内の観音像
53	山野のジロンマドン
54	岩弘中の田の神
55	池之原の田の神
56	吉元の田の神
57	川西の田の神
58	俣瀬の田の神
59	唐仁の田の神
60	新川西の田の神
61	岩弘中園宅の田の神
62	永峯の田の神
63	中園の田の神
64	溜水八幡神社の田の神
65	唐仁明山寺跡の仁王像
66	岩弘青木宅の仁王像
67	熊野神社境内の仁王像
68	豊栄の仁王像（大山津見神社境内）
69	豊栄の仁王像（尾方宅）
70	溜水の仁王像
71	唐仁瀬戸山宅前石敢當
72	唐仁横町石敢當①②
73	唐仁横町石敢當③
74	熊之馬場萩原宅前石敢當
75	柏原の石敢當
76	柏原蒲地宅の石敢當
77	水神祠（岩弘林田堰側・井出神社中）
78	水神祠（岩弘上（青木宅近く道路際)）
79	水神祠（岩弘中（市園宅近く)）
80	水神祠（岩弘下公民館側）
81	水神祠（岩弘城下（山之井屋敷跡)）
82	水神祠（豊栄橋入口南側堤横）
83	水神祠（池之原（林田用水路側)）

番号	名　称
84	水神祠（下之馬場（林田用水路側)）
85	水神祠（別府原（船迫宅前)）
86	水神祠（馬越（福岡宅前)）
87	水神祠（吉元公民館敷地内）
88	水神祠（川西公民館敷地内）
89	水神祠（俣瀬東（橋手前東側)）
90	水神祠（俣瀬西（町境近く)）
91	水神祠（唐仁（十文字を南へ川の側)）
92	水神祠（唐仁（唐仁古墳 131 号側)）
93	水神祠（大塚神社境内）
94	水神祠（大塚（小村宅横)）
95	水神祠（小新地（集落の南川の近く)）
96	水神祠（新川西（田神の横)）
97	水神祠（永峯（永峯十文字を溜水方向へ)）
98	水神祠（安留集落センター敷地内）
99	水神祠（役所（公民館より西へ 100m)）
100	水神祠（上山野公民館敷地内）
101	水神祠（中園（田の神横)）
102	水神祠（柏原（江川水産前)）
103	水神祠（古市（永峯鰻を田んぼへ直進)）
104	水神祠（下伊倉（山林側・堰近く)）
105	水神祠（溜水（外西建業前)）
106	岩弘下古園墓地古石塔
107	岩弘下岡元墓地古石塔群
108	池之原共同墓地古石塔
109	別府原上別府宅古石塔
110	吉元小園宅五輪塔
111	役所山王社古石塔
112	上山野堂瀬戸の古石等群
113	溜水栄泉寺跡古石塔
114	岩弘上凡字古石塔
115	柏原坪山宅板碑

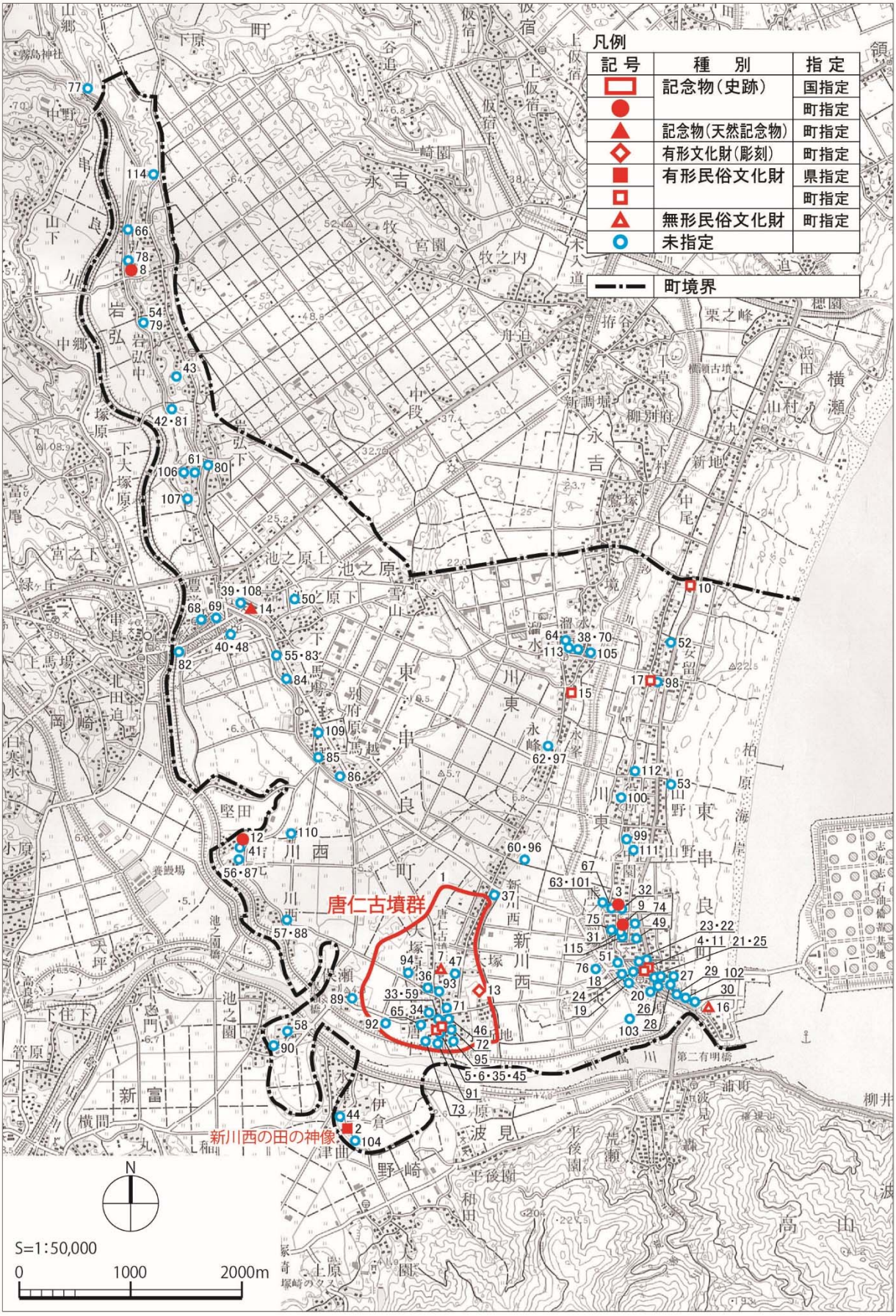

※図中番号は表2-4，2-5に対応

図 2-5　東串良町文化財位置図（周知の埋蔵文化財包蔵地を除く）

表 2-6　その他の文化財一覧（周知の埋蔵文化財包蔵地）

番号	遺跡名	街区大字名	現状	遺跡の時代	遺跡の種別
1	舟塚	川東溜水･境･舟塚	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
2	麦塚	新川西麦塚	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
3	新川西	新川西麦塚	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
4	城山	下伊倉城山	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
5	役所	川東役所	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
6	安留	川東安留	保存	弥生時代,弥生時代 後期～終末	散布地
7	中区	岩弘中区	保存	弥生時代,弥生時代 中期	散布地
8	市ノ園古墳群	岩弘市ノ園	保存	古墳時代	古墳
9	上市ノ園古墳群	岩弘	保存	古墳時代	古墳
10	牧内古墳	岩弘	保存	古墳時代	古墳
11	後迫	岩弘	保存		散布地
12	下伊倉	新川西下伊倉	保存	弥生時代	散布地
13	下伊倉城跡	新川西下伊倉	保存	古代,中世,近世	城館跡
14	岩弘城跡	岩弘下	保存	中世,中世 室町	城館跡
15	堀込城跡	川西俣瀬	保存	中世	城館跡
16	別府ヶ城跡	新川西別府ヶ城	保存	中世	城館跡
17	曲之城跡	川東	保存	中世	城館跡
18	笹塚城跡	川西	保存	中世	城館跡
19	熊野経塚	川東熊野	保存		その他
20	かせばっどんの墓	柏原熊之馬場	保存	中世,中世 鎌倉,中世 南北朝,中世 室町	その他
21	岩弘上新興寺跡古石塔群	岩弘上共同墓地	保存	中世,中世 鎌倉,中世 南北朝,中世 室町	その他
22	山王どん	役所山王社	保存	中世,中世 鎌倉	その他
23	俣瀬の古石塔群	俣瀬俣瀬橋横	保存	中世,中世 南北朝,中世 室町	その他
24	大塚原古石塔群	大塚原	保存	中世,中世 室町	その他
25	下伊倉古石塔群	下伊倉	保存	中世,中世 室町	その他
26	薬丸氏宅宝塔	唐仁	保存	中世,中世 室町	その他
27	瀬戸山氏宅宝塔	唐仁	保存	中世,中世 室町	その他
28	神様	熊之馬場	保存	中世,中世 室町	その他
29	岩弘上偶善寺跡古石塔	岩弘上共同墓地	保存	中世,中世 室町	その他
30	岩弘中南羽坪古石塔	岩弘中	保存	中世,中世 室町	その他
31	岩弘上上羽坪古石塔	岩弘中	保存	中世,中世 室町	その他
32	下馬場墓地古石塔	池之原	保存	中世,中世 室町	その他
33	瀬戸上氏奥宝塔	唐仁	保存	中世,中世 室町	その他
34	唐仁明山寺跡古石塔群	唐仁	保存	中世,中世 室町	その他
35	氏神さあ	唐仁	消滅	中世,中世 室町	その他
36	唐仁古墳群 123 号上古石塔	大塚原	保存	中世,中世 室町	その他
37	唐仁古墳群	新川西･大塚･小村他	保存	古墳時代	古墳
38	熊野神社･宝篋印塔	川東熊之馬場	保存	中世,中世 鎌倉	その他
39	島津氏久の逆修宝塔	岩弘上墓地	保存	中世,中世 南北朝	その他
40	吉元の一石五輪塔	川西吉元墓地	保存	中世,中世 室町	その他
41	古市	新川西古市	保存	弥生時代,古代,中世,近世	散布地
42	西牟田	川西西牟田	保存	弥生時代	散布地
43	吉元	川西吉元	保存	弥生時代	散布地
44	港原 A	前牟田	保存	古墳時代	散布地
45	港原 B	前牟田	保存	古墳時代	散布地
46	新堀	別府原	保存	弥生時代,古墳時代	散布地
47	西永峰	新川西字西永峰	保存	古代,古代 平安	散布地
48	鞍田	池之原	保存	古墳時代	散布地
49	大園	池之原	保存	古墳時代	散布地

※図中番号は表2-6に対応

図 2-6　その他の文化財位置図（周知の埋蔵文化財包蔵地）

第３章　史跡の概要

第１節　指定に至る経緯

１　発見～昭和９（1934）年の指定（戦前）

昭和３（1928）年12月に，唐仁古墳群を国史跡として指定するようにとの申請書が当時の鹿児島県知事から文部大臣に出された。この時は唐仁大塚古墳（１号墳）（以下，「１号墳」という。）のみの指定に関する意見具申であった。しかし，昭和４（1929）年1月に文部省宗教局長から鹿児島県知事に対し「史跡指定の見込みはあるものの，実地調査実施の上，決定すべき」との意見書が出され，この時点では指定されなかった。昭和６（1931）年12月に再度鹿児島県知事から唐仁古墳群として指定を目指す意見具申書が出され，同年にひとまず仮指定を受け，併せて「本指定は適当な機会に審査いたすべし」との意見が出された。その後，昭和８（1933）年12月に東串良町から古墳調書が文部大臣あてに提出され，この調書を基に昭和９年１月22日に史跡指定の官報告示が出された。

２　指定～平成 29（2017）年の追加指定及び指定解除

（１）指定～戦後～追加指定までの状況変化，問題

唐仁古墳群は昭和９年に国史跡として指定され，町民の古墳に対する意識は高まっていた中，第二次世界大戦が始まり，食糧難からの古墳周辺の開墾が見られるようになり，更に，昭和２（1927）年～25（1950）年頃にかけて実施された耕地整理事業，昭和40（1965）年頃実施の土地改良換地処分等により，指定当時から現状や地番が大きく変更されている箇所も多く，文化財に対する適切な手続きが執られていたとは言えない状況にあった。

また，唐仁古墳群域内は民有地が多く現在は宅地や田畑となっており，住民生活と密接に関係しているが，古墳本来の大きさや位置等が不明確であったり，地権者や住民等への史跡指定範囲や指定地内での保護措置の周知が不十分であったりした。そのため昭和から平成初期にかけては，開発行為等の無断現状変更も行われた。

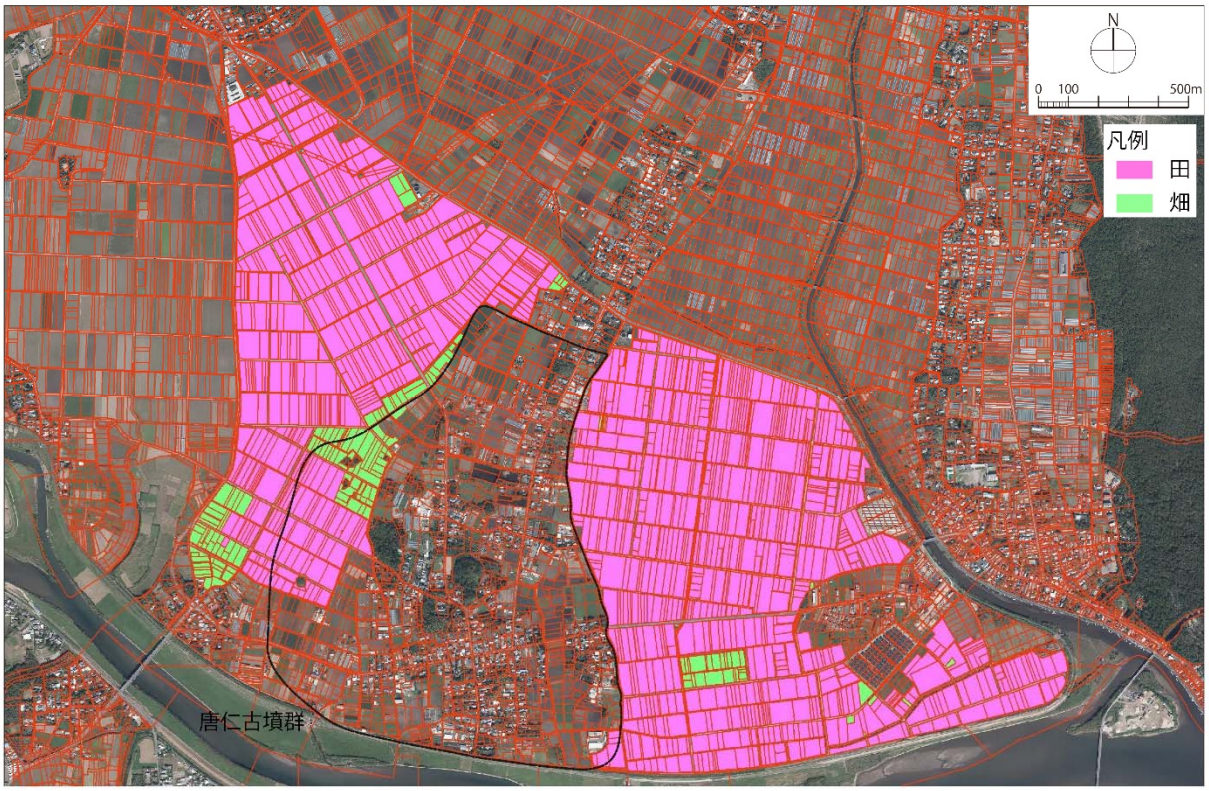

図 3-1　烏帽子地区及び前牟田地区ほ場整備対象地域

（２）地番変更の手続

東串良町は平成20（2008）年度より国の補助事業等を活用し，現地踏査・測量調査・発掘調査により各古墳の位置や現況，大きさ等を把握し，古墳の保護・活用に資するための記録作成に努めている。また，東串良町は各古墳に関する過去の経緯等の把握・整理も併せて実施し，その結果に基づき各古墳の保護・保存のために必要な事務手続等について文化庁及び県と協議を行い，唐仁古墳群132基の各古墳の状況と必要な手続き等について整理した。

まず東串良町は各古墳（墳丘）の所在地について，(A) 指定当時の地番に所在し特に問題のないもの22基，(B) 指定当時の地番に所在するが分筆・合筆等がなされているもの53基，(C) 指定当時の地番に所在しないもの57基という状況にあることを把握した。更に，調査の進捗により先のA～Cの一様ではないことがわかり，更に細かく分類し，各分類に必要な調査や事務手続を行うこととした。

※表3-1と次のように対応する　A～C：大分類　B1～C8：小分類

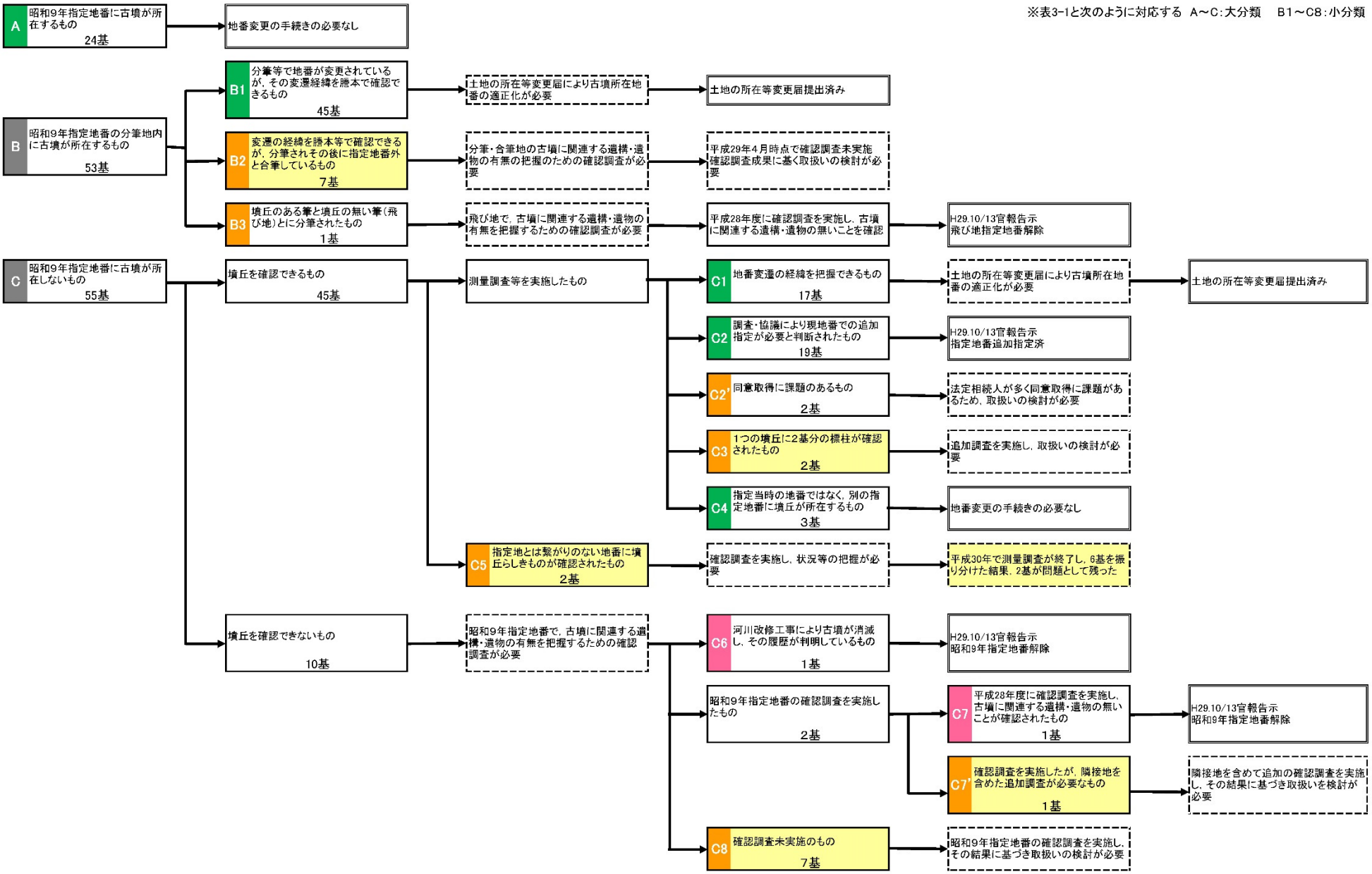

図 3-2　古墳所在地（指定地番等）に関する整理と作業の流れ（令和２年４月時点）

表 3-1　古墳の状況一覧

大分類	状況			数量		古墳番号										備考	小分類
A	昭和9年指定地番に古墳が所在するもの			24基		27	33	42	47	52	69	70	71	72	73	手続き等必要なし →指定範囲が明らかで適正に管理されている	A
						74	77	78	79	80	81	97	106	113	119		
						121	132	127	129								
B	昭和9年指定地番の分筆地内に古墳が所在するもの	分筆等の変遷が謄本で確認できるもの		53基	45基	1	2	3	4	5	6	7	8	11	14	平成26年3月及び7月に所在等変更届国提出済み →指定範囲が明らかで適正に管理されている	B1
						26	29	31	39	40	41	48	49	50	63		
						66	67	68	75	82	83	84	87	88	89		
						90	91	92	93	94	98	99	103	104	109		
						110	111	112	114	115							
		変遷が謄本等で確認できるが，分筆されその後に指定地番外と合筆しているもの			7基	9	10	13	15	24	100	122				確認調査を実施し，取扱いを検討する	B2
		指定地が分筆され，墳丘のある筆と墳丘の無い筆（飛び地）となっているもの			1基	28										平成28年度に飛び地の調査を実施し，遺構・遺物の無いことを確認 →H29.10/13官報告示飛び地指定地番解除。墳丘のある筆は現状維持	B3
C	昭和9年指定地番に古墳が所在しないもの	墳丘を確認できるもの	地番変遷の経緯を把握できるもの	45基	17基	17	18	20	21	22	32	34	35	36	37	平成28年度に土地の所在等変更届提出済み →指定範囲が明らかで適正に管理されている	C1
						45	55	60	61	116	117	118					
			調査の結果，現地番での追加指定が必要と判断されるもの		19基	16	19	25	30	38	43	44	51	53	54	H29.10/13官報告示 指定地番追加指定済	C2
						56	57	58	59	62	65	101	102	105			
			調査を実施したが，同意取得に課題のある古墳		2基	12	64									法定相続人が多く同意取得に課題があるため，取扱いを検討する必要がある	C2’
			調査の結果，一つの墳丘に2基分の標柱が確認されたもの		2基	95(96)										95号墳と96号墳の2基分の標柱が同一墳丘にある 追加調査を実施し，取扱いを検討する	C3
			調査の結果，指定当時の地番ではなく，別の指定地番に墳丘が所在することが確認されたもの		3基	76	107	128								手続き等必要なし →指定範囲が明らかで適正に管理されている	C4
			指定地とは繋がりのない地番に墳丘らしきものが確認されたもの		2基	123	130									平成30年度で測量調査が終了し，6基を振り分けた結果，残った問題のある古墳 →取り扱いを検討する	C5
		墳丘を確認できないもの	河川改修工事により古墳が消滅したことが判明したもの	10基	1基	131										H29.10/13官報告示 昭和9年指定地番解除	C6
			確認調査を実施し古墳の無いことが確認されたもの		1基	120										H29.10/13官報告示 昭和9年指定地番解除	C7
			確認調査を実施した判断保留の古墳		1基	125										追加調査を実施し，取扱いを検討する	C7’
			墳丘が確認できず，確認調査未実施の古墳		7基	23	46	85	86	108	124	126				確認調査を実施し，取扱いを検討する	C8

※大分類と小分類は図3-2と対応する

（３）追加指定及び解除の手続き

平成29年度には昭和９年指定当時の地番に墳丘等がなく，指定されていない別の地番に当該古墳が所在することが確認されたもの19基（小分類）の追加指定，調査の結果遺構・遺物がないことが確認された古墳３基の指定解除を具申し，古墳所在地の適正化を図った。

３　平成 30（2018）年～現在

平成30年度からも測量調査が終わっていない古墳の測量を実施し，墳丘が確認されているすべての古墳の測量が終了した。平成31（2019）年度（令和元年度）は古墳を取り巻く周辺地域の地形測量を実施した。

第２節　指定の状況

１　指定告示

国指定史跡唐仁古墳群は，昭和９年１月22日に以下のとおり国史跡として指定を受けた。

（１）昭和９年指定

１）名　称：唐仁古墳群
２）類　型：史跡
３）指定年月日：昭和９年１月22日　文部省告示第25号
４）指定基準：史跡名勝天然記念物保存法に基づき，保存要目「史跡の部第三（古墳）と第九（考古学上重要な遺跡)」として，指定された。

（２）平成 29 年の追加指定及び指定解除

平成29年度には昭和９年指定当時の地番に墳丘等がなく，指定されていない別の地番に当該古墳が所在することが確認されたもの19基（小分類）の追加指定を行った。

１）名　称：唐仁古墳群
２）類　型：史跡
３）指定・解除年月日：平成29年10月13日　文部科学省告示第142号
４）指定基準：文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の指定基準として指定された。

２　指定説明文とその範囲

（１）昭和９年の指定

１）指定説明文

肝属川下流ノ左岸字唐仁町ナル大塚ヲ中心トセル大小百數十基ノ古墳群ナリ北部及東部ノモノ概ネ大ニシテ西部ノモノハ小サク直徑約一間ニ過キサルモノアリ大塚ハ前方後円墳ニシテ南面シ長徑約八十間後円部ノ徑約三十八間高サ三十六尺前方部ノ封土ハ著シク削ラレ高サ約十尺

ニ過ギス環隍ハ後円部ノ外側ニ最善ク存シ幅廣キ處約十二間アリ後円部頂上ニ大塚神社社殿アリ周圍老樹欝蒼タリ社殿渡廊ノ下ニ堅穴式石槨アリ幅約四尺四寸長サ約十二尺底部ニ土砂堆積シテ今深サ約二尺八寸ヲ算ス内部ニ朱塗ヲ施シ底部ニ刳抜石棺アリ末ダ開カレサルモノト認メラル棺外ニ短甲破片散布セリ本古墳群ハ大隅ニ於ケル最著シキモノナリ

（文化庁ホームページ「国指定文化財等データベース」より引用）

2）指定面積：69,173.04㎡

3）指定地番：鹿児島県肝属郡東串良町大字新川西

字大塚	4851番ノ1，4936番，5065番，5068番ノ1，5068番ノ2
	5070番，5074番，5081番ノ2，5084番ノ1，5091番ノロ号
	5093番，5094番ノ1，5094番ノ2，5095番ノイ号
	5095番ノロ号大塚神社境内，5100番，5112番
字福元	5055番ノ2，5062番ノ2
字新地後	1530番，自1533番至1539番，1547番，1548番，1568番
字源升蒔	733番
字中野	510番，514番
字上町出口	1391番，1411番，1417番，自1405番至1407番
字向塚	1103番，1104番，1128番，1148番，
字大塚出口	自1461番至1463番，1467番，1468番，1470番
	1473番ノ2，1474番，1476番
字大塚原	1030番，1034番，1051番，1061番，1070番，1073番ノ2
	1078番
字善六曲	4943番
字栴元	4606番，4628番，4633番ノ1，4636番
字堂之下	4759番，4760番，4763番
字堀川畑	5164番
字古市	3590番
字小村	1481番，1482番ノ1，1482番ノ2，1483番
	自1486番ノ1至1486番ノ3，1487番ノ2，1492番ノ1
	1493番ノ2，1493番ノ3，1496番，1502番，1504番
	1505番ノ1，1507番，1508番，1526番，1527番

4）当時の指定状況の図面：図3-3のとおり

図 3-3　昭和９年提出の指定地図面（文化庁所蔵）

（２）平成 29 年の追加指定及び指定解除

１）指定説明文

史跡唐仁古墳群は，大隅半島東岸の湾沿岸に広がる肝属平野の，標高５～７ｍの縄文時代後期以前に形成されたと考えられる旧期砂丘帯に立地している。古墳群が所在する志布志湾沿岸には複数の古墳及び古墳群が造営され，南には史跡塚崎古墳群（肝付町），北には史跡横瀬古墳や神領古墳群（大崎町），西には岡崎古墳群（鹿屋市）などが所在する。

唐仁古墳群は，昭和９年１月22日，「本古墳群は大隅地域における最も著しきものなり」ということから132基が史跡として指定された。

古墳群は，古墳時代中期前葉（４世紀末５世紀初頭）の唐仁大塚古墳（１号墳）の築造を契機として造営が始まったと考えられる。唐仁大塚古墳は，墳長140m，後円部直径65m，前方部幅36m，後円部高10.7m，前方部高４ｍの県内最大の前方後円墳で，同時期では九州最大でもある。埋葬施設に関する詳細な調査は実施されていないが，昭和７年の山崎五十麿による調査記録によると，後円部墳頂に縦1.21m，横3.59m，高さ0.84mの竪穴式石室があり，そのなかに長さ2.68m，幅0.87m刳抜式舟形石棺があり，石棺外に短甲の副葬があったとされている。現在，後円部は社殿になっているが，床下に５枚の竪穴式石室の天井石が見える。このほか，役所塚古墳（100号墳）が，墳長55mの前方後円墳で，葺石を確認し，薬師堂塚古墳（16号墳）は，墳長47.4mの前方後円墳で，周溝が東側に残存していたとされる。それ以外は円墳で，直径44mの福留塚古墳（17号墳），直径43.6mの向塚古墳（33号墳）など中型の円墳も築かれているが，多くの古墳は現況で直径２～12mの小型円墳である。なお，地下式横穴墓が築かれないことは，他の古墳群とは異なる特徴である。

このように，古墳時代中期前葉としては九州最大級の前方後円墳である唐仁大塚古墳を嚆矢として，古墳群が形成された。この古墳群は古墳時代の大隅半島を中心とする九州南部における社会的・政治的情勢や首長の動向とその変遷を知るとともに，列島南端の古墳群として，当地域と大和王権との関係を考える上でも重要である。

さて，昭和９年の指定当時は132基であったが，その後の耕地整理事業，肝属川河川改修工事，圃場整備事業等により，指定当時から地形が改変されるとともに，地番が変更され，中には墳丘の形状が大きく改変されたとみなされる古墳も存在する。

このような状況を踏まえ，東串良町教育委員会では，唐仁古墳群を保存し活用するために，古墳の現状を把握することを目的に，平成20年度から現地踏査・測量調査及び古墳の有無を確認する発掘調査等を実施してきた。その結果，過去の河川改修によって131号墳が消滅したことを確認した。また，平成28年度には，指定時の地番に古墳墳丘を視認できない２筆について，周溝等の古墳関連施設の有無を確認する発掘調査を実施したところ，古墳に関する遺構・遺物を検出することができなかった。

今回は，昭和９年の指定地の地番に古墳がないが，その隣接地等で指定地となっていない別の地番に古墳が所在していることを確認した19基の追加指定と，確認調査により古墳のないことを確認したところ，消滅してしまったところの３筆，２基の古墳について指定解除し，保護の万全を図ろうとするものである。

これによって，現状では130基の古墳があり，そのうち地番・所有者等の確認をしているのは，前方後円墳３基と円墳119基で，今後，古墳の所在を確認するなどの措置が必要なものが８基となる。

（『月刊文化財』９月号＜平成29年９月１日発行＞29頁より引用一部改変）

２）面積：　追加指定　6,963.87㎡

　　指定解除　1,272.00㎡

３）地番：　追加指定　鹿児島県肝属郡東串良町新川西

　　字麦塚　　977番，980番

　　字大塚原　　1029番2，1068番1，1069番3

　　字上町出口　1410番1

　　字大塚出口　1459番，1471番，1474番2，1474番3，1474番4，1474番7

　　字小村　　1486番16，1492番2，1493番5，1515番1

　　字新地後　　1553番4，1556番1

　　字大塚　　5066番3，5081番5，5082番5

　　指定解除　鹿児島県肝属郡東串良町新川西

　　字新地後　　1568番

　　字大塚　　5112番1

　　字堀川畑　　5164番1

４）追加指定及び解除状況の図面：図3-4のとおり

史跡　唐仁古墳群

測量済古墳表示地形図

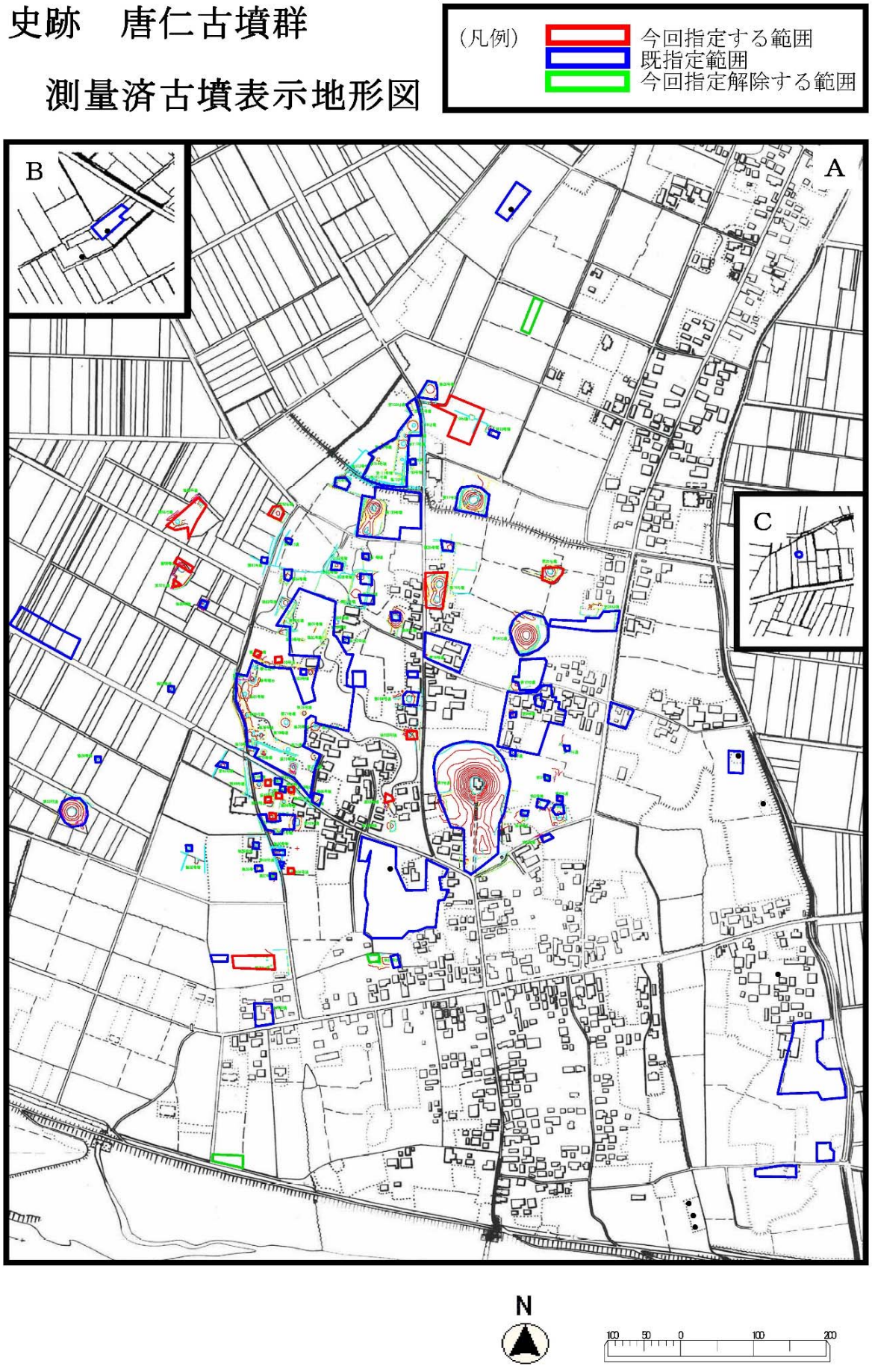

図 3-4　追加指定及び指定解除図面

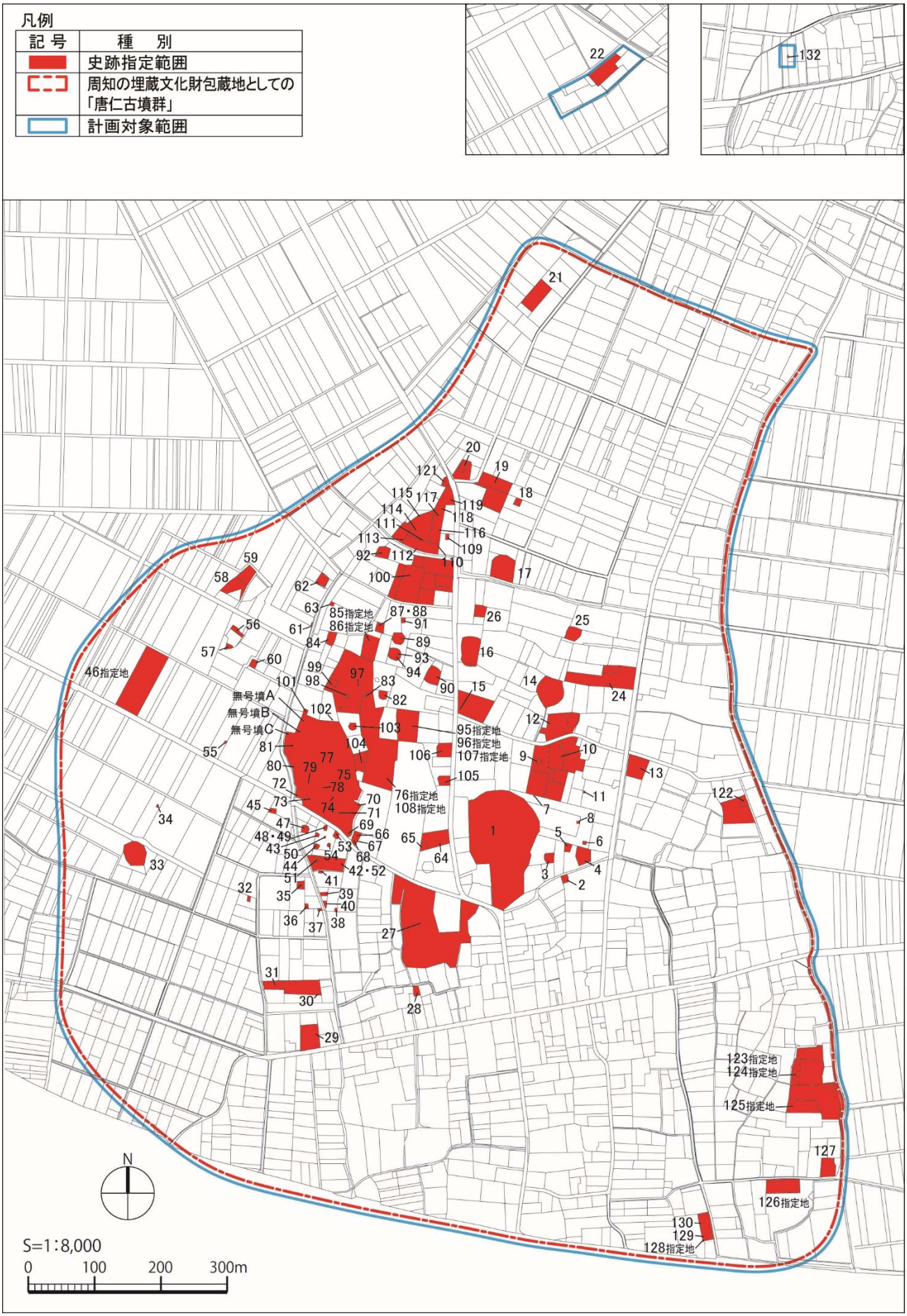
凡例
記号
種別
史跡指定範囲
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」
計画対象範囲
22
132
N
S=1:8,000
0
100
200
300m

図 3-5　史跡指定範囲図

３　土地の所在等異動届（平成 25（2013）年度から 28（2016）年度）

（１）経緯

先の第１節２でも述べたように，指定から現在に至るまで耕地整理や土地改良換地処分，分筆・合筆等により指定地の現状が大きく変化していたが，町として管理が適切にされていたとは言い難い現状であり，平成20年には文化庁及び県の指導に基づき，古墳の指定地の状況を適切に管理するため，測量や現状把握に努めることとした。

現状把握に当たっては，昭和９年以降，所在変更に伴う手続きがなされていなかったため，昭和９年当時の台帳から現在に至るまでの地番変遷を追う必要があった。しかし，町に昭和９年指定時の土地台帳が残されていなかったため，法務局で閉鎖謄本を取り寄せ，地番変遷の確認作業を行った。

それでもなお変遷を確認できなかった地番については旧土地台帳の写しを入手し，作業を行った。同様に，地籍図についても旧公図，旧字図を入手し対象地の確認を行った。

１）平成 25 年～26（2014）年度作業

平成23年（2011）頃からの確認作業の結果，指定当時の地番に所在し特に問題のないもの（A），指定当時の地番に所在するが分筆・合筆等がなされているもの（B），指定当時の地番に所在しないもの（C）と分類分けができた。その中で，（A）については，指定地番に古墳が確認されているため手続き上，新たな対応の必要がないと判断した。

（B）は更に細かくB1からB3に分類分けを行い，入手した閉鎖謄本等で確認し問題が解決されたものから順次土地の所在等異動届を文化庁へ提出し受理された。

但し，B2については，文化庁よりそれぞれの古墳ごとに問題があり，確認調査等の成果に基づき取り扱いの検討が必要との判断がなされた。

２）平成 28 年度作業

（C）については，指定地番に古墳若しくは墳丘が確認されていないため，近くに墳丘が確認できるものと，墳丘が確認できないものに分け，更に細かくC1からC8まで分類分けを行った。

その中でC1は，土地改良換地処分に伴う地番変更が確認され現地番で再指定を行った。C2は昭和９年指定後から現在に至る地番の変遷が確認できないものだったが，古墳の現地踏査や測量調査により各古墳の所在する地番で再指定を行うよう具申し，追加指定が認められた。その他の項目については，確認調査や事実関係の確認等を行う必要があると判断した。

（２）一覧表及び該当地番の図面

以上の作業をとおして，132基ある古墳の中で，81基の古墳については土地の所在等異動届を提出し適切な管理に努めた。なお，残りの51基の中で，24基は昭和９年の指定地番に古墳が確認されているため，土地の所在等異動届が必要なかったものや，２基は指定解除を受けているもの等がある。残りの25基については，表3-2のB2，B3，C’2，C3，C4，C5，C’7，C8である。

表 3-2（1）　地番変遷一覧（1）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日						現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5095-イ 5095-ロ	S55								
	5095						5095	神社 （S55年国土調査による訂正）	境内地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字唐仁町 4851-1	S10 分筆	S37 分筆	S55 分筆	H4 分筆					
	4851-1	4851-1	4851-1				4851-1	S3年分筆により4851-1	畑
			4851-6				4851-6	S55年4851-1より分筆	墓地
		4851-4		4851-4			4851-4	S37年分筆により本番を4851-1とし分筆地を4851-4とす	宅地
				4851-7			4851-7	H4年4851-4より分筆	宅地
		4851-5		4851-5			4851-5	S37年同番5を附し分筆	宅地
				4851-8			4851-8	H4年4851-5より分筆	畑
	4851-3						4851-3	S10年分筆により本番を4851-1とし分筆地を4851-3とす（現地確認不能）	官有地
	※指定当時の字は官報告示では大塚になっているが謄本では唐仁町である。								
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5094-1	S10 分筆	年月日不詳 分筆							
	5094-1	5094-1					5094-1	S10年分割により5094-1とし5094-3とす	山林
		5094-6					5094-6	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	宅地
		5094-7					5094-7	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	宅地
		5094-8					5094-8	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		5094-9					5094-9	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		5094-10					5094-10	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		5094-11					5094-11	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		5094-12					5094-12	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		5094-13					5094-13	□年5094-1より分筆 （S55年国土調査による訂正）	畑
	5094-3						5094-3	S10年5094-1より分割 （現地確認不能）	官有地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5094-2	S10 分筆	S25 分筆	年月日不詳 分筆						
	5094-2	5094-2	5094-2				5094-2	S10年本番を5094-2とし分割地を4とす	畑
			5094-14				5094-14	□年5094-2より分筆 （S55年国土調査により訂正）	畑
		5094-5	5094-5				5094-5	S25年　5094-2より分筆	畑
			5094-15				5094-15	□年5094-5より分筆 （S55年国土調査により訂正）	山林
			5094-16				5094-16	□年5094-5より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地
			5094-17				5094-17	□年5094-5より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地
			5094-18				5094-18	□年5094-5より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地
	5094-4						5094-4	S10年5094-2より分割 （現地確認不能）	官有地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5091-ロ	S37 分筆	S51 分筆	年月日不詳 合筆	年月日不詳 分筆	年月日不詳 分筆	H4 分筆			
	5091-6						5091-6	S37年5091-ロ（-5）より分筆	宅地
	5091-5 （-ロから-5 に変更）	5091-5					5091-5	5091-ロより5091-5に変更	宅地
		5091-8					5091-8	S51年5091-5より分筆	宅地
		5091-9	5091-1 （5091-9と-11と合筆して5091-1となる。5091-2から分筆して-11は本来指定地番ではない。）	5091-1		5091-1	5091-1	S51年5091-5より分筆。M44年5091-9と5091-11を合筆して5091-1となる	畑
						5091-13	5091-13	H4 5091-1より分筆	宅地
				5091-7	5091-7		5091-7	5091-1より分筆 （S55年国土調査により訂正）	宅地
					5091-12		5091-12	5091-7より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地

表 3-2（2）　地番変遷一覧（2）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日			現在の地番	備　考	地目
指定地番外の 5091-2の履歴	S37 分筆	S51 分筆	年月日不詳 合筆			
	5091-2	5091-10		5091-10	S51年5091-2より分筆	畑
		5091-11	5091-1 (-9と-11と合筆)	5091-1	S51年5091-2より分筆 -9と-11と合筆	畑
	※合筆したので5091-9の正確な範囲不明					
	※10号墳は宅地造成のため破壊。出土した石棺の軽石片は門の右脇のつつじを囲んでこれを含んでいた跡を残している。副葬品については明らかでない。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5093	S10 分筆	S55 変更	S55 分筆			
	5093	5093-2	5093-2	5093-2	5093が5093-2に変更 (S55年国土調査により訂正)	畑
			5093-3	5093-3	S55年5093-2より分筆 (S55年国土調査により訂正)	墓地
	5093-1			5093-1	S10年5093より分割(現地確認不能)	官有地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5074	S16 分筆	S61 分筆				
	5074	5074		5074	分割地に1を附す	宅地
		5074-2		5074-2	S61年5074-2を附し分筆	雑種地
	5074-1			5074-1	S16年5074より分筆	畑
	※ 16号墳は現在5075-1に確認されているが地番が追えない。(5075-乙が地番変更で5075-1）（標柱有）					
	※同意取得に問題があるため，現在C2"として保留中					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字善六曲 4936	年月日不詳 分筆	S55 合筆				
	4936			4936 (922.79㎡の うち727.16 ㎡)	4936-4と-5に分筆	宅地
	4936-4	4936-3(指定地番外)			S55年4936-3と4936-4を合筆 (国土調査による訂正)	宅地
		4936-4			4936から分筆	山林
	4936-5	4936-2(指定地番外)		4936-2 (632.00㎡の うち340.00 ㎡)	S55年4936-2と4936-5を合筆 (国土調査による訂正)	畑
		4936-5			S55年4936から分筆 (国土調査による訂正)	畑
	※指定当時の字は官報告示では大塚になっているが謄本では善六曲である。					
	※標柱だけある。住宅があり現状確認出来ない。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5070	年月日不詳 変更	S25 分筆	S55 合筆			
	5070-1 (-イ号から 変更)	5070-1		5070-1	5070-イ号が5070-1（S25分筆申告につき）	墓地
		5070-2	5070-2	5070-2	S25年　5070-1より分筆・5070-3と-6を合筆	畑
		5070-3			S25年　5070-1より分筆	畑
		5070-6			S25年　5070-1より分筆	山林
		5070-4		5070-4	S25年　5070-1より分筆・現地確認不能	山林
		5070-5		5070-5	S25年　5070-1より分筆	畑
	5070-7(-ロ号から変更)			5070-7	5070-ロ号が5070-7	畑
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5084-1	S51(5084 より分筆)	S55 合筆				
	5084-1	5084-1		5084 (1750.27㎡ のうち624.00 ㎡)	5084-1と5084-3を合筆 (S55年国土調査による訂正)	宅地
	5084-3	5084-3			5084-3はS51年5084より分筆	山林
	※ 5084-1は、台帳等で追えないが合筆等により5084となっていた可能性あり。					
	(登記簿謄本では確認出来ない)					
	※宅地で壊滅　現状は防火水槽横に塚を造り標柱を置く					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5081-2	S55 分筆					
	5081-2			5081-2		
	5081-5			5081-5		
	※16号墳は5082-5にもかかっている(H29追加指定済)					

表 3-2（3）　地番変遷一覧（3）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日				現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字福元 5062-2							
	履歴追えず				1533-3	S25年3月11日耕地整理事業完了	原野
						S27年8月21日登録	
	※17号墳は現在1533-3にある。(H29地番変更届提出済)（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字福元 5055-2	S25.3.11 耕地整理	S50.6.10 分筆					
	1555	1555-1			1555-1	S25年3月11日耕地整理事業完了	畑
		1555-2			1555-2	S27年8月21日登録	畑
		1555-3			1555-3		雑種地
	※18号墳は現在1555-3にある。(H29地番変更届提出済)（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1533	年月日不詳 分筆	H9 分筆					
	1533-1	1533-1			1533-1	H9年1533-1 1533-6を附し分筆	畑
		1533-6			1533-6	H9年1533-1より分筆	公衆用道路
	1533-2	1533-2			1533-2	H9年1533-2 1533-5を附し分筆	畑
		1533-5			1533-5	H9年1533-2より分筆	公衆用道路
	※1533を1533-1と-2に分筆した書類はないがH9年以前に分筆されていたと推測(法務局指摘)						
	※19号墳は1556-1と1553-1にある。						
	(1556の台帳が1556-1に変わっている。1553の台帳が1553-1に変わっている。)						
	※19号墳のある1553-1は平成23年7月7日　1553-1、1553-4に分筆						
	※19号墳のある1553-1は平成23年8月17日　1553-1、1553-5に分筆						
	※1556-1と1553-4を追加指定(H29）（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1548	S9.8.10	S9.8.10	S25.3.11耕 地整理	S27.8.21			
	1548	1548-1	757-1	757-1	757-1	S25年3月11日耕地整理事業完了	山林
						S27年8月21日登録	
						面積減	
	※20号墳は現在757-1にある。(H29地番変更届提出済)（標柱有）						
	※現在の757-1は1548(1548-1)と同じ						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字源升蒔 733	S25.3.11 耕地整理	S50.4.24 分筆					
	725	725-1			725-1	S25年3月11日耕地整理事業完了	畑
		725-2			725-2	S27年8月21日登録	山林
	※21号墳は現在725-2にある。(H29地番変更届提出済)（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字中野 514							
					113-2	H17年3月土地改良法による換地処分により113-2に移記	田
	※墳丘未確認のため，C8に分類分けされている						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字中野 510	S50 合筆						
	510				510	512-2を合筆（S50年国土調査による訂正）	畑
	512-2 (指定地番外)						
	※22号墳は現在510にある。(H29地番変更届提出済)（標柱有）						
	※512-1は指定地番外である						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5068-1	S10　分筆	S55　合筆					
	5068-1	5069-1 (指定地番外)			5068-1 (2270㎡のうち1021㎡)	分割により5068-1とし分割地を5068-2とする	畑
		5069-3 (指定地番外)				5069-1と5069-3を合筆 (S55国土調査による訂正)	
	5068-2					※現在該当地番なし(S53年確認不能→公衆用道路となる)	官有地
	※25号墳は現在5066-3にある。(H29追加指定済）（標柱有）						
	※5069-1と5069-3は指定地番外である						

表 3-2（4）　地番変遷一覧（4）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日				現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5065		S25 変更	S25 分筆				
	5065	5065-1	5065-1		5065-1	5065より5065-1に変更	墓地
			5065-2		5065-2	S25年 5065-1より分筆	畑
			5065-3		5065-3	S25年 5065-1より分筆	宅地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5100							
					5100	地図　V23-1 V23-3 筆界未定	山林
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5112	S25　分筆	S55　変更	H6　分筆				
	5112	5112-3	5112-3		5112-3	5112から5112-3に変更 （S55 国土調査による訂正）	墓地
			5112-4		5112-4	H6年（H3年）　5112より分筆	公衆用道路
	5112-1		5112-1		5112-1	S25年　5112より分筆（指定解除）	畑
			5112-2		5112-2	H6年　5112-1より分筆	公衆用道路
	※ 5112-1についてはH28年度調査を行い，H29年告示において指定地を解除。						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1417		S50 変更	S50 分筆				
	1417	1417-1	1417-1		1417-1	1417が1417-1に変更 （S50年国土調査により訂正）	宅地
			1417-2		1417-2	1417-1より分筆 （S50年　国土調査による訂正）	畑
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1411		S40 変更	H16　分筆				
	1411	1411-1	1411-1		1411-1	1411より変更 （S40年土地改良法による換地処分の換地）	畑
			1411-3		1411-3	H16年1411-1より分筆	公衆用道路
	※30号墳は現在1410-1にある。（H29追加指定済）（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1391	S2.3耕地 整理着手	S9.1 指定時	S9.12.28 竣功	S50.6.9 地目変更			
		1391	1160-2		1160-2	S2年3月耕地整理工事着手	田
						S9年12月28日耕地整理工事竣功	
	※32号墳は現在1160-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）						
	※指定時の告示字は上町出口になっているが，謄本では昭和田となっている。 これは、T7年字上町出口1377番より登記簿を移すとあることから，上町出口→昭和田へ変更されたものと考えられる。						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字向塚 1148							
					1148		山林
	※指定当時の告示字は向塚になっているがS47年11月に字を塚田へ変更しS50年に登記済。						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字向塚 1128	S2.3耕地 整理着手	S9.1 指定時	S9.12.28 竣功	S50.6.9 地目変更			
		1128	1142-2		1142-2	S2年3月耕地整理工事着手 S9年12月28日耕地整理工事竣功	雑種地
	※34号墳は現在1142-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）						
	※指定当時の告示字は向塚になっているが謄本では塚田である。						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1405	S40.11.20 換地処分						
	1396				1396	S40年11月20日土地改良法による換地処分の換地	畑
	※35号墳は現在1402-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）						
	※1405と1402-2の謄本　土地改良法による換地処分によって1396の土地の登記用紙から転写した						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1406	S40.11.20 換地処分						
	1403-2				1403-2	S40年11月20日土地改良法による換地処分の換地	雑種地
	※36号墳は現在1403-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字上町出口 1407	S40.11.20 換地処分						
	1404-2				1404-2	S40年11月20日土地改良法による換地処分	雑種地
	※37号墳は現在1404-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）						
	※土地改良法による換地処分によって1407から1404-2となる						

表 3-2（5）　地番変遷一覧（5）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日			現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1461						
				1461		畑
	※38号墳は現在1459にある。(H29追加指定済)（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1462		年月日不詳 変更	年月日不詳 分筆			
	1462	1462-1	1462-1	1462-1	1462より1462-1に変更 （S55国土調査による訂正）	山林
			1462-2	1462-2	1462より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地
			1462-3	1462-3	1462より分筆 （S55年国土調査により訂正）	山林
			1462-4	1462-4	1462より分筆 （S55年国土調査により訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1463		S55 変更	S55　分筆			
	1463	1463-1	1463-1	1463-1	1463より1463-1に変更 （S55国土調査による訂正）	畑
			1463-2	1463-2	1463より分筆	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1468						
				1468	1468・1469・1470筆界未定	山林
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1473						
				1473		畑
	※43号墳は現在1474-4にある。(H29追加指定済)（標柱有）					
	※44号墳は現在1474-2にある。(H29追加指定済)（標柱有）					
	※指定当時の地番は官報告示では1473-2になっているが調書では1473である。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字向塚 1103	S2.3耕地 整理着手	S9.1 指定時	S9.12.28 竣功			
		1103	1119-2	1119-2	S2年3月耕地整理工事着手	雑種地
					S9年12月28日耕地整理工事竣功	
	※45号墳は現在1119-2にある。(H29追加指定済)（標柱有）					
	※指定当時の字は官報告示では向塚になっているが謄本では塚田である。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字向塚 1104						
				228-7	土地改良法による換地処分により228-7に移記	田
					H17年3月10日同日閉鎖	
	※墳丘未確認のため，C8に分類分けされている(標柱有）					
	※指定当時の字は官報告示では向塚になっているが謄本では塚田である。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1476						
				1476		墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1474		年月日不詳 変更	年月日不詳 分筆			
	1474	1474-1	1474-1	1474-1	1474より1474-1に変更 （S55年国土調査による訂正）	畑
			1474-2	1474-2	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
			1474-3	1474-3	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
			1474-4	1474-4	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
			1474-5	1474-5	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
			1474-6	1474-6	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
			1474-7	1474-7	1474より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1470						
				1470	1468・1469・1470筆界未定	畑
	※51号墳は現在1471にある。(H29追加指定済)（標柱有）					

表 3-2（6）　地番変遷一覧（6）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日			現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚出口 1467						
				1467		宅地
	※53号墳は現在1474-7にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
	※54号墳は現在1474-3にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1051	S2.3耕地 整理着手	S9.1 指定時	S9.12.28 竣功			
		1052-2		1052-2	土地改良法による換地処分により228-13に移記	雑種地
					H17年3月10日同日閉鎖	
	※55号墳は現在1052-2にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）					
	※指定当時の字は官報告示では大塚原になっているが謄本では塚田である。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1073-2						
				203-3	土地改良法による換地処分により203-3に移記	畑
					H17年3月10日同日閉鎖	
	※56号墳は現在1068-1にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1078						
				205-3	土地改良法による換地処分により205-3に移記	畑
					H17年3月10日同日閉鎖	
	※57号墳は現在1069-3にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1070		年月日不詳 変更				
	1070	1070-1		156-16	土地改良法による換地処分により156-16に移記	山林
					H17年3月10日同日閉鎖	
	※58号墳は現在977にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
	※59号墳は現在980にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1061	S40.11.20 換地処分					
	1070-3			1070-3	S40年11月20日土地改良法による換地処分の換地	畑
	※60号墳は現在1070-3にある。（H29地番変更届提出済）（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1034	S40.11.20 換地処分					
	1060-1			1060-1		
	※61号墳は現在1060-1にある。（標柱有）					
	※土地改良法による換地処分によって1034から1060-1となる					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚原 1030						
				229-8	土地改良法による換地処分により229-8に移記 H17年3月10日同日閉鎖	田
	※62号墳は現在1029-2にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
	※S40年1030-は土地改良法による換地処分によって1020-の土地の登記用紙から転写した					
	※229-8の従前の土地は1020・1030					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1507		S55　変更	S55　分筆			
	1507	1507-1	1507-1	1507-1	1507より1507-1に変更 （S55国土調査による訂正）	畑
			1507-2	1507-2	1507-1より分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1492-1	S55 分筆					
	1492-1			1492-1	1492-1 1492-2に分筆 （S55国土調査による訂正）	山林
	1492-2			1492-2	1491-1より分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
	※1491-1と1491-4に墳丘はある。（台帳で追えない）（標柱有）					
	※同意取得に問題があるため，現在C2'として保留中					

表 3-2（7）　地番変遷一覧（7）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日			現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1487-2	S33 分筆					
	1487-2			1487-2	S33年本番の2・3・4・5・6・7に分割	山林
	1487-3			1487-3	1487-2より分筆	山林
	1487-4			1487-4	1487-2より分筆	山林
	1487-5			1487-5	1487-2より分筆	山林
	1487-6			1487-6	1487-2より分筆	山林
	1487-7			1487-7	1487-2より分筆	山林
	※65号墳は現在1492-2にある。（H29追加指定済）（標柱有）					
	※1487-1・2・3・4・5・6・7, 1488-1・2・3・4・5・6・7・8 , 1490 1490-1・2・3 筆界未定					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1483		S55 変更	S55 分筆			
	1483	1483-1	1483-1	1483-1	1483より1483-1に変更 （S55国土調査による訂正）	畑
			1483-2	1483-2	1483-1より分筆 （55年国土調査による訂正）	墓地
	※年代不明で防火水槽が作られている					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1482-1						
				1482-1		畑
	※1480・1481・1482-1・1482-2・1482-3・1486-2・1485-2との筆界未定					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1486-2	S25 分筆	S55 分筆				
	1486-2			1486-2	分割申告につき本番4を付分割す	山林
	1486-4	1486-4		1486-4	1486-2から分筆（S25）	畑
		1486-16		1486-16	1486-4から分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
	※1480・1481・1482-1・1482-2・1482-3・1486-2・1485-2との筆界未定					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1482-2						
				1482-2		山林
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1481						
				1481		山林
	※1480・1481・1482-1・1482-2・1482-3・1486-2・1485-2との筆界未定					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1486-1	S52 分筆	S55 分筆				
	1486-1	1486-1		1486-1	1486-1から-6・7・8・9・10・11・12に分筆	山林
		1486-6		1486-6	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	畑
		1486-7		1486-7	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		1486-8		1486-8	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		1486-9		1486-9	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		1486-10		1486-10	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		1486-11		1486-11	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		1486-12		1486-12	1486-1から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
	1486-5	1486-5		1486-5	1486-1から分筆（S52）	宅地
		1486-17		1486-17	1486-5から分筆 （S55年国土調査による訂正）	山林
		1486-18		1486-18	1486-5から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		1486-19		1486-19	1486-5から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1508		S55 変更	S55 分筆			
	1508	1508-1	1508-1	1508-1	1508より1508-1に変更 （S55国土調査による訂正）	山林
			1508-2	1508-2	1508より分筆 （S55国土調査による訂正）	畑
			1508-3	1508-3	1508より分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地

表 3-2（8）　地番変遷一覧（8）

昭和9年指定当時地番	地番変更年月日							現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村1505-1										
								1505-1		畑
	※墳丘未確認のため，C8に分類分けされている（標柱有）									
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1504		S55 変更	S55 分筆							
	1504	1504-1	1504-1					1504-1	1504より1504-1に変更 （S55国土調査による訂正）	山林
			1504-2					1504-2	1504から分筆 （S55国土調査による訂正）	畑
			1504-3					1504-3	1504から分筆 （S55国土調査による訂正）	山林
			1504-4					1504-4	1504から分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
			1504-5					1504-5	1504から分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
			1504-6					1504-6	1504から分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1496		S55 変更	S55 分筆							
	1496	1496-1	1496-1					1496-1	1496より1496-1に変更 （S55国土調査による訂正）	山林
			1496-2					1496-2	1496から分筆 （S55国土調査による訂正）	山林
			1496-3					1496-3	1496から分筆 （S55国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1502		S55 変更	S55 分筆							
	1502	1502-1	1502-1					1502-1	1502より1502-1に変更 （S50国土調査による訂正）	畑
			1502-2					1502-2	1502から分筆	雑種地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1526		S35 変更	S35 分筆	S61 分筆						
	1526	1526-1	1526-1	1526-1				1526-1	S35年1526より1526-1に変更 （S50国土調査による訂正）	原野
				1526-3				1526-3	S61年1526-1より分筆 （S50国土調査による訂正）	用悪水路
			1526-2					1526-2	S35年1526-1より分筆	原野
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1493-2										
								1493-2		畑
	※現在1つの墳丘に2基分の標柱が確認されたもの C3分類									
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1486-3		S55 分筆								
	1486-3	1486-3						1486-3	1486-13 1486-14 1486-15に分筆	畑
		1486-13						1486-13	1486-3から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		1486-14						1486-14	1486-3から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		1486-15						1486-15	1486-3から分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1527	年月日不詳変更	S25分筆	S30分筆	S34合併 /S50合筆	S50合筆	S59分筆	S61分筆			
	1527-1	1527-1						1527-1	年月日不詳1527より1527-1に変更	原野
		1527-2		1528-5 （指定地番外）				1527-2	S25年1527より分筆	畑
				1527-2					S34年1528-5と合筆	
						1527-7		1527-7	S59年1527-3より分筆	雑種地
				1528-4 （指定地番外）		1527-3		1527-3 （451.00㎡のうち297.00㎡）	1528-4と合筆 （S50国土調査による訂正）	宅地
		1527-3		1527-3					S25年1527より分筆	
				1529-1 （指定地番外）				1527-4 （1099.00㎡のうち198.00㎡）	1529-1と合筆 （S50国土調査による訂正）	宅地
		1527-4	1527-4	1527-4					S25年1527より分筆	
			1527-6				1527-6	1527-6	S30年1527-4より分筆	畑
							1527-8	1527-8	S61年1527-6より分筆	用悪水路
		1527-5						1527-5	S25年1527より分筆	畑
肝属郡 東串良町 大字新川西 字小村 1493-3										
								1493-3		墓地
	※105号墳は現在1493-5にある。（H29追加指定済）（標柱有）									

表 3-2（9）　地番変遷一覧（9）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日				現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1530	変更	S25 分筆	S50 分筆	S61 分筆			
	1530-1	1530-1			1530-1	1530より1530-1に変更	畑
	1530-3	1530-3	1530-3		1530-3	S25年1530-1より分筆	畑
			1530-5		1530-5	S61年1530-3より分筆	公衆用道路
			1530-6		1530-6	S61年1530-3より分筆	公衆用道路
		1530-4			1530-4	1530-3から分筆 （S50年国土調査による訂正）	雑種地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1537	合筆	S61 変更	S61 分筆				
	1538を合筆	1537-1	1537-1		1537-1	1537に1538を合筆 （S50国土調査による訂正）	
	1537					S61年1537より1537-1に変更	畑
			1537-2		1537-2	S61年1537より1537-2に分筆	公衆用道路
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1536	S50 合筆	S50 変更					
	1536-2	1536			1536	1536に1536-2を合筆 （S50国土調査による訂正）	畑
	1536-1						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1538	合筆	S61 変更					
	1537へ合筆	1537-1			1537-1	1537に1538を合筆 （S50国土調査による訂正）	畑
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1539							
					1539		畑
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1535	S50 合筆						
	1534へ合筆				1534	1534に1535を合筆 （S50国土調査による訂正）	山林
	※H29地番変更届提出済（標柱有）						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1534							
					1534	1534に1535を合筆 （S50国土調査による訂正）	山林
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1568							
					1568		畑
	※H29年指定解除						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字新地後 1547							
					1547		山林
肝属郡 東串良町 大字新川西 字善六曲 4943		変更					
	4943	4943-1			4943-1	4943より4943-1に変更	畑
	※122号墳は現在4943-2にある。（台帳で追えない）（標柱有）						
	※（T11年に4943番イ号から本番に二を付すとある）変遷が謄本等で確認できるが分筆されその後に指定地番外と合筆　B2に分類						
肝属郡 東串良町 大字新川西 字椙元 4633-1	S25 分筆	S55 分筆	H9 分筆				
	4633-1				4633-1	S25年4633-3・-4・-5に分筆	畑
	4633-3				4633-3	S25年4633-1より分筆	畑
	4633-4				4633-4	S25年4633-1より分筆	畑
	4633-5	4633-5	4633-5		4633-5	S25年4633-1より分筆	畑
			4633-10		4633-10	H9年4633-5より分筆	公衆用道路
			4633-11		4633-11	H9年4633-5より分筆	公衆用道路
		4633-8			4633-8	4633-5より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
		4633-9			4633-9	4633-5より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
	※123号の標柱は現在4941-6にある。（台帳で追えない）						
	※124号墳は墳丘が確認できず確認調査未実施の古墳C8分類						

表 3-2（10）　地番変遷一覧（10）

昭和9年 指定当時地番	地番変更年月日			現在の地番	備　考	地目
肝属郡 東串良町 大字新川西 字楠元 4636						
				4636		畑
	※確認調査を実施した判断保留の古墳 C7' 分類					
肝属郡 東串良町 大字新川西 楠元 4606	変更	S15 分筆	S59 分筆			
	4606-1	4606-1	4606-1	4606-1	4606より4606-1に変更	宅地
			4606-3	4606-3	S59年4606-1より分筆	公衆用道路
		4606-2		4606-2	S15年分割につき分割地に4606-2附す。 現地確認不能	公衆用道路
肝属郡 東串良町 大字新川西 楠元 4628	変更	S55 分筆	S59 分筆			
	4628-1	4628-1	4628-1	4628-1	4628より4628-1に変更	畑
			4628-3	4628-3	S59年4628-1より分筆	公衆用道路
		4628-2		4628-2	4628より分筆 （S55年国土調査による訂正）	墓地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字堂ノ下 4760	S16分筆	S20分筆				
	4760			4760	S16年4760-1に分筆。現地確認不能	山林
	4760-1	4760-1		4760-1	S16年4760より分筆。現地確認不能	山林
		4760-2		4760-2	S20年4760-1より分筆。現地確認不能	官有地
	※地番はあれども登記簿では現地確認不能となっている。標柱は4759-2に確認。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字堂ノ下 4759	S7分筆					
	4759-1			4759-1	S7年分筆につき4759-1付す。現地確認不能	畑
	4759-2			4759-2		畑
	※4759-1は登記簿では現地確認不能となっている。古墳は現在4759-2にある。（標柱有）					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字堂ノ下 4763						
				4763	現地確認不能	官有地
	※地番はあれども登記簿では現地確認不能となっている。標柱は4759-2に確認。					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字堀川畑 5164	変更	H19 分筆				
	5164-1	5164-1		5164-1	S40土地改良法による換地処分・5164-1に変更	畑
					H19年5164-3に分筆	
		5164-3		5164-3	H19年5164-1より分筆	公衆用道路
	※H29年指定地解除					
肝属郡 東串良町 大字新川西 字古市 3590						
				3590		雑種地
肝属郡 東串良町 大字新川西 字大塚 5068-2	S9年の官報に告示があるものの該当墳丘はなく，S53年の確認の際に現地確認不能となる。					
－				1515-1	H29追加指定	墓地

：指定地の現在の地番を示す。

第３節　唐仁古墳群の調査成果

１　立地・周辺の古墳群

唐仁古墳群は，大隅半島東岸の志布志湾沿岸に広がる肝属平野の，標高５～７ｍの縄文時代後期以前に形成されたと考えられる旧期砂丘帯（大塚砂州）に立地している。鹿児島県は，前方後円墳をはじめとする古墳が築かれ，古墳文化の波及した列島最南端の地であり，特に志布志湾沿岸には複数の古墳群が営まれている。唐仁古墳群の南には国指定史跡塚崎古墳群（肝付町），北には国指定史跡横瀬古墳や神領古墳群（大崎町），西には県指定史跡岡崎古墳群（鹿屋市）等が所在する。

一方で，本県を含む南九州地方は，薩摩半島北部を中心に営まれた板石積石棺墓や，大隅半島や宮崎平野，霧島山麓の盆地地域等に分布する地下式横穴墓等の独自性・在地性の強い墓制の営まれた地域でもある。特に肝属平野は，地下式横穴墓が多く営まれた地域であり，台地や微高地に立地する塚崎古墳群や岡崎古墳群では古墳と地下式横穴墓が共存する状況が明らかになっている。

２　研究史関係の成果

（１）戦前

研究史としては，大正５（1916）年発行の『考古学雑誌』第9巻で喜田貞吉氏により，「大隅国肝属郡串良村には古墳群が諸所にある。その内で唐仁町には古墳が百数十個累累群をなして居る。」とあり，古墳群として初めて報告された。その後，大正12（1923）年に，瀬之口傳九郎氏や山崎五十麿氏，昭和10（1935）年に木村幹夫氏等によって，相次いで唐仁古墳群の様相が詳しく報告された。

（２）現在

＜柳澤・橋本氏等による研究＞

1990年代に，柳澤一男氏は，日向地域の古墳編年から宮崎平野部から大隅半島肝属川水系の海岸部を含む地域における，各首長墓系譜の形成過程と消長について検討を行い，唐仁１号墳の柄鏡形の類型と編年における位置づけを論じている。

橋本達也氏は，柳澤氏が定義した南九州の古墳文化の編年図を更に詳細化し，南九州の首長墓の変遷が，生目古墳群（宮崎平野）→唐仁古墳群（肝属平野）→西都原古墳群（宮崎平野）→横瀬古墳（肝属平野）→松本塚（宮崎平野）と，盟主が変動していったことを述べている。志布志湾沿岸及び肝属平野においても，古墳時代後期になると古墳の築造は終焉を迎え，唐仁古墳群でも16号墳（薬師堂塚古墳）の築造を最後に首長墓は築造されなくなる。

＜木下・橋本氏等による研究＞

木下尚子氏は，貝交易におけるルートとして，ヤマト政権が肝属平野の集団をとおして，肝属平野のある大隅半島から目視できる種子島に，当時琉球列島産の貝殻を最も多く消費する人々が住んでいたので，肝属平野の集団と連携し，貝殻の入手を効率的に行っていたとしている。

また，橋本達也氏は，古墳時代の南島産貝製品の動向より，九州南部東岸地域に九州最大の前方後円墳を中心とする古墳が数多く造られ始める段階が，ヤマト政権と各地首長とのネットワークが広範に拡散する段階であることから，ヤマト政権と九州南部勢力の政治動向と結びつくものであったことが重要であると述べている。更に，大隅半島は貝交易における南島社会との交流窓口であり，広域ネットワークの要の地であり，外部世界交渉における重要性も示唆している。

３　調査関係の成果

（１）戦前

昭和５（1930）年に鳥居龍蔵氏は，１号墳の主体部である竪穴式石室の天井石の一部を開け，詳細な記録調査を行っている。記録によると，出土した短甲について「仁徳天皇陵のものと同型式であり，大隅地方に大和地方の古墳文化が伝わっていた。」と記している。

また，昭和７（1932）年に山崎氏が調査した内容にも，１号墳の内部調査の記録があり，蓋石を開けて調査を行った記録がある。それ以前にも，過去に数回調査で石室の蓋石が開けられており，記録者によって数値にバラつきがある。石室の石材は花崗岩が使用されているが，これは近くの国見山系のほとんどが花崗岩層であることから，入手しやすい石材を選んで使用していた可能性が高い。

石棺は，舟形石棺とも長持形石棺とも表記があり，こちらも記録者によって数値にバラつきがある。石材は，硬質凝灰岩・水成岩とも表記されているが，橋本氏は大崎町神領10号墳と同材（志布志市夏井海岸の溶結凝灰岩）であり，石材の加工については，延岡地域でみられる刳抜式石棺と同じ形態であることから，延岡地域の石工が係わっていると指摘している。

（２）戦後

山崎氏の調査以降，唐仁古墳群の調査・研究は「古墳はさわってはいけないもの」という，町民の考えから行われなかったが，昭和末頃になって墳丘の標柱が所有者の都合で移設された事例を町教委として確認したため，元の場所に戻すことを始めた。

また，平成に入り古墳研究の基礎的な資料となる測量図面がなかったこともあり，各方面から古墳測量の実施が要望され，県考古学会や県文化財課の指導を得ながら，１号墳の調査が行われた。これにより，１号墳の測量図や戦前の研究史をまとめたものである「唐仁古墳群－1号墳の墳丘測量」の報告書が出された。この報告書には，隣接地の畑の耕作者より91号墳から鉄器が出土したとの連絡を受け，調査を実施したためその調査成果についても掲載した。

（３）現在

町教委は，唐仁古墳群の課題点を改善・解消することを目的として，国庫補助事業を活用し平成20年度から当面10年計画で調査を実施し，現地踏査により現況を記録したカルテ作成や測量調査等を実施している。また並行して，指定地番の謄本・公図等に基づき，告示から現在に至る地番・所有者等の変遷過程の把握・整理を実施した。

唐仁古墳群域内では，これまでの調査において地下式横穴墓の存在は確認されていない。また，畑地等での玄室の陥没事例等も知られていない。それは，塚崎古墳群や岡崎古墳群等と異なり，唐仁古墳群は旧期砂丘帯に立地していて，その地形的な特徴から地盤が弱く，そのため地下に空洞部を設け玄室とする構造的特徴を持つ地下式横穴墓を作ることが困難であったと想定される。

但し，宮崎市の北中遺跡や大町遺跡では，沖積地に地下式横穴墓が築かれており，唐仁古墳群においても地下レーダー探査等による今後の更なる調査が必要である。また，唐仁古墳群の特徴として，前方後円墳と直径30mを超える中型の円墳の他は，現況で直径1.7～12m程度の小規模円墳が大多数を占めるが，肝属平野の他の古墳群と比較して圧倒的に多い100基を超える小規模円墳と地下式横穴墓がないことの関係についても今後，調査・検討が必要である。

表 3-3　唐仁古墳群関係研究史

年	著者	タイトル	書誌名
大正５年	喜田貞吉	「九州南部の古墳」	考古学雑誌第6巻第9号
大正12年	瀬之口傳九郎	「大隅に於ける古墳の分布及び其概観」	考古学雑誌第13巻5号
大正12年	山崎五十麿	「鹿児島県の古墳分布に就いて」	考古学雑誌第14巻3号
昭和６年	嶋戸貞良	「肝属平野の古代文化」	
昭和10年	木村幹夫	「大隅の於ける前方後円墳に就いて」	考古学雑誌第25巻5号
昭和18年	山崎五十麿	「鹿児島県の古墳と当時の文化」	
平成３年	諏訪昭千代	「唐仁古墳群・塚崎古墳群小考」	鹿児島県立博物館 研究報告第10号
平成７年	柳沢一男	「日向の古墳時代前期首長墓系譜とその消長」	宮崎県史研究９
平成17年	橋本達也	「唐仁大塚古墳考」	鹿児島考古第40号
平成22年	橋本達也	「九州南部の首長墓系譜と首長墓以外の墓制」	第13回 九州前方後円墳研究会
平成24年	橋本達也	「九州南部と古墳文化」	古墳時代の考古学７ 内外の交流と時代の潮流
平成26年	木下尚子	「繁根木型貝釧考-伝左山古墳出土貝釧の紹介と繁根木型貝釧の成立 - 」	考古学雑誌第98号第4号
平成29年	木下尚子	「金海大成洞91号墳出土のゴホウラ・イモガイ製品」	金海大成洞古墳群博物館2017「金海大成洞古墳群」, 博物館学術業書第19
平成30年	橋本達也	「古墳と南島社会」	国立歴史民俗博物館 研究報告第211集

表 3-4　唐仁古墳群関係調査史

年度	調査主体／個人	調査範囲等／内容	備考
大正15年	鹿児島県	史跡蹟名勝天然紀念物調査報告10	
昭和５年	鳥居龍藏	唐仁大塚古墳（１号墳）調査	
昭和６年	嶋戸貞良	唐仁大塚古墳（１号墳）蓋石等調査	
昭和７年	山崎五十麿	唐仁大塚古墳（１号墳）石室等内部調査	東串良町教育委員会教育委員会同文化財保護審議会報告
昭和46年	北園博・嶋戸貞良	「史跡唐仁古墳群」	東串良町文化財保護審議会報告
平成元年	鹿児島県考古学会	100号墳（役所塚）測量調査	東串良町埋蔵文化財調査報告書(1)
平成元年	東串良町教育委員会	91号墳遺物確認調査	東串良町埋蔵文化財調査報告書(1)
平成４年	東串良町教育委員会	１号墳（大塚古墳）測量調査	
平成４年	東串良町教育委員会	「唐仁古墳群 - １号墳の墳丘測量」	東串良町埋蔵文化財調査報告書(1)
平成４年	東串良町教育委員会	132号墳墳丘確認調査	東串良町埋蔵文化財調査報告書(4)
平成５～７年	東串良町教育委員会	唐仁古墳群域内の烏帽子地区内において確認調査	低コスト化水田農業大区画圃場整備事業
平成８年	東串良町教育委員会	「唐仁古墳群２堀込城跡」	東串良町埋蔵文化財発掘調査報告書(5)
平成20～21年	東串良町教育委員会	14・19・20・26号墳確認調査	平成22年19号墳現地説明会
平成21年	東串良町教育委員会	16号墳（薬師堂塚）他5基測量	
平成22年	東串良町教育委員会	109号墳他13基測量	
平成23年	東串良町教育委員会	87号墳他7基測量	
平成23年	東串良町教育委員会	１号墳（大塚古墳）周溝内調査	現状変更23受庁財第4号の1673
平成24年	東串良町教育委員会	12号墳他27基測量	
平成24年	東串良町教育委員会	20・121号墳周溝調査	現状変更24受庁財第4号の1549
平成25年	東串良町教育委員会	25号墳他31基測量	
平成26年	東串良町教育委員会	2号墳他12基測量	
平成27年	東串良町教育委員会	33号墳他11基測量	
平成28年	東串良町教育委員会	10号墳他6基測量	
平成28年	東串良町教育委員会	28・120・125号墳確認調査	
平成29年	東串良町教育委員会	21号墳他２基測量	
平成29年	東串良町教育委員会	唐仁古墳群追加指定及び指定解除	16号墳他18基の追加指定・131号墳他２筆指定解除
平成29年	東串良町教育委員会	「唐仁古墳群３」	東串良町埋蔵文化財発掘調査報告書(6)
平成30年	東串良町教育委員会	27号墳他6基測量	
令和元年	東串良町教育委員会	１号墳（大塚古墳）隣接地確認調査	魅力ある観光地づくり事業対象地
令和元年	東串良町教育委員会	唐仁古墳群周辺地形図作成	

（4）各古墳の調査結果

唐仁古墳群の測量結果については，表3-5のとおりである。標柱のみ確認されているものについては墳丘として計測ができなかったため，墳丘未確認としている。昭和９年指定地に墳丘・標柱ともに確認されていないものについても，調査中としているものがある。

なお，表3-5中の古墳の所在地は墳丘もしくは標柱の実際の所在地を記入しているため，指定地の地番とは異なるところもある。

表 3-5（1）　唐仁古墳群法量一覧表（1）

古墳通称	所在地	現況	墳形	規模（m）	標柱	測量	備考
1号墳 （唐仁大塚古墳）	新川西5095番	墓地	前方後円墳	町教委(1992年)調査より 墳長140.0，後円径65.0，前方長70.0，前方幅36.0，くびれ幅28.0，前方高4.0，後円高10.7	2	H2	
2号墳	新川西4851番6	墓地	円墳	長軸 6.5 短軸 4.9 高さ 1.0	2	H26	
3号墳	新川西5094番8	墓地	円墳	長軸 14.1 短軸 13.3 高さ 1.2	2	H26	
4号墳	新川西5094番12	山林	円墳	長軸 21.4 短軸 21.2 高さ 2.0	2	H26	
5号墳	新川西5094番10	山林	円墳	長軸 15.7 短軸 12.2 高さ 0.7	2	H26	
6号墳	新川西5094番17	墓地	円墳	長軸 6.6 短軸 6.1 高さ 0.9	2	H26	
7号墳	新川西5094番18	墓地	円墳	長軸 1.4 短軸 1.2 高さ 0.05	2	H26	
8号墳	新川西5094番16	山林	円墳	長軸 5.5 短軸 3.4 高さ 1.0	2	H26	
9号墳	新川西5091番12	墓地	円墳	長軸 11.0 短軸 8.6 高さ 1.2	2	H26	
10号墳	新川西5091番6	宅地		調査中	2	H28	宅地造成のため墳丘未確認
11号墳	新川西5093番3	墓地	円墳	長軸 5.3 短軸 4.6 高さ 0.5	2	H26	
12号墳	新川西5075番1	墓地	円墳	長軸 19.2 短軸 17.6 高さ 1.6	2	H24	
13号墳	新川西4936番	宅地		調査中	2	H28	宅地造成のため墳丘未確認
14号墳(後迫塚)	新川西5070番1	墓地	円墳	長軸 20.3 短軸 18.5 高さ 5.6	2	H24	
15号墳	新川西5084番	宅地	円墳	長軸 5.9 短軸 4.6 高さ 0.6	2	H24	
16号墳 （薬師堂塚）	新川西5081番5・5082番5	山林	前方後円墳	墳長約47.4，後円径約28.1，前方長約19.0，前方幅約23.8，くびれ幅約12.0，前方高約2.2，後円高約3.8	2	H21	
17号墳(福留塚)	新川西1533番3	山林	円墳	長軸 44.0 短軸 41.0 高さ 4.4	2	H21	
18号墳	新川西1555番3	墓地	円墳	長軸 16.0 短軸 15.0 高さ 0.8	2	H21	
19号墳	新川西1556番1・1553番4	畑地	円墳	長軸 10.0 短軸 9.0 高さ 1.7	2	H21	
20号墳	新川西757番1	山林	円墳	長軸 18.0 短軸 17.2 高さ 0.4	2	H21	
21号墳(小塚)	新川西725番2	山林	円墳	長軸 4.2 短軸 3.8 高さ 0.52	2	H29	
22号墳(笹塚)	新川西510番	畑地	円墳	長軸 4.2 短軸 3.6 高さ 1.11	2	H29	
23号墳(笹塚)	新川西111番3	畑地		調査中	2	H29	墳丘未確認
24号墳	新川西5068番1	畑地	円墳	長軸 17.7 短軸 7.5 高さ 2.4	2	H24	
25号墳	新川西5066番3	山林	円墳	長軸 20.7 短軸 19.4 高さ 2.5	2	H25	
26号墳	新川西5065番1	墓地	円墳	長軸 21.5 短軸 18.1 高さ 1.2	2	H24	
27号墳	新川西5100番	山林	円墳	長軸 20.1 短軸 19.9 高さ 1.75	2	H30	
28号墳	新川西5112番3	墓地	円墳	長軸 13.0 短軸 8.0 高さ 0.7	2	H25	H28指定地の分筆地解除
29号墳(スワンヂ塚)	新川西1417番1	宅地	円墳	長軸 2.3 短軸 1.6 高さ 0.2	2	H25	
30号墳	新川西1410番1	畑地	円墳	長軸 3.5 短軸 3.2 高さ 0.1	2	H25	
31号墳	新川西1411番1	畑地	円墳	長軸 4.5 短軸 2.8 高さ 0.2	2	H25	
32号墳	新川西1160番2	雑種地	円墳	長軸 9.6 短軸 5.6 高さ 0.9	2	H25	
33号墳(向塚)	新川西1148番	雑種地	円墳	長軸 43.8 短軸 34.0 高さ 4.5	2	H27	
34号墳	新川西1142番2	雑種地	円墳	長軸 4.6 短軸 2.7 高さ 0.8	2	H27	
35号墳	新川西1402番2	畑地	円墳	長軸 12.0 短軸 8.6 高さ 1.1	2	H25	
36号墳	新川西1403番2	雑種地	円墳	長軸 8.0 短軸 5.5 高さ 0.7	3	H25	
37号墳	新川西1404番2	雑種地	円墳	長軸 5.6 短軸 2.2 高さ 0.3	2	H25	
38号墳	新川西1459番	雑種地	円墳	長軸 4.4 短軸 4.2 高さ 0.6	2	H25	
39号墳	新川西1462番3	山林	円墳	長軸 11.0 短軸 7.6 高さ 0.4	2	H25	
40号墳	新川西1462番1	山林	円墳	長軸 10.0 短軸 8.6 高さ 0.3	2	H25	
41号墳	新川西1463番2	墓地	円墳	長軸 7.0 短軸 6.2 高さ 0.5	2	H25	
42号墳	新川西1468番	山林	円墳	長軸 19.4 短軸 17.4 高さ 1.8	2	H25	
43号墳	新川西1474番4	畑地	円墳	長軸 7.6 短軸 7.0 高さ 0.5	2	H24	
44号墳	新川西1474番2	畑地	円墳	長軸 11.0 短軸 9.9 高さ 0.7	2	H24	
45号墳	新川西1119番2	雑種地	円墳	長軸 13.5 短軸 11.0 高さ 1.7	2	H25	

表 3-5（2）　唐仁古墳群法量一覧表（2）

古墳通称	所在地	現況	墳形	規模（m）	標柱	測量	備考
46号墳	新川西1120番横	田		調査中	1	H24	墳丘未確認
47号墳	新川西1476番	墓地	円墳	長軸 15.4 短軸 14.0 高さ 1.3	2	H25	
48号墳	新川西1474番6	墓地		調査中	2	H25	いずれか1基分は確認されている
49号墳	新川西1474番6	墓地	円墳	長軸 6.2 短軸 5.8 高さ 0.3	2	H25	
50号墳	新川西1474番5	墓地	円墳	長軸 3.5 短軸 2.4 高さ 0.5	2	H24	
51号墳	新川西1471番	山林	円墳	長軸 10.1 短軸 9.7 高さ 0.4	2	H25	
52号墳	新川西1470番	山林		調査中	2	H25	墳丘未確認
53号墳	新川西1474番7	山林	円墳	長軸 11.9 短軸 9.6 高さ 0.7	2	H25	
54号墳	新川西1474番3	山林	円墳	長軸 6.7 短軸 6.4 高さ 0.6	1	H24	
55号墳	新川西1052番2	墓地	円墳	長軸 6.3 短軸 4.3 高さ 0.8	2	H27	
56号墳	新川西1068番1	山林	円墳	長軸 21.8 短軸 18.6 高さ 1.5	2	H27	
57号墳	新川西1069番3	山林	円墳	長軸 12.8 短軸 9.9 高さ 0.7	2	H27	
58号墳	新川西977番	山林	円墳	長軸 12.2 短軸 10.8 高さ 0.8	2	H27	
59号墳	新川西980番	山林	円墳	長軸 7.8 短軸 7.0 高さ 0.5	2	H27	
60号墳	新川西1070番3	山林	円墳	長軸 16.0 短軸 14.0 高さ 1.1	2	H27	
61号墳	新川西1060番1	畑地	円墳	長軸 6.2 短軸 5.6 高さ 0.4	2	H24	
62号墳	新川西1029番2	山林	円墳	長軸 18.0 短軸 15.8 高さ 1.8	2	H24	
63号墳	新川西1507番2	墓地	円墳	長軸 8.8 短軸 6.3 高さ 1.0	2	H24	
64号墳	新川西1491番1・1491番4	墓地	円墳	長軸 20.4 短軸 18.5 高さ 2.7	2	H26	
65号墳	新川西1492番2	宅地	円墳	長軸 14.0 短軸 10.4 高さ 1.2	2	H26	
66号墳	新川西1483番2	墓地	円墳	長軸 2.7 短軸 2.4 高さ 0.1	2	H24	
67号墳	新川西1483番2	墓地	円墳	長軸 6.5 短軸 6.4 高さ 0.7	1	H24	
68号墳	新川西1483番2	墓地	円墳	長軸 4.7 短軸 2.4 高さ 0.5	2	H24	
69号墳	新川西1482番1	山林		調査中	2	H24	墳丘未確認
70号墳	新川西1482番1	山林	円墳	長軸 10.2 短軸 7.3 高さ 0.1	2	H25	
71号墳	新川西1482番1	山林	円墳	長軸 18.4 短軸 12.3 高さ 2.2	2	H27	
72号墳	新川西1482番1	山林	円墳	長軸 7.0 短軸 6.6 高さ 0.4	2	H25	
73号墳	新川西1482番1	山林	円墳	長軸 8.8 短軸 8.0 高さ 1.0	2	H27	
74号墳	新川西1482番1	山林	円墳	長軸 15.6 短軸 10.6 高さ 0.5	2	H25	
75号墳	新川西1486番2	山林		調査中	2	H25	墳丘未確認
76号墳	新川西1486番2	山林	円墳	長軸 8.6 短軸 8.4 高さ 0.6	2	H25	
77号墳	新川西1482番2	墓地	円墳	長軸 18.5 短軸 18.2 高さ 1.4	2	H25	
78号墳	新川西1481番	山林	円墳	長軸 10.0 短軸 5.6 高さ 0.2	2	H25	
79号墳	新川西1481番	山林	円墳	長軸 22.6 短軸 15.0 高さ 1.1	2	H25	
80号墳	新川西1481番	山林	円墳	長軸 9.0 短軸 5.0 高さ 0.7	2	H25	
81号墳	新川西1481番	山林	円墳	長軸 14.5 短軸 11.6 高さ 0.9	2	H25	
82号墳	新川西1486番18	墓地	円墳	長軸 4.6 短軸 3.8 高さ 0.3	2	H24	
83号墳	新川西1486番12	墓地	円墳	長軸 6.4 短軸 6.0 高さ 0.6	2	H24	
84号墳	新川西1508番3	墓地	円墳	長軸 22.2 短軸 15.3 高さ 1.2	2	H24	
85号墳	新川西1505番1	畑地		調査中	2		墳丘未確認
86号墳	新川西1505番1	畑地		調査中	2		墳丘未確認
87号墳	新川西1504番6	墓地	円墳	長軸 16.8 短軸 16.5 高さ 1.5	2	H23	87号墳墳丘と同じ地番に標柱あり
88号墳	新川西1504番6	墓地		調査中	2	H23	
89号墳	新川西1504番4	墓地	円墳	長軸 17.0 短軸 16.4 高さ 1.1	2	H23	
90号墳	新川西1496番3	墓地	円墳	長軸 29.0 短軸 23.3 高さ 3.4	2	H24	
91号墳	新川西1502番2	墓地	円墳	長軸 10.0 短軸 8.1 高さ 0.8	2	H24	
92号墳	新川西1526番2	原野	円墳	長軸 27.8 短軸 23.3 高さ 1.0	2	H24	
93号墳	新川西1504番5	墓地	円墳	長軸 16.4 短軸 14.0 高さ 1.3	2	H23	
94号墳	新川西1504番5	墓地		調査中	2	H23	墳丘未確認
95号墳	新川西1486番19	畑地		調査中	2	H23	いずれか1基分は確認されている
96号墳	新川西1486番19	畑地		調査中	2	H23	
97号墳	新川西1486番3	墓地	円墳	長軸 8.2 短軸 1.8 高さ 1.0	2	H24	
98号墳	新川西1486番15	墓地	円墳	長軸 15.5 短軸 10.9 高さ 0.4	2	H24	
99号墳	新川西1486番14	墓地	円墳	長軸 15.2 短軸 14.1 高さ 1.2	2	H24	
100号墳 （役所塚）	新川西1527番1	原野	前方後円墳	墳長約56.5，後円径約25.5，前方長約25.0，前方幅約24.0，くびれ幅約15.5，前方高約2.6，後円高約3.1	2	H21	

表 3-5（3）　唐仁古墳群法量一覧表（3）

古墳通称	所在地	現況	墳形	規模（m）	標柱	測量	備考
101号墳	新川西1515番1	畑地	円墳	長軸 7.5 短軸 7.5 高さ 0.8	1	H24	
102号墳	新川西1486番16	畑地	円墳	長軸 2.1 短軸 1.9 高さ 0.05	2	H24	
103号墳	新川西1486番10	墓地	円墳	長軸 13.0 短軸 1106.0 高さ 1.3	2	H26	
104号墳	新川西1486番9	山林	円墳	長軸 19.5 短軸 15.5 高さ 1.9	無	H25	
105号墳	新川西1493番5	山林	円墳	長軸 17.3 短軸 16.0 高さ 1.4	2	H27	
106号墳	新川西1493番3	墓地	円墳	長軸 22.2 短軸 21.3 高さ 2.3	2	H27	
107号墳	新川西1486番18	墓地	円墳	長軸 16.2 短軸 14.6 高さ 1.4	無	H23	
108号墳	新川西1486番13	墓地		調査中	2		墳丘未確認
109号墳	新川西1530番4	雑種地	円墳	長軸 7.2 短軸 6.8 高さ 0.3	2	H22	
110号墳	新川西1537番1	畑地	円墳	長軸 2.8 短軸 2.3 高さ 0.4	1	H22	
111号墳	新川西1536番	畑地	円墳	長軸 2.9 短軸 2.5 高さ 0.3	2	H22	
112号墳	新川西1537番1	畑地	円墳	長軸 3.6 短軸 1.3 高さ 0.1	2	H22	
113号墳	新川西1539番	畑地	円墳	長軸 3.1 短軸 2.4 高さ 0.4	2	H22	
114号墳	新川西1536番	畑地	円墳	長軸 5.4 短軸 5.2 高さ 1.7	2	H22	
115号墳	新川西1536番	畑地	円墳	長軸 3.4 短軸 3.2 高さ 0.4	2	H22	
116号墳	新川西1534番	山林	円墳	長軸 10.5 短軸 8.3 高さ 0.1	2	H22	
117号墳	新川西1534番	山林	円墳	長軸 15.6 短軸 14.0 高さ 0.8	2	H22	
118号墳	新川西1534番	山林	円墳	長軸 9.7 短軸 9.0 高さ 0.1	2	H22	
119号墳	新川西1534番	山林	円墳	長軸 16.3 短軸 16.1 高さ 1.1	2	H22	
120号墳	新川西1568番			－	2	H29	指定解除
121号墳	新川西1547番	山林	円墳	長軸 11.5 短軸 7.3 高さ 0.5	2	H22	
122号墳	新川西4943番2	墓地	円墳	長軸 15.2 短軸 13.3 高さ 0.85	2	H30	
123号墳	新川西4941番6	墓地	円墳	長軸 6.0 短軸 5.0 高さ 0.7	2	H29	
124号墳	新川西4628番2	畑地		調査中	2		墳丘未確認 標柱は127号墳指定地にある
125号墳	新川西4636番	畑地		調査中	無	H28	墳丘未確認
126号墳	新川西4633番9	宅地		調査中	2	H28	墳丘未確認
127号墳	新川西4628番2	畑地	円墳	長軸 3.4 短軸 2.9 高さ 0.7	2	H30	124号の標柱があり124号として測量したが127号墳であることが判明
128号墳	新川西4759番2	山林	円墳	長軸 5.9 短軸 5.3 高さ 0.55	2	H30	
129号墳	新川西4759番2	山林	円墳	長軸 6.4 短軸 5.5 高さ 0.76	2	H30	
130号墳	新川西4759番2	山林	円墳	長軸 7.4 短軸 6.8 高さ 0.76	2	H30	
131号墳	新川西5164番			－	2	H29	指定解除
132号墳	新川西3590番	雑種地	円墳	長軸 6.0 短軸 2.0 高さ 0.4	2	H26	

第４節　指定地の状況

１　土地利用状況

唐仁古墳群を有する地域全体の状況としては，集落の中にあることから宅地や畑地が多くみられる。指定地の土地利用は，地目別面積の集計によると，畑地，山林がそれぞれ３割近くを占める。

２　土地所有状況

指定地の所有状況は，所有区分別面積の集計によると，民有地と神社地がほとんどを占め，その他はわずかである。

３　管理団体

（１）管理団体名：鹿児島県肝属郡東串良町
（２）告示年月日：昭和９年４月25日
（３）告示番号　：照宗15号
（４）利用状況　：表3-6のとおり

表 3-6　指定地の土地利用状況及び所有状況

古墳番号	字	指定地番	地目	地積	所有区分
1	大塚	5095番	境内地	13,171.00㎡	神社地
2	唐仁	4851番6	墓地	114.00㎡	民有地
3	大塚	5094番8	墓地	211.00㎡	民有地
4	大塚	5094番12	墓地	505.00㎡	民有地
5	大塚	5094番10	墓地	129.00㎡	民有地
6	大塚	5094番17	墓地	26.00㎡	民有地
7	大塚	5094番18	墓地	402.00㎡	民有地
8	大塚	5094番16	墓地	16.00㎡	民有地
9・10	大塚	5091番5	宅地	1,396.17㎡	民有地
9・10	大塚	5091番6	宅地	849.22㎡	民有地
9・10	大塚	5091番8	宅地	1,029.91㎡	民有地
9・10	大塚	5091番7	宅地	908.27㎡	民有地
9・10	大塚	5091番12	墓地	56.00㎡	民有地
9・10	大塚	5091番13	宅地	399.72㎡	民有地
9・10	大塚	5091番1	畑地	853.00㎡	民有地
11	大塚	5093番3	墓地	11.00㎡	民有地
12	大塚	5074番	宅地	460.32㎡	民有地
12	大塚	5074番2	雑種地	19.00㎡	民有地
12	大塚	5074番1	畑地	1,220.00㎡	民有地
13	善六曲	4936番	宅地	922.79㎡	民有地
14	大塚	5070番1	墓地	1,440.00㎡	民有地
15	大塚	5084番	宅地	1,750.27㎡	民有地
16	大塚	5081番5	墓地	1,038.00㎡	民有地
16	大塚	5082番5	墓地	75.00㎡	民有地
17	新地後	1533番3	原野	1,245.00㎡	民有地
18	新地後	1555番3	雑種地	107.00㎡	民有地
19	新地後	1553番4	畑地	1,062.00㎡	民有地
19	新地後	1556番1	畑地	869.00㎡	民有地
20	源升蒔	757番1	山林	640.00㎡	民有地
21	源升薪蒔	725番2	山林	1,025.00㎡	民有地
22	中野	510番	畑地	1,050.00㎡	民有地
23	烏帽子田	113番2	田	1,763.00㎡	民有地
24	大塚	5068番2	官有地	16.00㎡	国有地
24	大塚	5068番1	畑地	2,270.00㎡	民有地
24	大塚	5068番3	畑地	268.00㎡	民有地
25	大塚	5066番3	墓地	404.00㎡	民有地
26	大塚	5065番1	墓地	303.00㎡	民有地
27	大塚	5100番	山林	7,781.00㎡	民有地
28	大塚	5112番3	墓地	140.00㎡	民有地
29	上町出口	1417番1	宅地	1,011.93㎡	民有地
30	上町出口	1410番1	畑地	1,257.00㎡	民有地
31	上町出口	1411番1	畑地	435.00㎡	民有地
32	塚田	1160番2	雑種地	38.00㎡	組合地
33	塚田	1148番	山林	1,032.00㎡	民有地
34	塚田	1142番2	雑種地	12.00㎡	組合地
35	上町出口	1402番2	畑地	134.00㎡	民有地
36	上町出口	1403番2	雑種地	46.00㎡	民有地
37	上町出口	1404番2	雑種地	25.00㎡	町有地
38	大塚出口	1459番	墓地	19.00㎡	町有地
39	大塚出口	1462番3	山林	66.00㎡	民有地
40	大塚出口	1462番1	山林	43.00㎡	民有地
41	大塚出口	1463番2	墓地	22.00㎡	民有地
42	大塚出口	1468番	山林	185.00㎡	民有地
43	大塚出口	1474番4	墓地	31.00㎡	民有地
44	大塚出口	1474番2	墓地	66.00㎡	民有地
45	塚田	1119番2	雑種地	80.00㎡	組合地
46	塚田	228番7	田	494.00㎡	民有地
47	大塚出口	1476番	墓地	118.00㎡	民有地
48・49	大塚出口	1474番6	墓地	42.00㎡	民有地

古墳番号	字	指定地番	地目	地積	所有区分
50	大塚出口	1474番5	墓地	6.66㎡	民有地
51	大塚出口	1471番	墓地	71.00㎡	町有地
52	大塚出口	1470番	畑地	538.00㎡	民有地
53	大塚出口	1474番7	墓地	76.00㎡	民有地
54	大塚出口	1474番3	墓地	23.00㎡	民有地
55	塚田	1052番2	雑種地	14.00㎡	組合地
56	大塚原	1068番1	山林	134.00㎡	民有地
57	大塚原	1069番3	山林	73.00㎡	民有地
58	麦塚	977番	山林	588.00㎡	民有地
59	麦塚	980番	畑地	463.00㎡	民有地
60	大塚原	1070番3	山林	119.00㎡	民有地
61	大塚原	1060番1	畑地	18.00㎡	民有地
62	大塚原	1029番2	山林	287.00㎡	民有地
63	小村	1507番2	墓地	37.00㎡	民有地
64	小村	1492番1	山林	929.00㎡	民有地
64・65	小村	1492番2	墓地	115.00㎡	民有地
66・67・68	小村	1483番2	墓地	193.00㎡	民有地
69・70・71・72・73・74	小村	1482番1	畑地	2,485.00㎡	民有地
75	小村	1486番2	山林	3,173.00㎡	民有地
76・108	小村	1486番1	山林	5,125.00㎡	民有地
77	小村	1482番2	山林	3,966.00㎡	民有地
78・79・80・81	小村	1481番	山林	2,204.00㎡	民有地
82	小村	1486番18	墓地	156.00㎡	民有地
83	小村	1486番12	墓地	8.46㎡	民有地
84	小村	1508番3	墓地	248.00㎡	民有地
85・86	小村	1505番1	畑地	811.00㎡	民有地
87・88	小村	1504番6	墓地	177.00㎡	民有地
89	小村	1504番4	墓地	278.00㎡	民有地
90	小村	1496番3	墓地	529.00㎡	民有地
91	小村	1502番2	雑種地	48.00㎡	民有地
92	小村	1526番2	原野	324.00㎡	民有地
93・94	小村	1504番5	墓地	299.00㎡	民有地
95・96・107	小村	1493番2	畑地	1,519.00㎡	民有地
97	小村	1486番3	畑地	4,521.00㎡	民有地
98	小村	1486番15	墓地	47.00㎡	民有地
99	小村	1486番14	墓地	137.00㎡	民有地
100	小村	1527番2	畑地	571.00㎡	民有地
100	小村	1527番5	畑地	539.00㎡	民有地
100	小村	1527番6	畑地	248.00㎡	民有地
100	小村	1527番1	原野	1,764.00㎡	共有地
100	小村	1527番3	宅地	451.09㎡	民有地
100	小村	1527番4	宅地	1,099.00㎡	民有地
100	小村	1527番7	雑種地	661.00㎡	民有地
100	小村	1527番8	用悪水路	23.00㎡	町有地
101	小村	1515番1	墓地	49.00㎡	民有地
102	小村	1486番16	墓地	2.87㎡	民有地
103	小村	1486番10	墓地	109.00㎡	民有地
104	小村	1486番9	山林	506.00㎡	民有地
105	小村	1493番5	墓地	261.00㎡	民有地
106	小村	1493番3	墓地	468.00㎡	民有地
109	新地後	1530番4	雑種地	48.00㎡	民有地
110・112	新地後	1537番1	畑地	857.00㎡	民有地
111・114・115	新地後	1536番	畑地	1,230.00㎡	民有地
113	新地後	1539番	畑地	476.00㎡	民有地
116・117・118・119	新地後	1534番	山林	1,418.00㎡	民有地
121	新地後	1547番	山林	129.00㎡	民有地
122	善六曲	4943番2	墓地	112.00㎡	民有地
122	善六曲	4943番1	畑地	1,477.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番8	墓地	35.00㎡	民有地

古墳番号	字	指定地番	地目	地積	所有区分
123・124	楠元	4633番9	墓地	64.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番1	畑地	716.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番3	畑地	1,376.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番4	畑地	442.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番5	畑地	2,565.00㎡	民有地
123・124	楠元	4633番10	公衆用道路	2.31㎡	町有地
123・124	楠元	4633番11	公衆用道路	11.00㎡	町有地
125	楠元	4636番	畑地	883.00㎡	民有地
126	楠元	4606番1	宅地	1,042.68㎡	民有地
126	楠元	4606番2	公衆用道路	39.00㎡	民有地
126	楠元	4606番3	公衆用道路	51.00㎡	町有地
127	楠元	4628番1	畑地	596.00㎡	民有地
127	楠元	4628番2	畑地	7.12㎡	民有地
127	楠元	4628番3	公衆用道路	3.95㎡	町有地
128・129・130	堂ノ下	4759番2	山林	703.00㎡	民有地
132	古市	3590番	雑種地	8.93㎡	町有地

合 計

地目	筆数	面積計
境内地	1	13,171.00㎡
	0.75%	12.93%
田	2	2,257.00㎡
	1.49%	2.22%
畑地	31	31,756.12㎡
	23.13%	31.17%
宅地	12	11,321.37㎡
	8.96%	11.11%
山林	21	30,126.00㎡
	15.67%	29.57%
原野	3	3,333.00㎡
	2.24%	3.27%
墓地	45	8,669.99㎡
	33.58%	8.51%
雑種地	12	1,106.93㎡
	8.96%	1.09%
公衆用道路	5	107.26㎡
	3.73%	0.11%
用悪水路	1	23.00㎡
	0.75%	0.02%
官有地	1	16.00㎡
	0.75%	0.02%
総計	134	101,887.67㎡
	100.00%	100.00%

所有区分	筆数	面積計
町有地	9	215.19㎡
	6.72%	0.21%
国有地	1	16.00㎡
	0.75%	0.02%
共有地	1	1,764.00㎡
	0.75%	1.73%
組合地	4	144.00㎡
	2.99%	0.14%
神社地	1	13,171.00㎡
	0.75%	12.93%
民有地	118	86,577.48㎡
	88.06%	84.97%
総計	134	101,887.67㎡
	100.00%	100.00%

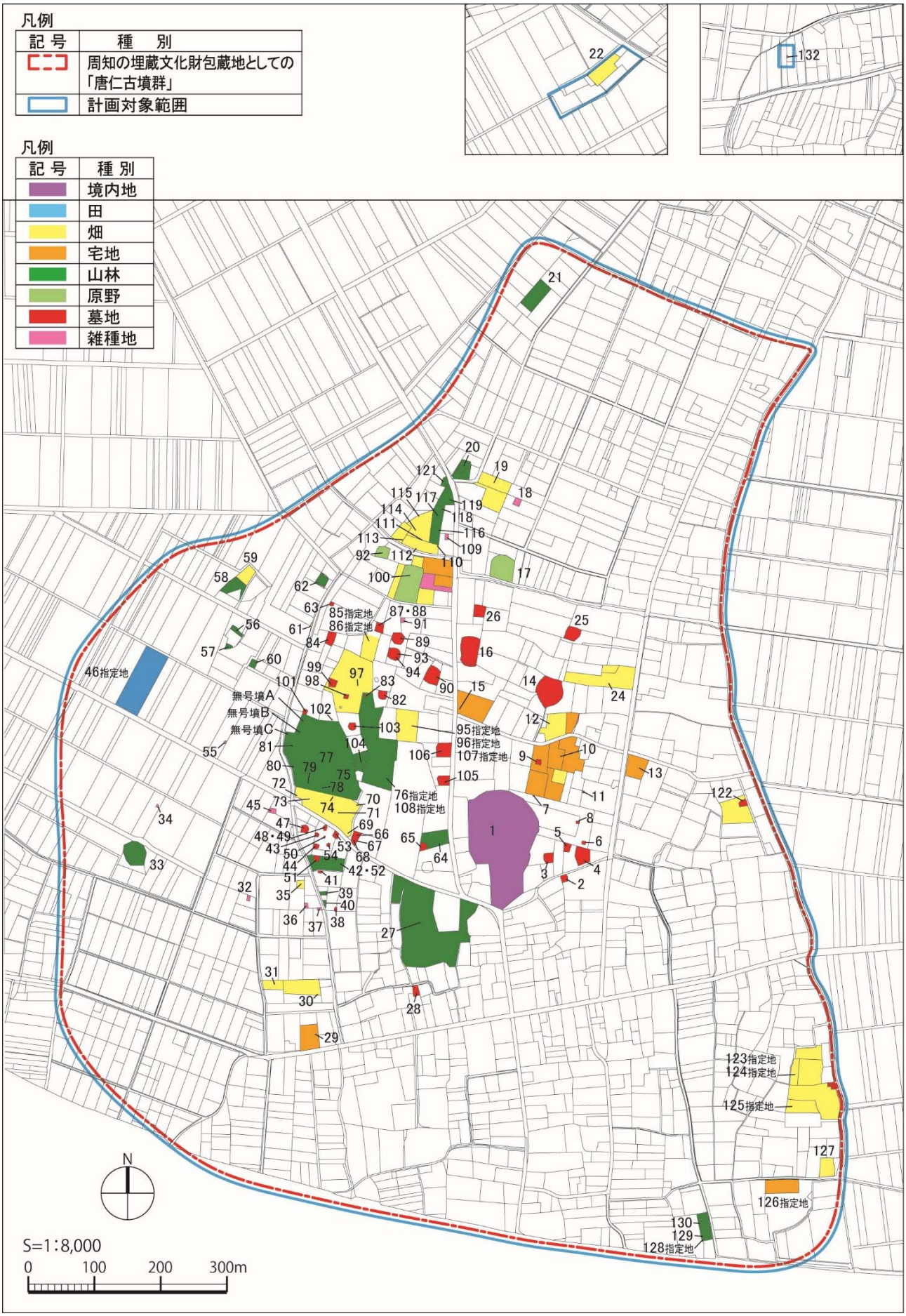
凡例
記 号
種 別
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」
計画対象範囲
凡例
記 号
種 別
境内地
田
畑
宅地
山林
原野
墓地
雑種地
22
132
46指定地
85指定地
86指定地
87・88
95指定地
96指定地
107指定地
108指定地
76指定地
123指定地
124指定地
125指定地
126指定地
128指定地
無号墳A
無号墳B
無号墳C
N
S=1:8,000
0
100
200
300m

図 3-6　土地利用状況図

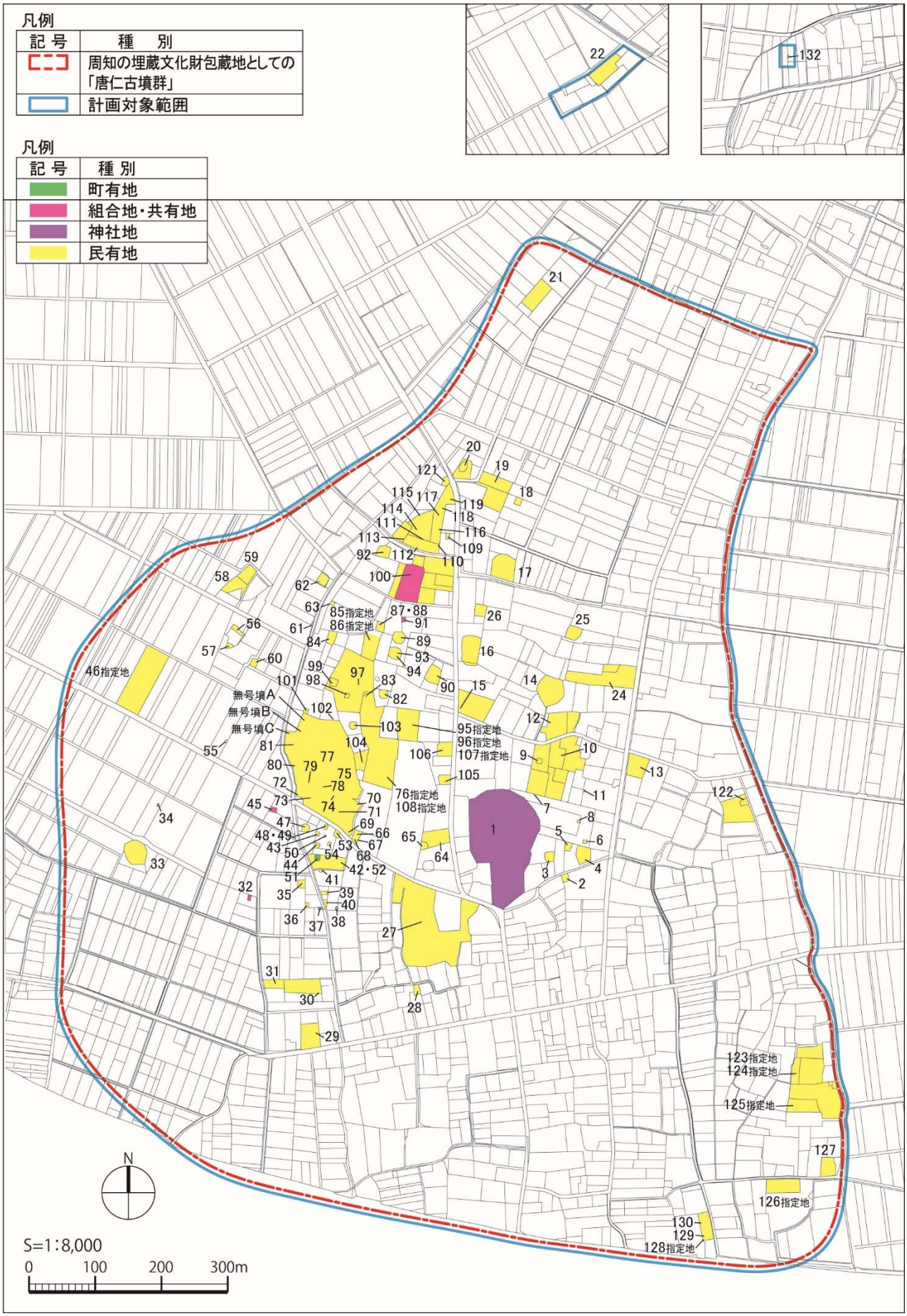
凡例
記号 種別
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」
計画対象範囲
凡例
記号 種別
町有地
組合地・共有地
神社地
民有地
22
132
N
S=1:8,000
0 100 200 300m

図 3-7　土地所有区分図

第４章　史跡の本質的価値

第１節　唐仁古墳群の本質的価値

１　昭和９（1934）年指定時

昭和９年指定の際の指定説明文において唐仁古墳群の価値について述べている箇所を要約すると次のとおりである。

・１号墳を中心として大小百数十基からなる古墳群である。
・北部から東部のものは概ね大規模で，西部のものは小規模である。
・１号墳は前方後円墳で，規模が大きく，後円部の外側には周濠が巡る。
・１号墳の後円部墳頂には竪穴式石槨があり，その内部には朱塗りの施された刳抜式石棺があり，棺外に短甲の破片が散布している。

以上から，「本古墳群ハ大隅ニ於ケル最著シキモノナリ」として，大隅半島における重要な古墳群であると評価されている。

２　平成 29（2017）年追加指定時

平成29年追加指定の際の指定説明文において唐仁古墳群の価値について述べている箇所を要約すると次のとおりである。

・古墳時代中期前葉（４世紀末５世紀初頭）の１号墳の築造を契機として造営が始まったと考えられる，県内最大の前方後円墳で，同時期では九州最大である。
・埋葬施設に関する詳細な調査は実施されていないが，昭和７（1932）年の山崎五十麿による調査記録によると，後円部墳頂に竪穴式石室があり，その中に刳抜式舟形石棺があり，石棺外に短甲の副葬があったとされている。
・役所塚古墳（100号墳）（以下，「100号墳」という），薬師堂塚古墳（16号墳）（以下，「16号墳」という）は前方後円墳である。
・その他は円墳で，中には直径で40mを超える福留塚古墳（17号墳），向塚古墳（33号墳） 等中型の円墳も築かれているが，多くの古墳は現況で直径２～12mの小型円墳である。
・地下式横穴墓が築かれないことは，他の大隅半島の古墳群とは異なる特徴がある。

以上から，当古墳群は古墳時代の大隅半島を中心とする九州南部における社会的・政治的情勢や首長の動向とその変遷を知るとともに，列島南端の古墳群として，当地域とヤマト政権との関係を考える上でも重要であると評価されている。

第２節　調査研究の進展を踏まえた古墳の重要性

１　調査研究の進展

唐仁古墳群では，鹿児島県考古学会や東串良町教育委員会によって平成元（1989）年から平成４（1992）年にかけて，前方後円墳である１号墳と100号墳の測量調査が実施された。平成20（2008）年度からは，東串良町教育委員会によって各古墳の測量調査及び一部古墳の発掘調査が実施され，各古墳の規模や形状に関する詳細な情報が蓄積されてきている。

更に，1990年代以降の南九州の古墳研究の進展や，塚崎古墳群（肝付町），岡崎古墳群（鹿屋市），横瀬古墳・神領古墳群（大崎町）の発掘調査の実施及びその成果の蓄積により，唐仁古墳群や肝属平野の古墳群に関する新たな知見が得られている。

柳澤氏や橋本氏の研究により，宮崎県南部から肝属平野における古墳造営の順序（首長墓系譜）が整理され，首長墓の築造地域の変遷に列島規模の政治権力の変動が大きく影響していることが明らかにされた。

塚崎古墳群や岡崎古墳群，神領古墳群の発掘調査によって，初期須恵器や豊富な鉄製品等が出土し，肝属平野が当時の最先端の文物を取り入れた地域だったことや，近畿地方や四国地方等との交流・交易を行っていたことが明らかになった。また，近年の橋本氏や木下氏の研究では，ヤマト政権が南海産大型巻貝を得るための交易ルートとして，肝属平野の首長たちが重要な役割を果たしたと指摘されている。

この地域の重要さは前方後円墳の大きさにも反映されており，１号墳と横瀬古墳は，古墳時代を通じて九州では五指に入る大規模な古墳である。

２　４つの重要性

（１）古墳文化南限域の大型古墳群

古墳時代とは，近畿中央を軸に生じた政治権力を核として日本列島の政治的・社会的共通圏が形成される古代国家の形成期にあたる。その象徴となるものが，前方後円墳をはじめとする古墳であり，当時のヤマト政権との関連の強い墓制である。言い換えると前方後円墳が築造された地域はヤマト政権を中心とした古墳文化の及んだ範囲である。

唐仁古墳群を含む大隅半島東側の志布志湾沿岸に広がる肝属平野は，塚崎古墳群や横瀬古墳，岡崎古墳群等多くの古墳が築かれた，古墳文化の南限地域であり，巨大な前方後円墳を含む古墳群が存在する地域である。

唐仁古墳群は肝属平野一帯の首長墓群の一つであり，大型の前方後円墳である１号墳を中心とする周辺の中小の群として築造された多数の古墳群を含むエリア一帯は，古代社会の政治的な構造を示す物証として重要である。

（２）南九州古代史を語る古墳群

九州南部に位置する，鹿児島・宮崎県の古墳群は，日向灘・志布志湾に面した東海岸側と東シナ海側の西海岸側とで墓制に大きな違いがある。唐仁古墳群を含む東海岸側では，宮崎県の生目古墳群（宮崎市）をはじめ西都原古墳群（西都市）や持田古墳群（高鍋町），本庄古墳群（国富町）等，前方後円墳を含む大小の円墳から構成されている。一方，西海岸側の古墳群は，確実な前方後円墳は確認されておらず，東海岸側から比べると古墳の築造が少なく，板石積石棺墓や土壙墓等の墓制が

展開している。また，天辰寺前古墳（薩摩川内市）や脇本古墳群（阿久根市）等確認されているが，東海岸側に比べ古墳（群）の数が少ない。

東海岸側の古墳群の盟主は，宮崎平野の生目１号墳，３号墳をその始まりとし，その後，志布志湾沿岸の唐仁１号墳へと移動する。その後再び宮崎平野の西都原古墳群において男狭穂・女狭穂塚と推移し，更に志布志湾沿岸の横瀬古墳へ移動する等，宮崎平野と志布志湾沿岸の肝属平野を交互に移動していることが分かる。

このように，南九州の前方後円墳を含む古墳群は，全体として古墳時代の九州南部の社会的・政治的情勢や盟主的首長とその変遷を示しており，唐仁古墳群はその一端を担う古墳群として重要である。

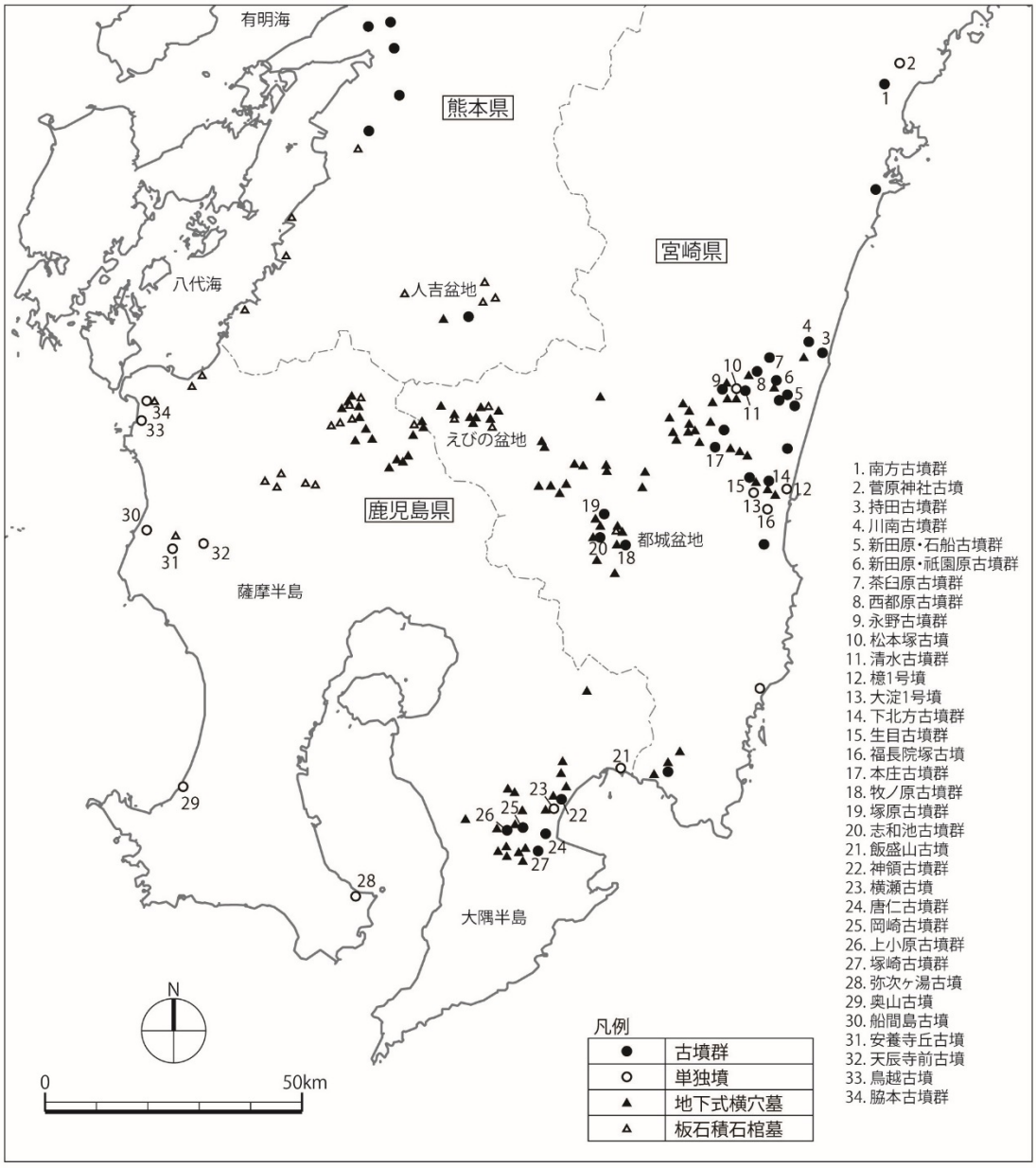

図 4-1　南九州の主要古墳（群）分布図

（3）大隅地域勢力（肝属平野勢力）の権力構造を示す古墳群

肝属平野における主な古墳の展開として，古墳時代前期に塚崎古墳群の築造が始まり，中期前葉に肝属平野最大の唐仁１号墳が造られ，１号墳の築造からしばらく期間を空け，中期中葉に横瀬古墳が築造される。

唐仁古墳群と同時期の古墳群として，岡崎古墳群や神領古墳群，塚崎古墳群等が挙げられるが，唐仁古墳群はこれらの中でも最大の規模であり，当時唐仁古墳群を中心とする階層構造をもった首長層の政治的な繋がりが形成されていたと考えられる。

大規模な前方後円墳を中心に，多数の中小規模の円墳により構成される唐仁古墳群は，肝属平野における地域の権力構造の中心的存在を示すものとして重要である。

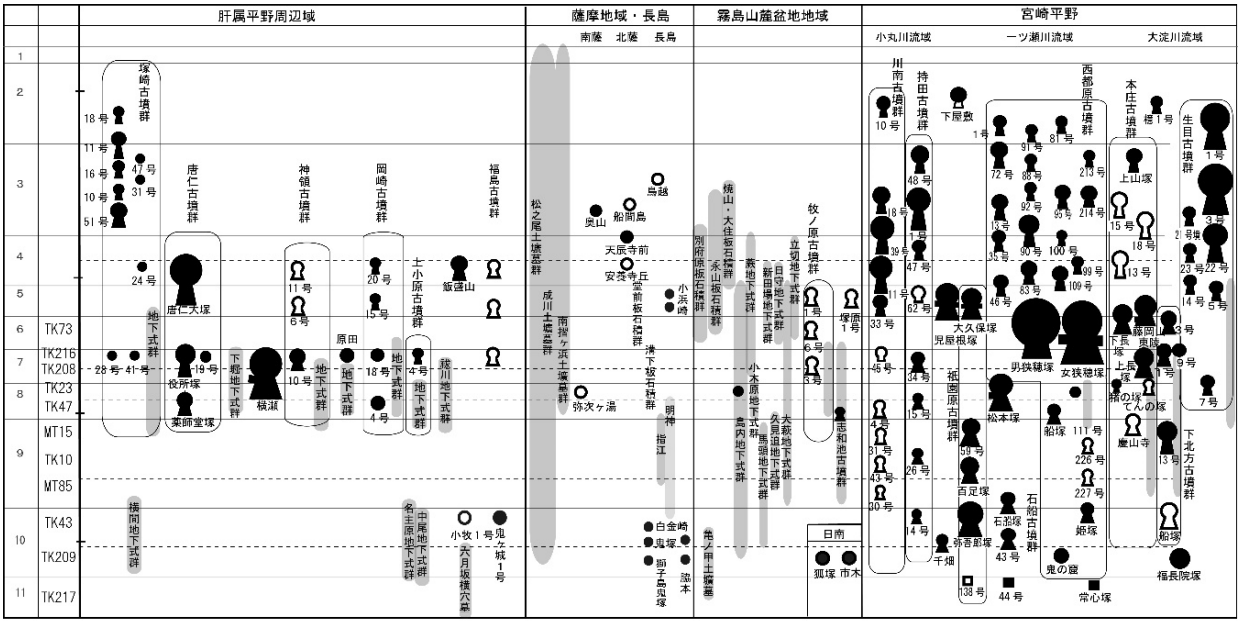

図 4-2　九州南部の古墳墓編年（橋本 2019）

（4）広域ネットワークを語る古墳群

１号墳の石室に用いられている石材は，肝属平野の南に位置する国見山系の花崗岩であり石棺の石材は志布志市夏井海岸の溶結凝灰岩の使用が推定される等，在地の素材が使用されている。一方で，石棺の加工には延岡の石工が関与しているとの研究成果があり，古墳の築造にあたり，技術交流があったことが分かっている。

また，１号墳の石室内で確認された甲冑は，ヤマト政権が地方の首長へ与える威信財であり，当地域がヤマト政権のネットワークに組み込まれていたことを示す資料である。

近隣の塚崎古墳群や岡崎古墳群，神領古墳群の発掘調査では，初期須恵器や豊富な鉄製品等が出土し，肝属平野が当時の最先端の文物を取り入れた地域だったことや，近畿地方や四国地方等との交流・交易を行っていたことが明らかとなっている。

更に，近年の研究では，ヤマト政権が南海産大型巻貝を得るための交易において，肝属平野の首長たちが重要な役割を果たしたとの指摘がある。

このように，唐仁古墳群を含む肝属平野の古墳群の出土遺物やそこに表れた技術は，同地域が古墳文化の中で営まれた交流ネットワークの一翼を担っていた証左として重要である。

第３節　構成要素の特定

１　地区の分類

唐仁古墳群は，現状，個々の古墳の墳丘を中心に分散した形で史跡指定されているが，本質的価値の真正性，完全性を担保するためには本来，面的に保存活用していくことが望ましい。

そこで，史跡指定範囲をA地区，古墳に関する遺構等が推定され，追加指定を目指す範囲をB地区，現時点で古墳は確認されていないが，今後情報収集を図りその保存等に係る取り扱いを検討する範囲をC地区とする（図4-3)。

２　構成要素の分類

唐仁古墳群の構成要素は，「本質的価値を構成する要素」と「本質的価値を構成する要素以外の要素」の２つに分けられる。前者は，古墳そのものを構成する墳丘（盛土・葺石等）と埋葬施設（竪穴式石室)，墳丘を取巻く周溝等，古墳に伴う出土遺物，古墳が立地する地形，土地に係る要素を示す。後者は，古墳が築造されてから現在に至るまでの長い時間の経過の中で古墳の墳丘上やその周辺に新たに加えられた要素を示す。

後者は更に２つに分類され，遺跡の説明板や標柱等，本質的価値に関連する要素と，木竹，工作物等，その他の要素とに分けられる。

３　構成要素の特定

地区ごと，分類ごとの構成要素は表4-1のとおりである。

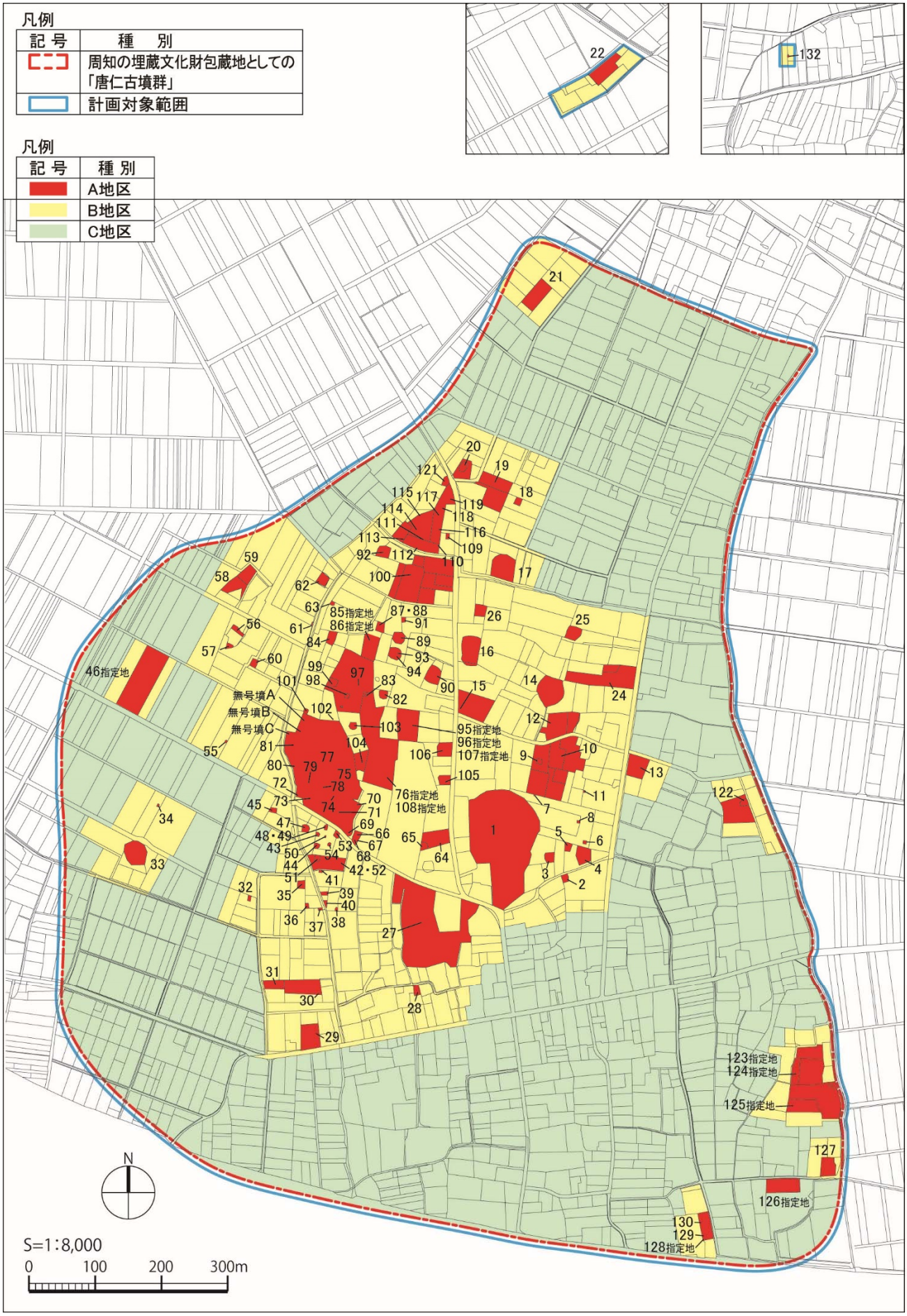
凡例
記 号
種 別
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」
計画対象範囲
凡例
記 号
種 別
A地区
B地区
C地区
N
S=1:8,000
0
100
200
300m

図 4-3　地区分類図

表 4-1　史跡の構成要素

地区区分	本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の要素	
		本質的価値に関連する要素	その他の要素
A地区（史跡指定地）	○古墳の墳丘，遺構，遺物 古墳の墳丘 地下遺構（周濠・周溝） 埋葬施設（竪穴式石室・石棺） 発掘調査等による既出遺物及び埋蔵されている遺物（土器類，埋葬施設内の副葬品等） ○古墳と一体をなす土地	標柱 石柱（昭和11年頃に建てられたもの） 遺跡説明板 ○建築物 大塚神社（本殿・拝殿） ○工作物 大塚神社関連（鳥居・石段）	○木竹 ○建築物 個人住宅， 農業用施設（牛舎・作業小屋等） ○工作物 大塚神社関連（個人建立の石塔） 農業用施設（ビニールハウス）， 標識，水道施設（用排水路）， 電気通信施設（電柱等）， 個人墓，庭園設備 ○道路
B地区（追加指定を目指す範囲）	○古墳の墳丘・遺構の一部，遺物 墳丘（盛り土，葺石等）の一部 埋葬施設の一部 周溝，外周区画等の一部 上記に付随する出土遺物 ○古墳に関する遺構等の存在が推定される土地	遺跡説明板	○木竹 ○建築物 個人住宅， 農業用施設 （牛舎・豚舎・作業小屋等）， 民間施設 ○工作物 農業用施設（ビニールハウス）， 便益施設，道路安全標識， カーブミラー，ガードレール， 水道施設（用排水路）， 電気通信施設（電柱等）， 個人墓 ○道路
C地区（その他の地域）	－	地下に包蔵されている古墳時代の遺構・遺物 遺跡案内板	○木竹 ○建築物 個人住宅， 農業用施設 （牛舎・豚舎・作業小屋等）， 民間施設 ○工作物 農業用施設（ビニールハウス）， 便益施設，道路安全標識， カーブミラー，ガードレール， 水道施設（用排水路）， 電気通信施設（電柱等）， 個人墓 ○道路

第５章　史跡の現状・課題

第１節　Ａ地区の現状と課題

１　保存の現状と課題

（１）本質的価値を構成する要素

〇古墳の墳丘

130基ある古墳の現状については，別に表5-1で示す。各古墳に見られる主な現状と課題については以下のとおりである。

・墳丘上に樹木があり，雨垂れによる墳丘表面の浸食や窪み，自重や根による地下への負の影響が懸念される。
・農業用機械により墳丘の一部が削平されている。
・古墳の数が多く，大半が民有地にあるため野焼きや農業に関する無断現状変更等が散見され，課題である。
・大塚神社の屋根から落ちる雨垂れにより，墳丘表面や竪穴式石室の側壁の一部が浸食されており，内部への雨水の浸入も懸念される。現在は土嚢で応急処置を施しているが，雨水処理が課題である。
・１号墳石室の蓋石が露出しており，雨風にさらされ風化・劣化が懸念される。
・雨季には１号墳周濠に水が溜まり，溢れた水が東側の個人宅敷地内を冠水させている。

〇地下遺構

・現存する墳丘は所有者・管理者が保存に努めているものの，地下に埋設する遺構・遺物等については視認できないことから，所有者・管理者が遺構・遺物に気づかずに開発が行われる事例がある。
・19号墳の指定地から確認された遺構（周溝）については，現在埋め戻し農業用地として利用されている。
・範囲確認調査が不十分な箇所が多い。

写真 5-1　上からの雨垂れにより浸食を受けた地面

写真 5-2　個人宅を流れる雨水

○出土遺物

・19号墳の周溝から発掘された土器等は臨時的に文化センターに保管してあり，一部は郷土研修館に展示してあるものの，適切な展示・保管施設の確保が課題である。

・昭和５（1929）年と昭和７（1932）年に，１号墳の石室の調査が行われた。蓋石が５枚であり，内部に石棺と短甲が確認され，実測報告もなされている。しかしながら，その後，国指定となったこともあり，内部のそれ以上の確認は行われておらず現状は不明である。

○古墳と一体をなす土地

・古墳の隣接地に個人住宅等が建てられ，古墳本来の景観と，古墳の眺望に影響がある。

・唐仁古墳群の指定地は，ほとんどが墳丘部分のみであることから，一部の墳丘以外の指定地については，所有者が指定地と気づかずに開発行為等がされる事例がある。

表 5-1（1）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（1）

古墳現状／調査結果の凡例

墳丘の保存状況		
非常に良好	◎	墳丘にほとんど削平・崩落等が見られず，良好な保存状態である
良好	○	墳丘に削平・崩落等があるものの，全体的に良好な状態である
半壊	△	墳丘が1/2以上壊れている
全壊	×	完全に壊れている。若しくは指定地で墳丘未確認

工作物等		
ない	○	工作物等がない
あり	ー	何かしらの工作物がある

樹木		
支障なし	○	現時点では，概ね古墳に影響がないと判断される
注意	△	古墳に影響がない程度だが，将来的に「危険」になる可能性がある
危険	×	古墳に影響が出る可能性がある

表 5-1（2）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（2）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
１号墳 (唐仁大塚古墳)	新川西 5095番	S5・6・7・42年 蓋石・石室内調査 H4 測量調査 H23年 西側周溝堤調査 H31年 西側隣接地調査	・墳丘は全体的には良好に遺存するが，神社建立により，階段等で削平を受けている ・周濠も良好に残っているが，近年の大雨で雨水が近隣の住宅に流れ込む被害が確認されている ・後円部神社正面階段の上部分が雨によりき損し，神社宮司と対応を協議し現在は通行禁止としている ・神社に植生している樹木による，神社損壊，シロアリ被害，雨水による地表面の損傷等が問題である（別紙植生図参照）	◎	○	△	・シロアリ対策 ・墳丘上にある樹木・枯木・倒木に対する整理伐採の検討 ・雨水対策の検討
２号墳	新川西 4851番6		・墳丘は隣接地との境界及び農業用施設の間にあるが，比較的良好に遺存する ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	○	○ ﾌﾞﾛｯｸ塀	×	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
３号墳	新川西 5094番8		・墳丘は良好に遺存する ・新しい植樹が見られる	○	○ 氏神祠	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
４号墳	新川西 5094番12		・墳丘は良好に遺存する ・測量の際及びR２年度に伐採及び倒木処分を行う	◎	－	△	・墳丘上の竹に対する整理伐採の検討
５号墳	新川西 5094番10		・指定地での墳丘未確認（杉の倒木や竹に覆われており確認できず）	△	－	×	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
６号墳	新川西 5094番17		・墳丘は四方削平を受けている ・野焼きの形跡あり	△	－	○	・個人敷地内での墳丘保護策の検討
７号墳	新川西 5094番18		・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている ・指定地での墳丘未確認	×	－	△	・墳丘確認調査の検討
８号墳	新川西 5094番16		・墳丘は東側が境界となり削平を受けている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
９号墳	（指定地） 新川西 5091番ロ （墳丘確認地） 新川西 5091番12		・所有者の代替わりにより，植栽されていた木花や石等がなくなり，墳丘の形状変更あり ・S9年指定地分筆地内に墳丘はあるものの指定地外と合筆し，範囲の確定がされていない	△	－	○	・個人敷地内での墳丘保護策の検討 ・調査による指定地の検討
10号墳	（指定地） 新川西 5091番ロ （標柱確認地） 新川西 5091番6		・指定地での墳丘未確認 ・過去の記録によると，出土した軽石片が現在も残っている	×	○	－	・調査による指定地の検討
11号墳	新川西 5093番3		・畑の中にあるため，農業用機械での削平が進む。過去に石室の一部が露出したため，墳丘の修繕を行う ・測量の際に伐採したが，雑草が繁茂。大きな椿の木が墳丘及び石棺を圧迫している可能性あり	×	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討

表 5-1（3）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（3）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
12号墳	（指定地） 新川西 5074番 （墳丘確認地） 新川西 5075番1		・過去の記録で道路拡張により前方部が削除されているとある ・畑の中にあることで墳丘東側が削られたような痕跡がある ・S9年指定地の分筆地ではない地番に墳丘と標柱が確認される ・追加指定に際し同意取得に問題あり	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
13号墳	新川西 4936番		・指定地での墳丘未確認	×	○	－	・調査による指定地の検討
14号墳 （後迫塚）	新川西 5070番1	H21年 西側畑の周溝調査	・墳丘は良好に遺存するが，樹木が繁茂している ・測量の際に杉以外を伐採したが，竹林に戻っている ・墳丘へ行く通路がない	◎	－	△	・墳丘にある大型樹木の伐採検討 ・古墳への通路の検討
15号墳	新川西 5084番1		・指定地は個人宅敷地内にあり，過去の記録でS45年にブルドーザーで畑としたものを，現在の形に復元したとある ・現在は墳丘にツツジの植栽あり ・指定地が宅地であり調査困難	×	○	×	・個人宅地内にある墳丘の保護及び樹木の取り扱いについて検討
16号墳 （薬師堂塚）	新川西 5081番5 5082番5		・墳丘は良好に遺存する ・前方部の一部は個人宅通路の下にも続く可能性あり ・過去の調査記録で石棺も埋設及び隣接地東側には周溝遺存の可能性あり ・古墳に植生している樹木の伐採を進めている	◎	－	△	・墳丘にある大型樹木の伐採の検討 ・周溝確認の調査
17号墳 （福留塚）	新川西 1533番3		・墳丘は良好に遺存する ・墳丘に大型の樹木が植生している ・過去に盗掘の記録あり，蓋石が墳頂近くで確認される	◎	－	△	・墳丘にある大型樹木の伐採の検討
18号墳	新川西 1555番3		・墳丘は比較的良好であるが，畑の中にあるため，耕作者による野焼き，墳丘近くの耕作による墳丘削平痕がある	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
19号墳	新川西 1556番1 1553番4	H20・21年 墳丘の周溝確認調査	・墳丘は四方削平を受けており，畑の中にあるため，耕作者による野焼き，農業用機械による削平を受けている ・過去の調査で周溝を確認し，土器等も検出されている	△	－	△	・畑の中にある墳丘保護策の検討
20号墳	新川西 757番1	H20・21年 道路改良に伴う確認調査	・墳丘は比較的良好に遺存するが，西側は倉庫により削平を受けている ・墳丘に樹木が植生している	○	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
21号墳 （小塚）	新川西 725番2		・指定地が山林となり，標柱による場所の特定を行い，わずかな高まりは確認された ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・指定地全体の樹木に対する整理伐採の検討

表 5-1（4）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（4）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
22号墳 （笹塚）	新川西 510番		・墳丘は四方削平を受けており，竹が繁茂している ・建設会社資材置き場のため，墳丘の近くを重機等の大型機械が通過する	△	－	△	・個人敷地内での墳丘保護策の検討
23号墳 （笹塚）	（指定地） 新川西 113番2		・指定地での墳丘未確認 ・S9年指定地番から現在までの変遷が謄本で追えない	×	－	○	・指定地の調査検討
24号墳	新川西 5068番1		・指定地での墳丘未確認	×	－	－	・指定地の調査検討
25号墳	新川西 5066番3		・墳丘は比較的良好に遺存するが，宅地や畑により周囲が削平を受けている ・墳丘全体に樹木あり	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
26号墳	新川西 5065番1	H20・21年 墳丘の北側畑の周溝確認調査	・墳丘は四方削平を受けている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
27号墳	新川西 5100番		・墳丘は全体的に良好に遺存する ・墳丘上に枯れた大木がある	◎	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
28号墳	新川西 5112番3	H28年 指定地確認調査	・指定地が2ヶ所に分かれており，飛び地部分の指定地解除済 ・墳丘が確認されている地番は，東側が掘削を受けている ・墳丘上に軽石が数点確認されている	△	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
29号墳 （スワンヂ塚）	新川西 1417番1		・個人宅地内庭園の一部となっており，墳丘の確認が難しい	×	○	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討
30号墳	新川西 1410番1		・畑の中にわずかな高まりあり ・古石塔の一部あり	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
31号墳	新川西 1411番1		・畑の中にわずかな高まりあり	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
32号墳	新川西 1160番2		・畑の中にあるため，四方が削平を受けている ・墳丘上に樹木あり	△	－	×	・指定地は畑の隅に位置し，分筆により墳丘のみ指定を受けており，周辺は指定されていない
33号墳 （向塚）	新川西 1148番	H5年 確認調査 地下ﾚｰﾀﾞｰ探査	・墳丘は非常に良好に遺存する ・H5年確認調査で墳丘を廻るような周溝らしきものを確認 ・確認調査において周溝と思われる遺構を北側で確認。現在は遺構を保存し道路を通している	◎	－	○	・指定地は墳丘のみ指定を受けており，周辺は指定されていない
34号墳	新川西 1142番2	H5年 確認調査 地下ﾚｰﾀﾞｰ探査	・墳丘は畑の中にあるため，農業用機械による削平を受けている ・H5年の地下レーダー探査で地下の地盤隆起は確認されたが確認調査を実施するも周溝の断定に至らなかった	△	－	○	・指定地は畑の隅に位置し，分筆により墳丘のみ指定を受けており，周辺は指定されていない
35号墳	新川西 1402番2		・墳丘は四方個人住宅や倉庫に挟まれ，削平を受けている ・墳丘への植栽が見られる	△	○	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討 ・墳丘上の植栽の検討

表 5-1（5）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（5）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
36号墳	新川西 1403番2		・墳丘は四方削平を受け，竹により覆われている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
37号墳	新川西 1404番2		・個人宅地内にあり，本来の墳丘の形が分かりにくい ・墳丘にソテツの植樹あり	△	○	×	・個人宅内の墳丘保護について検討 ・墳丘上の植栽の検討
38号墳	新川西 1459番		・墳丘は畑地との隣接地にあり，削平を受けている	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
39号墳	新川西 1462番3		・墳丘の北，西側は削平を受けている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
40号墳	新川西 1462番1		・39号墳の南側に位置し道路や畑地により削平を受けている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
41号墳	新川西 1463番2		・墳丘は牛舎により削平を受けている ・隣接地との境界で雑木林と化している	△	○	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討 ・個人宅内の墳丘保護についての検討
42号墳	新川西 1468番		・墳丘は比較的良好に遺存するが，樹木の繁茂により立ち入りが困難 ・北，東側の一部が建物や庭により削平を受けている	○	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討 ・個人宅内の墳丘保護についての検討
43号墳	新川西 1474番4		・墳丘は墓と畑と個人住宅の間に立地し削平を受けている ・樹木の植栽あり	△	○	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討 ・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
44号墳	新川西 1474番2		・墳丘は墓と畑と個人住宅の間に立地し削平を受けている ・樹木の植栽あり	○	○	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討 ・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
45号墳	新川西 1119番2		・墳丘は四方削平を受けているものの高さもあり比較的良好に遺存する ・水田の中にあり通路がない	○	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
46号墳	（指定地） 新川西 228番地7 （標柱確認地） 新川西 1120番横		・指定地での墳丘未確認 ・標柱はS9年指定地とは関連のない場所に建つ	×	－	－	・調査による指定地の検討 ・標柱の移設の検討
47号墳	新川西 1476番		・墳丘は比較的良好に遺存するが，杉の木で覆われている（倒木も含む） ・個人住宅や農業用作業小屋で削平を受けている	○	－	×	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討

表 5-1（6）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（6）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
48号墳	新川西 1474番6		・指定地は個人宅庭の一部にあり，全体的に削平を受けている ・48・49号墳の標柱が同じ場所にあるためいずれかの墳丘が未確認（指定地1474は分筆されているためどちらかの判断はつかない）	△	－	△	・所有者が伐採しているが竹林となっており管理が困難 ・墳丘の確認 ・個人宅地内の墳丘保護について検討
49号墳	新川西 1474番6						
50号墳	新川西 1474番5		・指定地は個人宅隣接の畑の中にあり，耕作による掘削を受け壊滅に近い	△	－	○	・個人宅地内の墳丘保護について検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
51号墳	新川西 1471番		・墳丘は，42号墳を含む隣接地との境界に位置し，比較的良好遺存するが，付近含め雑木林と化している ・１つの墳丘に対し51・52号の標柱あり ・地内は指定地となっており，墳丘が確認されているのは1471番地のため51号墳と思われる	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・41・42・51・52とが一体となって雑木林となっているが，隣接地との境界の役割を果たしており，所有者から指定地の雑木伐採は避けるよう要望あり
52号墳	新川西 1470番						
53号墳	新川西 1474番7		・墳丘の北側は道路による削平を受けているが，比較的良好に遺存する	○	－	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討
54号墳	新川西 1474番3		・墳丘は個人宅畑の中にあり削平を受けている ・樹木に覆われている	△	－	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
55号墳	新川西 1052番2		・墳丘は水田の中にあり耕作による削平を受けている ・時期により，墳丘周辺の草の成長が異なる	△	－	○	・指定地は水田の中央に位置し，分筆により墳丘のみ指定を受けており，周辺は指定されていない ・水田の中にある墳丘保護策の検討
56号墳	新川西 1068番1		・墳丘は畑の中にあり，北，西側を耕作等で削平を受けているものの，比較的良好に遺存する ・樹木に覆われている	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
57号墳	新川西 1069番3	H6年 周溝確認調査	・墳丘は畑の中にあり，削平を受けている ・周溝確認調査において墳丘の西側より弥生時代の土器片を多数確認 ・樹木に覆われている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
58号墳	新川西 977番		・墳丘は雑木林にあり，比較的良好に遺存する ・樹木に覆われている	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
59号墳	新川西 980番		・墳丘は雑木林にあり，北側を中心に削平を受けている ・樹木に覆われている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討

表 5-1（7）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（7）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
60号墳	新川西 1070番3		・墳丘は畑の中にあり，削平を受けているが比較的良好に遺存する ・樹木に覆われている	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
61号墳	新川西 1060番1	H7年 周溝確認調査	・墳丘は畑の中にあり，東側を道路により削平を受けている ・調査により弥生時代と古墳時代の遺物が出土している	△	－	○	・道路整備の際の対応検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
62号墳	新川西 1029番2	H7年 周溝確認調査	・墳丘は畑の中にあり農業用機械による削平を受けているものの，比較的良好に遺存する ・調査において墳丘の北，西，南側にトレンチを設定したが，遺構遺物は確認されなかった	○	－	△	・墳丘にある大型樹木の伐採の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
63号墳	新川西 1507番2	H28年 確認調査	・墳丘は畑の中にあり，周囲は掘削を受けている ・調査において，西側に墳端を確認	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討 ・墳端部の追加指定の検討
64号墳	（指定地） 新川西 1492番1 （標柱確認地） 新川西 1491番1 1491番4		・墳丘は個人宅庭にあり，墳丘全体に葺石が確認されている ・東側は良好に遺存するが，西側は氏神が祀られ削平を受けている	○	○ 氏神	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討
65号墳	新川西 1492番2		・墳丘は個人宅庭にあり，西側を倉庫で北側を車庫で削平を受けている ・墳丘植樹や氏神を祀る	△	○ 氏神	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討
66号墳	新川西 1483番2		・指定地は個人宅庭にあり，庭木や造成等でほぼ壊滅に近い	×	○ 庭園	△	・個人宅地内の墳丘保護について検討
67号墳	新川西 1483番2		・墳丘は個人宅庭にあり，ツツジ等の植栽あり	△	－	○	・個人宅地内の墳丘保護について検討
68号墳	新川西 1483番2		・指定地での墳丘未確認	×	○ 防火水槽	○	・調査による指定地の検討
69号墳	新川西 1482番1		・指定地での墳丘未確認	×	○ 水神	×	・調査による指定地の検討
70号墳	新川西 1482番1		・指定地は周囲より若干高まりはあるものの墳丘の特定は難しく，竹に覆われている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
71号墳	新川西 1482番1		・墳丘は四方削平を受けているものの高さもあり比較的良好に遺存する ・杉の木が墳丘上に確認され，倒木も多い ・周囲は70・73等を含む雑木林となり，墳丘は外から見えない	○	－	×	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
72号墳	新川西 1482番1		・墳丘は南側を農業用倉庫により，西側を側溝により削平を受けている ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	△	○	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討

表 5-1（8）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（8）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
73号墳	新川西 1482番1		・墳丘は茶畑中央にあり，現在は竹に覆われているが墳丘は概ね良好に遺存する ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	○	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
74号墳	新川西 1482番1		・墳丘は南側を溝により削平を受けているが比較的良好に遺存する ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
75号墳	新川西 1486番2		・指定地での墳丘未確認 ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	×	○ 住宅？	△	・調査による指定地の検討
76号墳	（指定地） 1486番1 （標柱確認地） 新川西 1486番2		・墳丘は杉の倒木が多く，削平状況等の確認は難しい ・指定当時の地番ではなく別の指定地番に墳丘が所在する	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・調査による指定地の検討
77号墳	新川西 1482番2		・墳丘は全体的に良好に遺存する ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	◎	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
78号墳	新川西 1481番		・墳丘はわずかな高まりにより確認される ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
79号墳	新川西 1481番		・墳丘は全体的に良好に遺存する ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	◎	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
80号墳	新川西 1481番		・墳丘は西側を側溝により削平を受けている ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	△	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
81号墳	新川西 1481番		・墳丘は比較的良好に遺存する ・指定地は，72～81号墳を有するが筆界未定となっている	○	－	△	・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
82号墳	新川西 1486番18		・墳丘は農業用施設群の空き地にあり，周囲は掘削等を受け壊滅に近い ・樹木の植栽あり	△	○	×	・個人敷地内での墳丘保護策の検討 ・墳丘上の樹木の取り扱いの検討
83号墳	新川西 1486番12		・墳丘に杉の木があり，周囲は掘削等を受けている	△	－	×	・個人敷地内での墳丘保護策の検討 ・墳丘上の樹木の取り扱いの検討
84号墳	新川西 1508番3		・墳丘は比較的良好に遺存するが，東側は耕作による削平を受けている ・墳丘上に杉の木の植栽がある	○	－	△	・墳丘上にある樹木・竹林に対する整理伐採の検討
85号墳	（指定地） 新川西 1505番1		・指定地での墳丘未確認	×	－	○	・調査による指定地の検討
86号墳	（指定地） 新川西 1505番1		・指定地での墳丘未確認	×	－	○	・調査による指定地の検討
87号墳	新川西 1504番6		・指定地内（1504番地6）にある１つの墳丘に対して，87・88号墳２つの標柱が確認されている ・削平を受けている	△	－	△	・調査による墳丘の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
88号墳	新川西 1504番6						

表 5-1（9）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（9）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
89号墳	新川西 1504番4		・墳丘は北側で土地境界のため削平を受けているが,良好に遺存する ・墳丘上に樹木が繁茂している	○	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討 ・個人敷地内での墳丘保護策の検討
90号墳	新川西 1496番3		・墳丘は西側で削平を受けているが,高さもあり良好に遺存する ・墳丘及び周辺が雑木林となる	◎	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
91号墳	新川西 1502番2	H元年 確認調査	・墳丘は畑の中にあり,四方を耕作による削平を受けている ・H元年に墳丘の南側から鉄器が露出していたため,調査を行い一部を採取	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
92号墳	新川西 1526番2		・指定地に平らな墳丘は確認されるが，記録によるとS35年に開墾したとある ・開墾の際20～30cm大の花崗岩の丸石や軽石石棺が確認されたとあるが,現在は確認できない	△	－	△	・開墾し復元した墳丘の取り扱いの検討
93号墳	新川西 1504番5		・墳丘は89号墳の南側に位置し,南側を中心に掘削を受けている（過去の記録でS23年に全体の2/5程度残し畑とするとある） ・墳丘及び周辺が雑木林となる	△	－	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
94号墳	新川西 1504番5		・指定地での墳丘未確認 ・北側に93号墳が位置する	×	－	△	・調査による指定地の検討
95号墳 96号墳	（指定地） 新川西 1493番2 （標柱確認地） 新川西 1486番19		・指定地での墳丘未確認 ・標柱は別の場所で確認されているが，分筆地ではない ・１つの高まりに対して95・96号墳の標柱が確認されている	△	○ 庭園	△	・調査による指定地の検討 ・個人所有地内の墳丘保護について検討 ・標柱の移設の検討
97号墳	新川西 1486番3		・過去には農業用施設があったが,撤去されわずかな高まりが確認されるものの,竹が繁茂している	×	－	△	・個人所有地内の墳丘保護について検討 ・墳丘上にある竹林に対する整理伐採の検討
98号墳	新川西 1486番15		・墳丘は全体的に削平を受けており，果樹の植樹がある	△	－	△	・個人所有地内の墳丘保護について検討
99号墳	新川西 1486番14		・墳丘は北側で若干の削平を受けているが良好に遺存する ・果樹の植栽がある	○	－	△	・個人所有地内の墳丘保護について検討
100号墳 （役所塚）	新川西 1527番		・墳丘は良好に遺存する ・古墳に植生している樹木の伐採を進めている ・過去に葺石を採取し戻した結果,後円部に数ヶ所集中して葺石が置いてある	◎	－	△	・墳丘上の樹木整理と伐採の検討

表 5-1（10）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（10）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
101号墳	新川西 1515番1		・畑の中にあり耕作により四方削平を受けている ・S9年指定地番とは別の地番に墳丘と標柱が確認され追加指定済	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
102号墳	新川西 1486番16		・指定地での墳丘未確認 ・標柱の傍に石棺と思われる石材片が置いてある	×	－	○	・調査による指定地の検討
103号墳	新川西 1486番10		・墳丘の北側は倉庫により削平を受けている ・杉の倒木が多い	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・個人所有地内の墳丘保護について検討
104号墳	新川西 1486番9		・墳丘は比較的良好に遺存するが，杉の倒木やゴミが多い	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・墳裾のゴミ撤去検討
105号墳	新川西 1493番5		・墳丘は良好に遺存する ・個人宅造成のため，墳丘北側が一部削平を受けている ・氏神を祀る	◎	○ ﾌﾞﾛｯｸ塀 氏神	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
106号墳	新川西 1493番3		・墳丘は良好に遺存する ・住宅の間に挟まれ墳丘の一部が削平を受けている	◎	○ ﾌﾞﾛｯｸ塀	△	・墳丘上にある樹木に対する整理伐採の検討
107号墳	（指定地） 新川西 1493番2 （標柱確認地） 新川西 1486番18		・指定地での墳丘未確認 ・標柱は別の場所で確認されているが，分筆地ではない ・牛舎近くにあり，墳丘の周りで牛が放牧されていたため，柵が設けられている（現在は廃業したため牛はいない） ・墳丘上が竹で覆われている	○	○ 柵	△	・墳丘上の樹木整理と伐採の検討 ・個人所有地内の墳丘保護について検討 ・標柱の移設の検討
108号墳	（指定地） 1486番1 （標柱確認地） 新川西 1486番13		・指定地での墳丘未確認	×	－	－	・調査による指定地の検討
109号墳	新川西 1530番4		・指定地は民間企業駐車場の一部となり，削平を受けている	△	－	○	・個人所有地内の墳丘保護について検討
110号墳	新川西 1537番1		・畑の中にあり墳丘全体が農業用機械による削平を受けている	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討 ・墳丘の特定
111号墳	新川西 1536番		・畑の中にあり墳丘全体が農業用機械による削平を受け，ほぼ壊滅	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討 ・墳丘の特定
112号墳	新川西 1537番1		・指定地での墳丘未確認	×	－	○	・調査による指定地の検討
113号墳	新川西 1539番		・畑の中にあり墳丘全体が農業用機械による削平を受けている	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
114号墳	新川西 1536番		・畑の中にあり墳丘全体が農業用機械による削平を受けている	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
115号墳	新川西 1536番		・畑の中にあり墳丘全体が農業用機械による削平を受けている	△	－	○	・畑の中にある墳丘保護策の検討
116号墳	新川西 1534番		・墳丘は削平を受けている ・杉の木がある ・古墳に植生する樹木の伐採を進めている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討

表 5-1（11）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（11）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
117号墳	新川西 1534番		・墳丘は比較的良好に遺存する ・杉の木がある ・古墳に植生する樹木の伐採を進めている	○	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
118号墳	新川西 1534番		・墳丘は削平を受けている ・杉の木がある ・古墳に植生する樹木の伐採を進めている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討
119号墳	新川西 1534番	H26年 道路改良に伴う確認調査	・墳丘は良好に遺存するが，杉の大木がある ・調査で町道側に周溝を検出し，工事内容の一部計画変更し，現状保存	◎	－	△	・墳丘上にある樹木・枯木に対する整理伐採の検討 ・道路下の周溝の保存について検討
120号墳	－		・指定解除				
121号墳	新川西 1547番		・墳丘東側はS10年に建立された石碑の裏にあたり，削平を受けている	△	○ 石碑	△	・工作物の移設を含めた検討
122号墳	新川西 4943番		・指定地は個人墓地で墓石があり，周囲にわずかに高まりが残る ・周囲を竹が覆っている	△	○ 墓	△	・竹林に対する整理伐採の検討 ・個人所有地内の墳丘保護について検討
123号墳	（指定地） 新川西 4633番1 （標柱確認地） 新川西 4941番6		・指定地での墳丘未確認 ・標柱は別の場所で確認されているが，分筆地ではない	○	○ 墓	△	・調査による指定地の検討 ・標柱の移設の検討
124号墳	（指定地） 新川西 4633番1 （標柱確認地） 新川西 4628番2		・指定地での墳丘未確認 ・標柱は127号墳指定地に建つため移設が必要	×	○ 宅地？	－	・調査による指定地の検討 ・標柱の移設の検討
125号墳	（指定地） 新川西 4636番	H28年 指定地確認調査	・指定地での墳丘未確認 ・指定当時の地番で確認調査を実施したが，遺物は確認されず，遺構も特定するに至らず隣接地を含めた調査が必要と判断	×	－	○	・追加調査実施の検討
126号墳	（指定地） 新川西 4606番 （標柱確認地） 新川西 4633番9		・指定地での墳丘未確認 ・標柱は別の場所で確認されているが，指定地及び分筆地ではない	×	○ 牛舎	○	・標柱の移設の検討
127号墳	（指定地） 新川西 4628番2 （標柱確認地） 4633番9		・墳丘が畑の中にあることから墳丘全体が農業用機械による削平を受けている ・標柱は124号墳となっているが，127号墳の指定地である	△	－	○	・標柱の移設の検討 ・畑の中にある墳丘保護策の検討
128号墳	（指定地） 新川西 4670番 （標柱，墳丘確認地） 新川西 4759番2		・指定当時の地番ではなく別の指定地番に墳丘が所在する ・指定地は謄本では現地確認不能となる ・墳丘に大きな樹木及び古石塔の一部が確認されている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	○ 古石塔 一部	△	・墳丘上にある樹木・竹に対する整理伐採の検討 ・墳丘の特定

表 5-1（12）　唐仁古墳群内各古墳の現状と課題（12）

古墳通称	地番	過去の調査歴	古墳現状／調査結果	墳丘の保存状態	工作物等	墳丘上の樹木	保存上等の課題
129号墳	新川西 4759番		・墳丘上に樹木及び竹で覆われている ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	△	－	△	・墳丘上にある樹木・竹に対する整理伐採の検討
130号墳	（指定地） 新川西 4763番 （標柱，墳丘確認地） 新川西 4759番2		・墳丘は良好に遺存する ・指定当時の地番とは繋がりのない地番に墳丘が確認されている ・指定地は謄本では現地確認不能となる ・測量の際に伐採したが，竹林に戻っている	○	○ 古石塔 一部	△	・墳丘上にある竹に対する整理伐採の検討 ・墳丘の特定
131号墳	新川西 5164番		・指定解除				
132号墳	－		・墳丘は隣接地との境界に位置し削平を受けている ・墳丘に古石塔の一部が確認されている	△	○ 古石塔 一部	△	・個人所有地内の墳丘保護について検討
無号墳 A			・測量調査の結果，墳丘らしきものが確認されているが，S9年の指定地内ではあるものの標柱がない	△	－	△	・マウントはある ・墳丘の取り扱いの検討
無号墳 B				◎	－	△	
無号墳 C				△	－	△	

１号墳（上空から）

２号墳（北側から）

３号墳（南側から）

４号墳（南側から）

５号墳（東側から）

６号墳（東側から）

７号墳（南側から）

８号墳（東側から）

９号墳（東側から）

10号墳（北側から）

11号墳（東側から）

12号墳（南側から）

写真 5-3（1）　古墳現況写真（1）

13号墳（西側から）

14号墳（南側から）

15号墳（南側から）

16号墳（西側から）

17号墳（北側から）

18号墳（西側から）

19号墳（西側から）

20号墳（南側から）

21号墳（東側から）

22号墳（南側から）

23号墳（北側から）

24号墳（東側から）

25号墳（西側から）

26号墳（西側から）

27号墳（東側から）

28号墳（北側から）

29号墳（西側から）

30号墳（南側から）

31号墳（南側から）

32号墳（西側から）

33号墳（東側から）

34号墳（南側から）

35号墳（墳丘上から）

36号墳（東側から）

写真 5-3（2）　古墳現況写真（2）

37号墳（東側から）

38号墳（西側から）

39号墳（西側から）

40号墳（西側から）

41号墳（北側から）

43号墳（南側から）

44号墳（北側から）

45号墳（北側から）

46号墳（東側から）

47号墳（北側から）

48・49号墳（西側から）

50号墳（南側から）

51号墳（西側から）

52号墳（西側から）

53号墳（北側から）

54号墳（南側から）

55号墳（南側から）

56号墳（北側から）

57号墳（南側から）

58号墳（東側から）

59号墳（東側から）

60号墳（北側から）

61号墳（南側から）

写真 5-3（3）　古墳現況写真（3）

62号墳（東側から）

63号墳（西側から）

64号墳（北側から）

65号墳（墳丘上から）

66号墳（北側から）

67号墳（南側から）

68号墳（南側から）

69号墳（東側から）

70号墳（東側から）

71号墳（東側から）

72号墳（西側から）

73号墳（北側から）

74号墳（北側から）

75号墳（北側から）

76号墳（北側から）

77号墳（南側から）

78号墳（南側から）

79号墳（西側から）

80号墳（西側から）

81号墳（西側から）

82号墳（東側から）

83号墳（北側から）

84号墳（北側から）

85・86号墳（西側から）

写真 5-3（4）　古墳現況写真（4）

87・88号墳（南側から）

90号墳（東側から）

91号墳（西側から）

92号墳（南側から）

（北側から）

89.93.94号墳　（西側から）

95・96号墳（南側から）

97号墳（南側から）

98号墳（西側から）

99号墳（南側から）

100号墳（西側から）

101号墳（西側から）

102号墳（北側から）

103号墳（東側から）

104号墳（東側から）

105号墳（東側から）

106号墳（東側から）

107号墳（西側から）

108号墳（東側から）

109号墳（東側から）

110号墳（南側から）

111号墳（南側から）

112号墳（南側から）

113号墳（北側から）

写真 5-3（5）　古墳現況写真（5）

114号墳（南側から）

115号墳（西側から）

116号墳（南側から）

117号墳（北側から）

118号墳（南側から）

119号墳（北側から）

120号墳（指定解除）（東側から）

121号墳（東側から）

122号墳（東側から）

123号墳（東側から）

126号墳（西側から）

127号墳（南側から）

128号墳（西側から）

129号墳（北側から）

130号墳（東側から）

132号墳（南側から）

河川改修のため肝属川の一部となる

131号墳（指定解除）

写真 5-3（6）　古墳現況写真（6）

表 5-2　１号墳植生表

楠：●　　単位：m

番号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
幹周	3.75	3.25	4.93	3.95	3.4	4	3.59	3.94	3.44	5.39	3.3	2.45
番号	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X
幹周	3.7	4.85	3.07	4.09	4.95	4.35	2.84	2.36	3.27	3.36	2.8	3.18

その他（雑木）●　　単位：m

番号	1（桜）	2	3（桜）	4（ﾌｪﾆ）	5	6（杉）	7（杉）	8	9	10	11（杉）	12（杉）
幹周	2.5	2.9	2	0.8	1.7	1.4	1.5	1.8	1	1.5	1.4	1.3
番号	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23（ｿﾃﾂ）	
幹周	2.9	2.3	2.1	2	1.1	1.4	1	1.6	1.3	1.6	0.7	

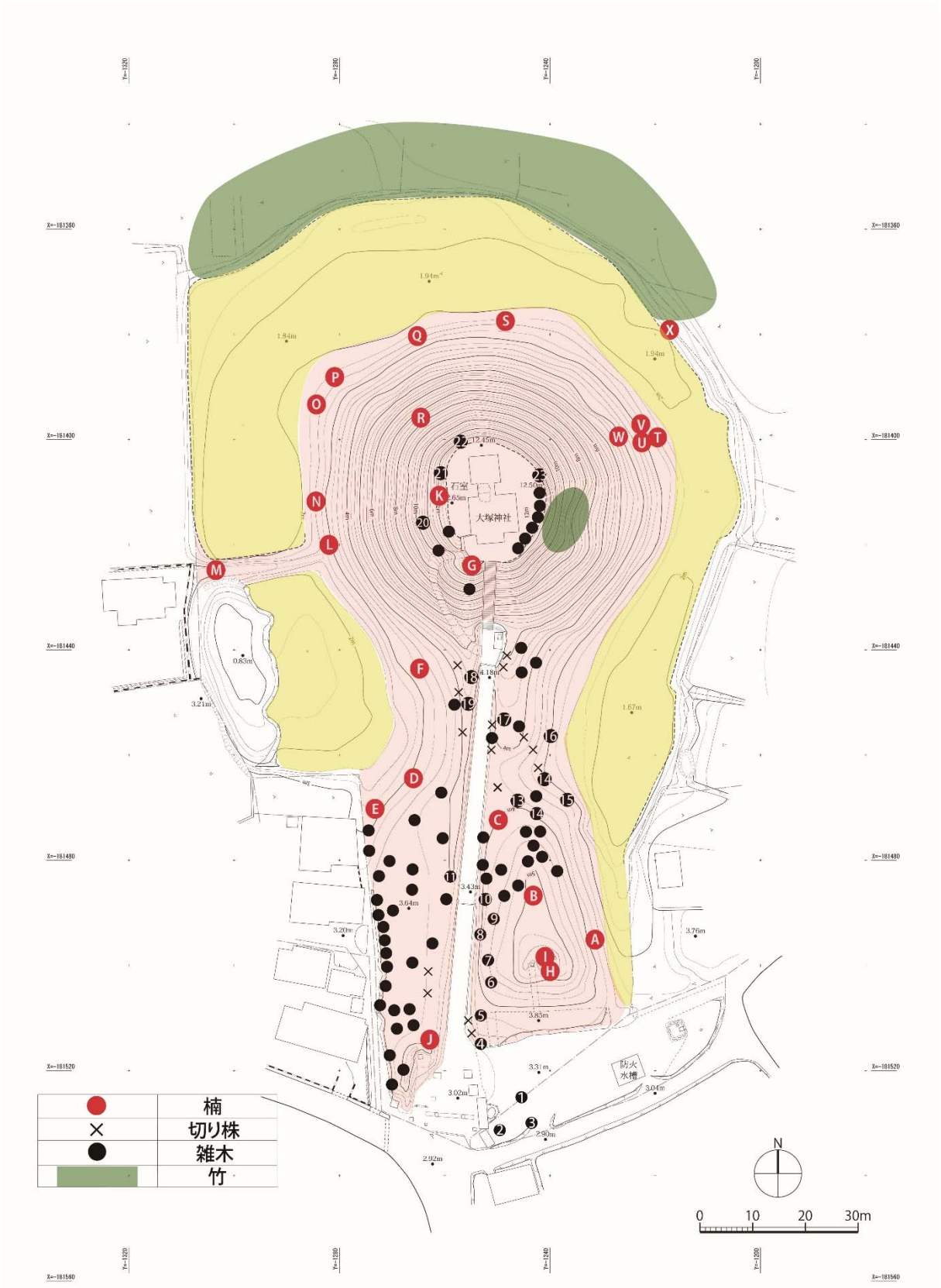

※1m以上のもののみ掲載
※後円部東側は幹周りの細い雑木が多すぎるので記載していない。

図 5-1　１号墳植生図

（2）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇標柱・石柱，遺跡説明板

・唐仁古墳群への東西南北のアクセス入口には，昭和11（1936）年に東串良町が国庫補助金を活用して設置した石柱及び遺跡説明板があり，石柱は現在もほぼ変わらず当初の場所に確認されている。説明板については，平成28（2016）年度に外枠を生かして説明板の修繕を行うとともに，内容の更新を行った。

・古墳の墳丘には，昭和38（1963）年頃に町が設置した石の標柱がある。本来は墳頂に１本と，古墳の裾に１本建てられていたものと考えられるが，現在，人為的な移動等により当初と異なる場所や指定地外に確認されるものがあり，元の位置への移設について検討が必要である。

・石の標柱は草刈りや大型機械による耕耘作業等に伴い，き損したり，倒れたりしているものもあり，管理上の課題がある。

写真 5-4　石柱

写真 5-5　遺跡説明板

写真 5-6　町設置標柱

〇建築物（大塚神社）

・１号墳の後円部墳頂には，建久２（1191）年頃に島津家の守護神として建立されたとの所伝のある大塚神社がある。

・現在の社殿は昭和47（1972）年の建て替えから48年経過しており，老朽化や白蟻の被害が確認されている。

・神社が後円部墳頂にあることで古墳本来の景観と異なっている。

写真 5-7　後円部墳頂に建つ大塚神社

〇工作物（大塚神社関連）

・墳頂にある神社への参拝道として石の階段があるが，一部の階段には下部の墳丘に空洞化が確認されており，墳丘の保存上の課題がある。また石段は角度が急であり，一段の奥行きが狭いため，参拝者の登り降りに危険が生じている。

・近代に神社へ側面からアプローチする形で，木で土留めをした階段が追加設置されている。こちらも墳丘を削平して設置されたものであり，雨水による浸食とともに，墳丘の保存上の課題がある。

写真 5-8　大塚神社と石階段と手水場

写真 5-9　正面の石階段の苔と空洞化による歪み

［その他の要素］

〇木竹

・指定地全体として，墳丘及びその周辺は杉や竹等が繁茂し雑木林となっている場所があり，墳丘及び地下にある石室や遺構等に負の影響を及ぼしている。
・一部の杉や雑木が巨大化し，古墳の保存と管理に支障が出てきている。
・一部の雑木には白蟻被害が確認され，周辺の建物や雑木への影響も懸念される。

〇建築物

・唐仁古墳群を含む周辺は中世から続く集落が形成されていることから，史跡指定内に個人宅や農業用施設があり，関連施設の新築や，宅地内造園に伴う植樹が行われた事例がある。

〇工作物

・指定地内の墳丘が確認されていない場所を利用して，農業用施設（ビニールハウス）や水道施設，電気通信施設等が設置されている。これらの工作物の新設，改修等に際し，地下遺構への影響が懸念される。

〇道路

・個人宅地内において，墳丘を避けて道路（作業用道路）等が造られているが，轍等が深くなると，地下遺構への影響が懸念される。

〇工作物（大塚神社関連）

・大塚神社参道には神社関連工作物（手水場等）や個人が建てた石碑等があり，石碑については現在も建立が続いている。墳丘への直接的な影響はないものの，景観上の問題がある。

2　活用の現状と課題

・周辺を散策するコースを設定し，マップを作製配布しているが，案内を行うガイドの育成がされておらず町教育委員会の担当者がその役割を担っている。
・見学者に対して有効な遺跡説明板やパンフレット等を作成し，情報提供を行っている。

・唐仁古墳群をテーマとしたシンポジウムを不定期で開催しているが，シンポジウム等の一過性のイベントでは常に最新の情報は提供できていない。
・町内の小学校において，唐仁古墳群についての調べ学習や総合学習の中で取り組まれているが，資料の工夫や取り組む機会を増やす必要がある。
・唐仁古墳群について教職員も知らないことが多く，授業に生かしきれていない。
・幅広い世代への活用が不十分である。
・唐仁古墳群単体に加え，志布志湾沿岸の古墳群全体としての情報発信も必要。
・唐仁古墳群に特化した常設の展示・ガイダンス施設はなく，郷土研修館を活用して資料を配布したり，説明パネル等の展示等を行ったりしている。

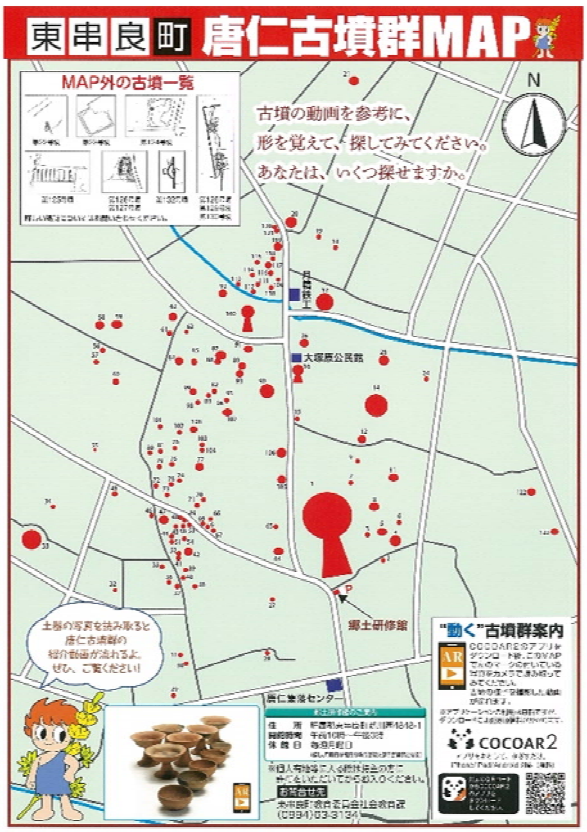

図 5-2　散策用マップと AR

写真 5-10　小学生の古墳学習

写真 5-11　シンポジウム

3　整備の現状と課題

・墳丘については，一部削平を受けているものも確認されるため，復元整備の是非や復元する場合の範囲等について検討が必要。
・町が墳丘に設置した石柱については，き損や移動等が確認されていることから，適切な管理や元の位置への移動等が課題である。
・１号墳については，老朽化した神社の取り扱いや，神社建物等からの雨水処理や墳丘上の階段等，墳丘の保全に配慮した整備が課題である。

第２節　B 地区の現状と課題

１　保存の現状と課題

（１）本質的価値を構成する要素

〇古墳の墳丘・遺構・遺物

・指定後の調査等において墳丘の隣接地から周溝や墳端部等が確認されたケースもあるが，全体像が把握できていない。

〇古墳に関する遺構等の存在が推定される土地

・史跡の真実性・完全性を担保するためには，古墳が所在する一帯の土地の保護が必要であるが，大部分は水田や畑等の営農が行われており，墳丘がない部分において砂採り等の大規模事業が計画されることがある。

（２）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇遺跡説明板

・１号墳の西側隣接地において，県観光課の「魅力ある観光地づくり事業」を活用し，令和３（2021）年度に唐仁古墳群見学の拠点となる駐車場，トイレ等の便益施設と併せて遺跡説明板が設置される。

［その他の要素］

〇木竹

・A地区と同様，墳丘の周辺は杉や竹等が繁茂し雑木林となっている場所がある。周辺から指定地である墳丘内部への根の侵入により，墳丘内部への負の影響を及ぼすことが懸念される。

〇建築物・工作物・道路

・唐仁古墳群を含む周辺は中世から続く集落が形成されており，住宅をはじめとする建物やガードレール，電柱，水道管及び道路等のインフラ施設について，新設・補修等が想定される。

２　活用の現状と課題

・平成16（2004）年度側溝整備工事において側溝下に確認された16号墳の周溝や，平成26（2014）年度道路改良工事において道路下に確認された119号墳の周溝，平成28（2016）年度確認調査において確認された63号墳の周溝及び墳端部等，過去の調査において確認された地下遺構を見学者へ効果的に発信できるような工夫が必要である。
・幅広い世代への活用が不十分である。
・唐仁古墳群単体に加え，志布志湾沿岸の古墳群全体としての情報発信も行う必要がある。

３　整備の現状と課題

・令和３年度に１号墳の西側隣接地において，県事業の「魅力ある観光地づくり事業」を活用し，駐車場や多目的広場が一部竣工予定である。

第３節　Ｃ地区の現状と課題

C地区は，周知の埋蔵文化財包蔵地「唐仁古墳群」からA地区，B地区を除いた地域である。本地区には，現時点では「本質的価値を構成する要素」は含まれないため，「本質的価値を構成する要素以外の要素」のうち，「本質的価値に関連する要素」と「その他の要素」に分けて記す。

（１）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇地下に包蔵されている古墳時代の遺構・遺物

・唐仁古墳群は昭和９（1934）年時点で確認された132基が指定を受けているが，古墳築造時は現在未確認の多くの古墳が存在していた可能性があり，C地区内の開発行為等で発見される可能性がある。

・砂採り等の開発行為等が計画された場合，文化財保護法第93条，94条に基づく手続きが行われ，県教育委員会の指示や勧告に基づき必要な調査等が実施されている。

〇遺跡案内板

・主要道路からの唐仁古墳群へアクセスを示す案内板として，町が設置した３ヶ所の他，国道や県道に設置されたものもある。町が設置した案内板は，時期により草や枝等で見えなくなることもある。

・古墳が国道から離れた地域にあるため，国道入り口に案内板があっても史跡に至る途中に案内板がないため，史跡への案内としては不十分である。

写真 5-12　町作成の案内板（３ヶ所分）

写真 5-13　国道 220 号線に設置の標識

写真 5-14　県道 448 号線に設置の標識

［その他の要素］

〇木竹

・地権者の高齢化や世代交代により土地の管理が困難となり，雑木林や耕作放棄地となる問題がある。

〇建築物・工作物・道路

・唐仁古墳群を含む周辺は中世から続く集落が形成されていることから，住宅をはじめとする建物や，ガードレール，電柱，水道管及び道路等，インフラ施設の新設・補修等が想定される。

第４節　運営・体制整備の現状と課題

１　運営体制の現状

・史跡の管理団体である東串良町の文化財保護主管課は，町教育委員会社会教育課である。
・文化財の日常の維持・管理行為については原則所有者へお願いしており，唐仁古墳群も同様である。しかし，所有者が亡くなり，相続人が町外在住の場合や，管理者や管理団体が不明の土地等ついては，一部町で草払い等の管理を行っている。

２　運営体制の課題

・社会教育課の事務分掌は，文化財の保存・活用の他，社会教育事業の推進や文化施設の管理等，多岐にわたるため業務量に応じた適切な人員配置が課題である。
・今後，唐仁古墳群の保存・活用を進めるにあたって必要な調査を行う必要があるが，専門職員や事務に携わる職員が十分とは言えないのが課題である。
・開発事業との調整や文化財の活用等について，開発部局や観光部局等，関係機関とのより緊密な連携や協力が必要である。

第６章　大綱・基本方針

第１節　大綱

唐仁古墳群は，この地において連綿と営まれてきた人々の暮らしに寄り添いながら今日に至るまでその姿を残し続けてきた史跡である。この史跡の保存・活用・整備は，史跡を確実かつ恒久的に保存し，かけがえのない価値を未来へ継承していくことが原則である。

そのためには，東串良町が第五次総合振興計画に掲げる将来都市「個性豊かな活力あるまち」の実現に向けて，各種政策を実践していく中で，関連施策と十分調整を図りながら総合的に進めなければならない。

史跡の本質的価値

〇古墳文化南限域の大型古墳群
〇南九州古代史を語る古墳群
〇大隅地域勢力（肝属平野勢力）の権力構造を示す古墳群
〇広域ネットワークを語る古墳群

古代南九州を代表する大型古墳群と共に暮らすまち
～古代から続く歴史を守り，未来へ伝えていくまち東串良～

第２節　基本方針

１　保存

・唐仁古墳群の本質的価値を損なわないように適切な維持管理を行い，確実に保護し未来へ継承していく。
・範囲確認調査に基づき計画的な追加指定を行い，条件の整ったところから順次公有化を進める。

２　活用

・東串良町のキャッチコピー「緑が香る　潮が香る　歴史が香るまち　東串良」の名を体感，学習できる知的空間として活用・整備し，郷土教育の教材として育んでいく。
・史跡指定地内外の関連遺跡の調査研究を推進し，唐仁古墳群全体を把握すると共に，史跡の本質的価値を一層引き出し，ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め，文化資源，観光資源として育んでいく。
・大隅半島志布志湾沿岸の古墳群として，関係市町と連携し，一体的な活用に努める。

３　整備

・史跡の保存と地域住民の生活環境及び景観との調和を図りながら，自然と調和した空間として，史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る。
・地域住民や来訪者の双方にとって憩いや交流の場となるような史跡を目指す。

４　体制

・史跡の保存・活用・整備が持続可能なものとなるよう，体制の充実に努める。
・行政だけではなく地域住民や町民が史跡の価値を共有し，保存・活用に対して積極的に参画するような体制を構築する。

東串良町総合振興計画 施策の大綱	唐仁古墳群保存活用計画 基本方針
自然と調和した 躍進する産業のまちづくり	【保存】 ・唐仁古墳群の本質的な価値を損なわないように適切な維持管理を行い，確実に保護し未来へ継承していく。 ・範囲確認調査に基づき計画的な追加指定を行い，条件の整ったところから順次公有化を進める。
	【活用】 ・「緑が香る　潮が香る　歴史が香るまち　東串良」の名を体感，学習できる知的空間として活用・整備し，郷土教育の教材として育んでいく。 ・史跡内外の古墳関連遺跡の調査研究を推進し，唐仁古墳群全体を把握すると共に，史跡の本質的価値を一層引き出し，ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め，観光資源として育んでいく。
快適で安心して暮らせる 環境のまちづくり	【整備】 ・史跡の保存と地域住民の生活環境及び景観との調和を図りながら，自然と調和した空間として，史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る。 ・地域住民や来訪者の双方にとって憩いや交流の場となるような史跡を目指す。
健康で生きがいと ふれあいのあるまちづくり	
あしたをひらく 心豊かな人づくり・文化づくり	【活用】 ・「緑が香る　潮が香る　歴史が香るまち　東串良」の名を体感，学習できる知的空間として活用・整備し，郷土教育の教材として育んでいく。
住民参画による 共生・協働のまちづくり	【体制】 ・史跡の保存・活用・整備が持続可能なものとなるよう，体制の充実に努める。 ・行政だけではなく地域住民や町民が史跡の価値を共有し，保存・活用に対して積極的に参画するような体制を構築する。

第７章　保存管理

史跡の確実な保存と継承を目指し，Ａ～Ｃ地区ごとに保存管理と現状変更の取り扱い基準を定め，保存管理の方針を示す。なお，今後の発掘調査で古墳関連遺構の存在が明確になり，地権者の同意を得て追加指定がされ，史跡指定地の範囲が拡大した場合には，該当する場所について本書の保存管理の地区区分や，現状変更の取り扱いを見直すものとする。

第１節　保存管理の方針

１　Ａ地区の保存管理の方針

本地区においては，現状維持を基本とし，古墳の保存に負の影響を及ぼす要素については適切な対応を行い，自然と歴史的要素の調和を図りつつ確実に保護し未来へ継承していく。

（１）本質的価値を構成する要素

〇墳丘

・墳丘維持のため，所有者及び管理者へ依頼し現状維持に努める。また，農業用機械により削平を受けている墳丘については，所有者及び管理者へ保護措置についての協力をお願いする。
・墳丘及び石室の保存管理にあたり，各古墳の状態を把握した「唐仁古墳群古墳カルテ」（図7-1）を作成し，定期的な観察を行う。定期観察の結果，墳丘及び石室の保存管理上，対策が必要な古墳については，修理等の方法を検討する。

【１号墳の保存管理】

・神社の屋根からの雨垂れについて，竪穴式石室及び墳丘に負の影響を与えないよう，雨水処理の方法について十分に検討し，対策を行う。
・神社の下にある石室については，「唐仁古墳群古墳カルテ」に基づき継続的に経過観察を行いつつ，適切な保存方法について検討する。神社の建て替え等に際しては，石室の調査も視野に，専門家等による検討を行う。

〇地下遺構

・現状変更の必要が生じた際は，事前に確認調査を行う等，適切な対応をとる。
・１号墳については周濠の調査を行い，本来の周濠の形を確認し必要に応じて東側隣接地との境界について個人宅への雨水流入を防ぐ対応を検討する。

〇出土遺物

・出土品の収蔵施設，保存環境，防犯・防災対策の整備を進める検討をする。
・１号墳石棺内の甲冑については，現在確認できない状況にあるが，劣化が進んでいることが想定されるため，専門家等の意見を踏まえて検討の上，適切な保存対策を講じる。

〇古墳と一体をなす土地

・古墳の保存を行いつつ，古墳が密集する景観と，古墳への眺望維持に留意する。

・所有者に対し，敷地内での開発行為については文化財保護法に基づき文化長長官の許可が必要であることから，予め町教育委員会へその内容，工法等について相談を行うよう周知徹底を図る。

<table>
<tr><td>古墳番号</td><td colspan="5">唐仁古墳群　　号古墳</td><td>記録者</td><td></td></tr>
<tr><td>記録日</td><td colspan="5"></td><td>測　量</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">鹿児島県肝属郡東串良町新川西</td><td>地　目</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地番変遷</td><td>指定時(昭和9年)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>現在</td><td></td></tr>
<tr><td>肝属郡
東串良町
大字新川西
字</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者
変遷</td><td>指定時(昭和9年)</td><td colspan="4"></td><td>現在</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">現状</td><td>標柱の数</td><td colspan="4">古墳の状態</td><td colspan="2">問題点等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">古墳の概要</td><td>墳形</td><td>周溝</td><td colspan="2">規格 (m)</td><td>出土遺物等</td><td>保管場所</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>長軸</td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>短軸</td><td></td></tr>
<tr><td>高さ</td><td></td></tr>
<tr><td>記録等がある文献</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

図 7-1　唐仁古墳群古墳カルテ

（2）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇標柱・石柱，遺跡説明板

・昭和11（1936）年に建てられた石柱４ヶ所等及び，昭和38（1963）年頃に建てられた標柱について必要な調査を行った上で，適切な場所への移設を検討する。
・説明板の内容については定期的に情報の確認を行う。
・標柱を「唐仁古墳群古墳カルテ」に記載し適切な管理を行う。

〇建築物（大塚神社）

・神社については，宗教法人による管理を原則とする。古墳築造当時の墳丘に神社はなかったが，墳丘に神社を設置した歴史的意義を重視するとともに，創建以来，長年にわたって地域住民の信仰対象として墳丘上に存在してきた経緯や地域住民の意向を踏まえ，史跡の本質的価値との両立を図る方向で検討する。また，老朽化の問題が生じているが，建て替えが必要となった場合には，墳丘への影響を及ぼすことがないよう好ましい方法を検討するとともに，神社の下にある石室の調査等も視野に，専門家による検討を行う。

〇工作物（大塚神社関連）

・正面階段下の一部空洞化については，墳丘へ負の影響が懸念されることや参拝者の安全面確保の観点から，修復を行う。修復にあたっては専門家，所有者，管理者及び地元住民等の意見も踏まえつつ，必要な調査研究を行う。
・正面階段の石段については，参拝者等の利用には危険が生じているものの，神社の歴史的価値を示す要素の１つであり，景観の一部としても定着していることから，適切な管理を行いつつ，神社の神事等必要な際にのみ利用する。なお，日常利用については安全確保の観点から近代に設置された横の階段を利用してもらう。
・近代に設置された横の階段については，当面の間，日常利用する階段と位置づけ，雨水対策等を行う等，適切な管理を行う。なお，将来的には適切な場所への変更及び，原状の回復等，その取り扱いについて検討を行う。

［その他の要素］

〇木竹

・竹は２か月に１回程度の間隔で切ることで生育を抑制する等，定期的な管理をお願いする。
・墳丘上の樹木については古墳カルテで適切に状況の把握を行い，古墳に影響を及ぼすこと，あるいはその可能性が判明した場合，専門家，土地所有者等と協議を行い，枝打ちや伐採等の適切な処置を行う。なお，その際，根や株については存置し，除去の際に墳丘に影響を及ぼす可能性がなくなった段階で除去する。
・白蟻対策として，墳丘に影響を及ぼさない範囲で薬剤等の散布を行い，定期的に経過観察を行う。

〇建築物，工作物

・既存の宅地や工作物については，変更の必要が生じた際（改修・移設時等）には本質的価値

が損なわれないよう十分に配慮し，将来的には除去を含め検討する。

〇道路

・所有者，管理者へ地下遺構に影響のないよう維持管理をお願いする。

〇工作物（大塚神社関連）

・手水場等については，建て替え等修繕の際に状況を確認し，移設等について検討を行う。個人が建てた石碑等についても，景観上影響のない場所への移設も含め，検討する。

２　B 地区の保存管理の方針

本地区は，古墳に関する遺構等の存在が推定される土地であり，調査研究の結果古墳に関連する遺構が確認された地番等が含まれており，唐仁古墳群の真実性・完全性を担保するために重要である。そのため，条件の整ったところから追加指定と公有化を計画的に進め，積極的な保存を図る。

また，追加指定後はA地区への地区区分の見直しを行い，一体的な保存・活用を図る。

（１）本質的価値を構成する要素

〇古墳の墳丘・遺構・遺物

・指定地隣接地等を中心として計画的に確認調査等を実施し，全体像の把握に努める。

・墳丘に関連する遺構が確認された場合には，所有者と協議の上，条件が整い次第追加指定を目指す。

〇古墳に関する遺構等の存在が推定される土地

・水田や畑等の営農地となっており，通常の営農は地下遺構に影響を及ぼさないが，砂採り等地下の大規模な掘削を伴う開発は史跡の真実性・完全性を失うものである。そのため，事業の中止について事業者の理解・協力を求めつつ，計画的な追加指定，公有地化を進め，史跡の保護を図る。

（２）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇遺跡説明板

・１号墳西側隣接地の「魅力ある観光地づくり事業」で整備予定の唐仁古墳群の説明看板については，唐仁古墳群の価値を伝え，劣化等により修繕が必要となった際には掲載内容の更新も含め検討し，補修をする。

［その他の要素］

〇木竹

・墳丘周辺にある杉や雑木については，墳丘への影響を及ぼす可能性があることから，所有者と協議の上伐採を行う。

・周辺地域から侵入してくる竹についても，いずれは墳丘や指定地へ根を張ることで影響があ

るので，場所に応じて伐根を行う等竹の侵入を防ぐようにする。
・伐採，伐根を行う際は，地下遺構等へ影響がないよう配慮する。

〇建築物・工作物・道路
・既存の宅地や工作物については，現状維持を基本とするものの，変更の必要が生じた際（改修・移設時等）には本質的価値が損なわれないよう十分に配慮し，将来的には除去を含め検討する。
・道路等，住民生活に必要なものの改修にあたっては，開発部局と連携を密にし，必要な事前調査を実施する等，遺構の保存に努める。

３　C 地区の保存管理の方針

本地区では，開発にあたって事前に試掘や確認調査を実施する等，積極的に情報収集を行う。情報の積み重ねにより一定の成果が得られた場合にはB地区への変更も視野に入れる。

（１）本質的価値を構成する要素以外の要素

［本質的価値に関連する要素］

〇地下に包蔵されている古墳時代の遺構・遺物
・開発にあたって事前に試掘や確認調査を実施する等積極的に情報収集を行い，唐仁古墳群の価値の強化に努める。
・調査の結果，唐仁古墳群に関連する重要な遺構が検出された場合は，その取り扱いについて所有者と協議し，保護に努める。
・情報の積み重ねにより一定の成果が得られた場合にはB地区への変更も視野に入れる。

〇遺跡案内板
・定期的に確認を行い，案内標識としての役目を果たせるように清掃等を実施する。
・国道や県道から現地までの案内標識を増やし，見学者が訪れやすい環境を検討する。

［その他の要素］

〇木竹
・関係課との連携を図り，耕作放棄地や雑木林となっている土地の所有者への呼びかけを行い，周辺環境の維持に努める。
・伐採，伐根を行う際は，地下遺構等へ影響がないよう配慮する。

〇建築物・工作物・道路
・既存の宅地や工作物については，現状維持を基本とするものの，変更の必要が生じた際（改修・移設時等）には調査を実施し情報収集に努める。
・道路等住民生活に必要なものの改修については，開発部局と連携を密にし，事前調査を実施する。

第２節　現状変更の取り扱い

１　文化庁長官による許可

史跡の現状を変更し，またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，国（文化庁長官）に申請を行い，許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条による「現状変更等の制限」）

土地所有者が現状変更を行う前には，文化庁及び鹿児島県教育委員会，東串良町教育委員会の関係機関と十分協議を行わなければならない。

２　町教育委員会による許可（※本計画が法第百二十九条の二に基づく認定を受けることを想定）

唐仁古墳群の本質的価値を損なうことなく，史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理，活用に必要なものに限り，町（町教育委員会）で許可することができる。

町教育委員会による許可の範囲については，文化財保護法施行令第５条第４項における，建築物や工作物等の現状変更の内容に応じて判断する。

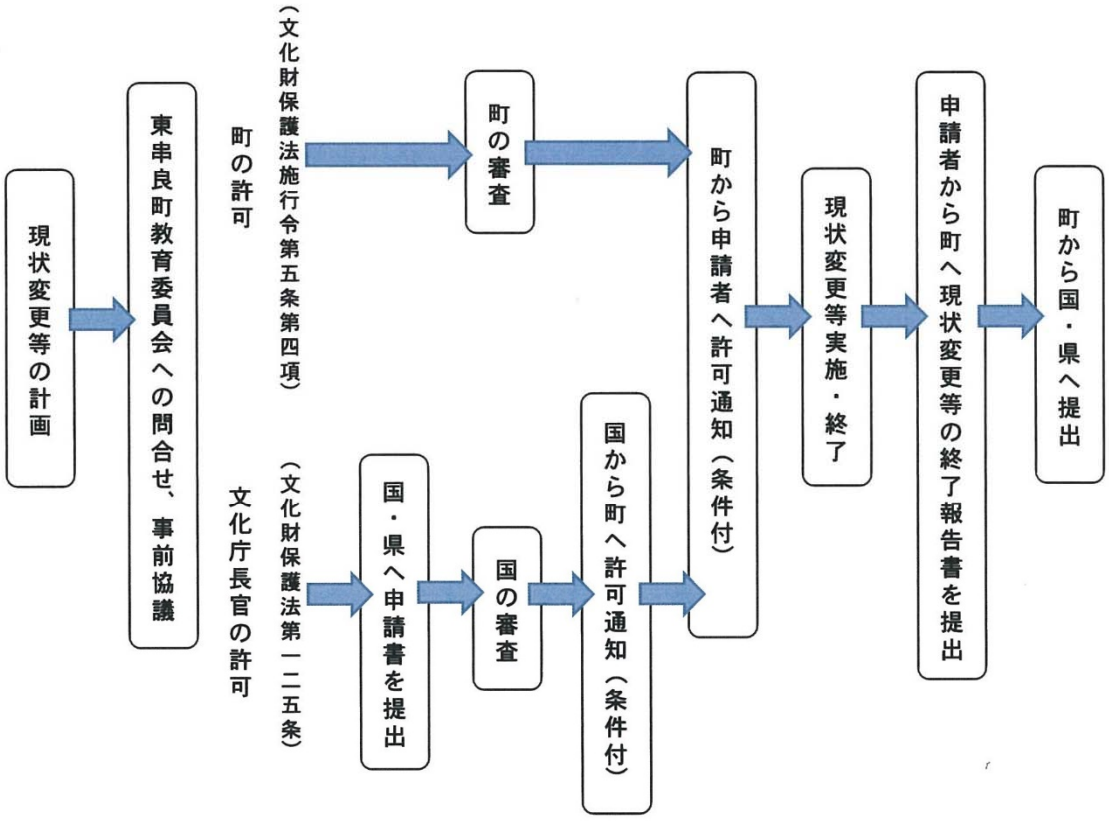

※　本図は，現状変更等の許可申請に係る手続きの基本的な流れを示したものである。
※　現状変更等実施の際には，東串良町教育委員会職員による立会調査が必要となる。また，現状変更等の内容によっては，事前調査（発掘調査等）が必要となる場合がある。
※　申請提出後に現状変更等の内容や実施方法が変更になった場合は，改めて許可申請の提出が必要となる場合がある。

図 7-2　現状変更等の許可申請手続きの流れ

３　現状変更の許可を要しない行為

維持の措置や災害等の緊急且つ応急措置の場合は，県教育委員会及び町教育委員会との協議の上で許可申請は要しない。また，従来の土地利用を継続するための，日常的な耕作や維持管理については，古墳の保存に影響がない限り許可申請は要しない。

表 7-1　現状変更に伴う許可区分

許可申請区分と関連法		現状変更の許可申請が必要な行為（注１）
文化庁長官による許可が必要	文化財保護法第125条	下記以外の行為
鹿児島県教育委員会及び東串良町教育委員会による許可が必要	文化財保護法施行令第５条第４項	・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物（注２）の新築，増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） ・既設道路の補修（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（注３）の設置，改修 ・電柱，電線，ガス管，水管，下水管その他これらに類する工作物の設置または改修 ・建築物の除却（設置から50年を経過していないもの） ・木竹の伐採
鹿児島県教育委員会及び東串良町教育委員会と協議が必要	文化財保護法第125条但し書き	維持の措置（注４） ・史跡のき損，衰亡時の現状復旧 ・史跡のき損，衰亡の拡大防止措置 ・史跡のき損，衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における，当該部分の除去
	文化財保護法第125条但し書き	非常災害のために必要な応急措置
	文化財保護法第125条但し書き	史跡への影響が軽微である場合

（注１）現状変更許可の申請については，事前に東串良町教育委員会へ相談すること。
（注２）小規模建築物は，階数が2階以下で，かつ，地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって，建築面積（増改築の場合は，増改築後の面積）が120㎡以下のものを指す。
（注３）文化財保護法第115条に規定されるもの。
（注４）特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則に規定されるもの。

４　現状変更の取り扱い基準

（１）基本的な考え方

現状変更の取り扱いは，第４章で定めた本質的価値を構成する要素で区分分けしたA地区～C地区ごとに，表7-2「地区別の現状変更の取り扱い基準」のとおり対応する。

唐仁古墳群の本質的価値である古墳の保存を前提として，史跡の保存管理，活用の機能が損なわれず，史跡にふさわしい景観に影響のない範囲で現状変更を認めるものである。また，唐仁古墳群の保存管理及び活用のために必要な整備等については現状変更を認めるものとするが，今後の整備計画の中でその機能や配置を十分検討する必要がある。

（２）現状変更の取り扱い基準

唐仁古墳群内ではA地区が対象で，B地区は追加指定の対象後に基準の対象となる。B地区・C地区は周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法に基づき，必要な手続きを行う。

表 7-2　地区別の現状変更の取り扱い基準

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">現状変更の内容</th><th>A 地区</th><th>B 地区</th><th>C 地区</th></tr>
<tr><th>史跡指定地</th><th>追加指定を
目指す範囲</th><th>その他の地域</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">家屋等の建築物</td><td colspan="2">新築・増築</td><td colspan="2">史跡の保存管理・整備活用に
資するもの以外は原則認めない</td><td rowspan="12">周知の埋蔵文化財包蔵地内の取り扱いとし，事業者は東串良町教育委員会と事前協議を行う。必要に応じて確認調査等を実施する場合もある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">改築</td><td colspan="2">既存のものに限り遺構に影響のない
掘削範囲内で認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">除却</td><td colspan="2">地下遺構に影響のない範囲で認める。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">工作物</td><td rowspan="2">農業用施設
（ビニールハウス等）</td><td colspan="2">新たな設置・増築</td><td colspan="2">古墳の保存上原則認めない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">除却</td><td colspan="2">地下遺構に影響のない範囲で認める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">道路にある
電柱・道路標識・ガードレール等</td><td rowspan="2">土地の掘削，
形状変更なし</td><td>既存工作物の
補修・改修等</td><td>原則撤去以外は
認めない。</td><td>農作業，山林管理上必要な場合に限り，地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。</td></tr>
<tr><td>新たな設置</td><td colspan="2">古墳の保存上原則認めない。</td></tr>
<tr><td>土地の掘削，
形状変更あり</td><td>既存工作物の
補修・改修等
及び新たな設置</td><td colspan="2">古墳の保存上原則認めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路（里道，
その他通路等）・水路等</td><td colspan="2">既存道路・水路の
舗装・修繕等</td><td>古墳の保存上既存のものに限り遺構に影響のない範囲で認める</td><td>既存のものに限り遺構に影響のない掘削範囲内で認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">新たな設置</td><td colspan="2">古墳の保存上原則認めない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">造成工事（切土・盛土等）</td><td colspan="2">史跡の保存管理，活用に
必要な場合以外は，認めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">木竹等の管理</td><td colspan="2">伐採（幹を切ること及び枝を切断して除去すること）</td><td colspan="2">史跡の保存管理，活用に必要な場合に限り，古墳の保存や周辺景観への影響がない範囲で認める。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">伐根・植栽・植樹</td><td>植栽・植樹については原則認めない。また，伐根等についても，遺構を破壊する恐れがあるときは認めない。</td><td>遺構保護，防災，景観保全上必要な場合のみ求める。但し，伐根等については，遺構を破壊する恐れがあるときは認めない。</td><td>－</td></tr>
</table>

第３節　追加指定及び公有地化

１　追加指定の方針

唐仁古墳群は，昭和９（1934）年指定時が地番指定となっており，その後，指定地が分筆され墳丘の確認できる範囲のみ指定地となっている場所もあり，虫食い状に未指定地が存在している。史跡を適切に保存管理していく上で，現在の状況は望ましくないことからその真実性，完全性を担保し，積極的に活用を図る観点から，必要な調査を実施し，条件が整い次第，順次追加指定を進めるものとする。

２　公有地化の方針

（１）公有地化の方向性

唐仁古墳群の本質的価値を恒久的に保存し，次世代へ確実に継承していくため，計画的に公有地化を進める。唐仁古墳群では史跡範囲内の約90％が民有地であり，多くの所有者が存在するため，公有地化にあたっては，所有者との協議を行った上で進める。

（２）公有地化の進め方

- 唐仁古墳群の指定地は広範囲に及ぶため，優先順位を設定し土地所有者と協議の上，条件が整い次第公有化を進める。
- 公有地化の優先順位はA地区（史跡指定範囲），B地区（追加指定を目指す範囲），C地区（A・B以外の関係範囲）とする。但し，B・C地区については，今後の調査研究を踏まえ，必要に応じて追加指定申請により，A地区への変更後に公有地化の検討を行う。
- 史跡の適切な保存管理に必要な現状変更への対応が必要な場合や，高齢化による営農の中止や相続，売買等で土地所有が困難となる場合は，土地所有者と協議し，条件が整い次第公有化を進める。
- 指定地内の個人住宅や耕作地については所有者の意向を確認し，慎重に公有化を進める。

第８章　活用

第１節　活用の方向性

本節では，第１章の住民アンケートの結果，第５章の現状と課題，第６章の大綱・基本方針を踏まえ，唐仁古墳群の本質的価値をより良い形で伝えるための活用の方向性を示す。

南九州を代表する古代を体験できる史跡として，唐仁古墳群の価値を正しく理解し，魅力に親しんでもらうため，デジタル技術の活用を推奨し情報発信と史跡の活用を積極的に図る。また，活用の前提として史跡の価値をより適確に把握するために，必要な調査研究を継続する。

なお，活用にあたっては，A・B地区を分けずに記載する。また，大隅半島の他の古墳群との連携も視野に入れた活用を行う。

第２節　活用の方法

唐仁古墳群における活用の基本は現地公開にあり，本史跡の特徴でもある多様性も現地で実物を見ることでより実感できる。現地公開等による活用において，見学者等来訪者の安全性の確保を図るため，将来的に史跡の状況に応じた整備を検討する必要がある。なお，整備の基本的な方向性については次の章で述べる。

活用の主な目的は，史跡の保護に対する理解を深めるため，史跡の存在とその価値を広く周知することにあり，活用の幅を広げるためにも多様な主体との連携・協働は欠くことができない。なお，唐仁古墳群周辺の地域には，古墳以外にも中世から続く街並みの面影を伝える道や，古石塔等の文化遺産が数多く確認されており，これらとのネットワークを図った活用も考えられる。また，活用の全般においてデジタル技術の効果的な利用も有効である。以下に社会教育，学校教育，地域・観光振興における活用について整理する。

１　社会教育における活用

史跡の本質的価値や魅力を伝えるため，以下のとおり公開・活用を行う。

（１）史跡散策コースの設定

・史跡現地において，周辺を散策するコースを設定しているが，マップだけでは分かりにくいので，周遊標識等を設置しコースの定着化を図り，古墳が体感できるようにする。
・史跡の役割を学習機能の面だけに特化するのではなく，散策コースをウォーキングコースと位置づけ，古墳や文化財の見学を取り入れた健康増進等多様なニーズに合わせた活用を進める。

（２）資料・ガイドの充実

・案内板の設置を行い，史跡の説明を適切に行う。
・案内板・資料の内容については，老朽化による建て替えの際に見直す等，可能な限り最新の情報を掲載する。
・史跡ガイドの育成及び古墳群の分かりやすい資料を配布する等，ガイダンス施設の補完を行う。
・地下に埋蔵されている遺構については，地下の様子を分かりやすく説明する説明板やVR等の活用により，見学者へ分かりやすく伝える工夫を行う。

（3）講演会・講座・体験学習の開催

・史跡の価値や魅力を伝える講演会・講座・体験学習等を定期的に開催する。
・生涯学習講座における文化財講座を充実するとともに，継続的な取組を進める。

2　学校教育における活用

東串良町教育振興基本計画の基本目標実現に向け，史跡をふるさと教育の身近な教材として多角的に活用するとともに，町外の高校・大学へ出ていく子どもたちへ，郷土に対する愛着や誇りを育む情操教育として位置づけ，推進していく。

また，子どもを持つ保護者への住民アンケートの結果でも，教育面での活用が望まれていることから，重点的に取り組む。

（1）史跡を教材とした歴史学習の開発・活用

・地域の歴史に対する理解を深めるために，郷土研修館や出土遺物を活用した学習支援を行う。
・唐仁古墳群を生かした学習を行う際の資料内容を充実させ，分かりやすい解説の工夫等，学習を補えるような支援を行う。

（2）教職員への普及啓発

・唐仁古墳群を地域の歴史の１つとして普及啓発し，学校教育における更なる活用を進めるため，学校教職員等への積極的な働きかけを行うとともに，唐仁古墳群を扱った資料の作成等を検討する。
・史跡の現地見学と郷土研修館見学，体験学習等を組み合わせた学習，社会科見学・地域学習の一環としての史跡利用，遠足への史跡巡りを導入してもらえるよう，教職員に対して唐仁古墳群の利活用の提案を行う。

3　地域・観光振興における活用

まちづくりや観光面において，地域の歴史や文化財，自然，文化，産業等が一体となった大隅半島特有の地域資源のひとつとして，唐仁古墳群を活用する。そのために，唐仁古墳群とその他の地域資源を結び付け，魅力を高め，他地域と連携することにより，地域の活性化を図る。

（1）地域との連携

・史跡は，幅広い世代の方が訪れる場所であり，ここを異世代交流の拠点と位置づけ，地域住民・町民と行政が協働し，大勢の人が集まり，町に賑わいをもたらし，地域社会に活力を与えるような地域活性化に繋がる活用を推進していく。

（2）観光資源としての活用

・１号墳の西側隣接地「魅力ある観光地づくり事業」該当地を活用した３町連携のイベント等を観光部局と一緒に検討する。
・アンケート結果から，古墳を活用したイベントの実施が望まれていることから，古墳に関連するイベントを計画的に検討する。

・唐仁古墳群のキャラクター等の積極的な活用による普及啓発活動を行う。
・アンケート結果から町外へのPR活動の要望もあるので，町のHPの充実や，パンフレット・ガイドブック等での情報発信を積極的に行い，令和２（2020）年度から開設したインスタグラムにおいて，唐仁古墳群の魅力を国内へ発信する。

（３）大隅半島志布志湾沿岸の古墳群としての活用

大隅半島志布志湾沿岸地域の市町において確認されている古墳は，鹿屋市・志布志市・大崎町・肝付町・東串良町の２市３町のみである。大崎町（横瀬古墳）と肝付町（塚崎古墳群）は東串良町（唐仁古墳群）と同じ国指定史跡となっている。（図8-1）。

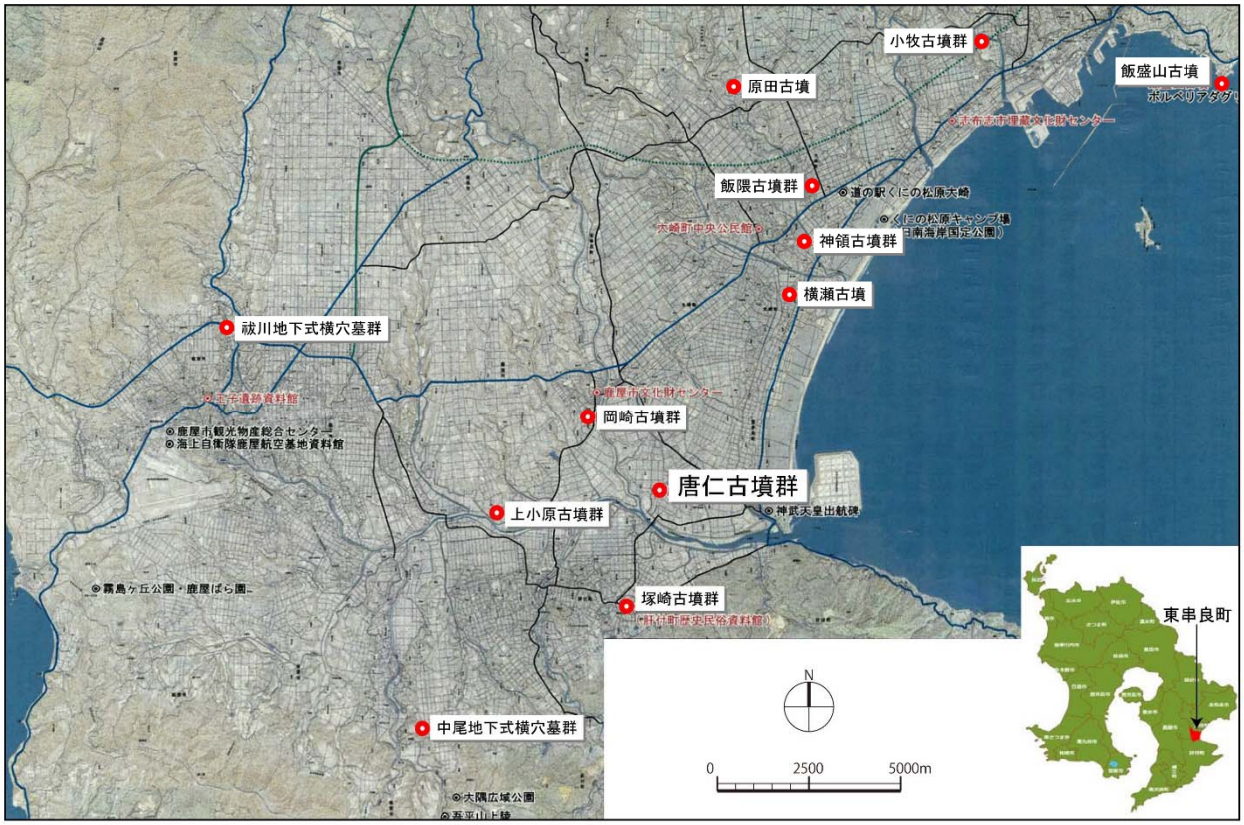

図 8-1　大隅地域主要古墳位置図

隣接する古墳群は地理的・歴史的に連続性を持っていることから，一体的に活用するためには市町間の連携が必要である。

今後発掘調査を実施し，その成果を情報共有し，古墳や出土遺物等についての比較検討や情報交換を実施する等の取り組みを進め，その成果を各種施策に取り込むことにより，大隅地域一体となった活用に努める。

第９章　整備

整備は，墳丘の崩落及び削平等の緊急性がある場合を除いては，各古墳の土地利用や周辺環境，整備にあたって実施する発掘調査の成果，更には公有地化や追加指定の進捗等を勘案した長期的な取り組みとなることから，具体的な整備構想，技術的手法等の詳細な計画については，整備基本構想・基本計画で示すものとする。ここでは，「保存のための整備」と「活用のための整備」についての基本的な方向性を示す。

なお，整備内容については土地所有者等の関係者，文化庁，鹿児島県教育委員会等の関係機関と事前に十分に協議を行い，必要に応じて専門委員会を設置し，専門的な見地からの意見を求めるものとする。

第１節　整備の方向性

１　保存のための整備の方向性

保存のための整備は各古墳の特性や現状に応じて行う必要がある。整備にあたっては住民アンケートの結果を尊重し，過度な整備は行わず，現状を生かしたものとし，地域住民の生活との共存を図る。

２　活用のための整備の方向性

活用のための整備は唐仁古墳群全体の活用を見据えた上で行う必要がある。史跡の範囲が広いため，墳丘の確認されている地域の現状や環境等を考慮し，ゾーニングを行った上で，来訪者の視点にも勘案した整備を進める。

第２節　整備の方法

１　保存のための整備

保存のための整備とは，史跡の本質的価値を確実に保存するために必要な整備を指す。主には，管理に必要な施設の設置，経年変化や災害等によって生じた史跡のき損等に対して行う整備がある。

なお，保存のための整備にあたっては，史跡指定地の土地利用や史跡周辺にも配慮が必要であることから，土地所有者等，関係者とも十分に協議する。

（１）保存のための墳丘等の整備

・削平を受けている古墳については，現状の保全を行い，墳丘の範囲等を確認するための発掘調査を実施し，その結果を踏まえ，専門家の意見を伺いつつ，復元の可否や復元範囲等について判断する。
・史跡の維持管理の一環として，「唐仁古墳群古墳カルテ」をもとに各古墳の定期的な観察を行い，経年変化等の把握に努め，必要に応じて予防措置を行う。早急な対応が必要となるき損が確認された場合は，適切な応急措置（復旧及び整備）を行う。
・１号墳周濠隣接地の冠水問題については，周濠の調査を行い，本来の周濠の形を確認した上で，個人宅へ雨水が流れないよう，対処方法について検討を行う。

（２）管理に必要な施設・設備等の設置

・各古墳に設置されている石柱について移設整備を検討する。
・16号墳や100号墳にある説明板については，整備基本計画が決まった段階で撤去か改修か検討する。
・神社建物からの雨水処理については，雨樋を設置し雨垂れによる被害を食い止め，集めた水を墳丘に影響のないよう，どのように処理するかを検討する。
・正面階段の一部空洞化の修復については，専門家，所有者，管理者及び地元住民等の意見も踏まえつつ，必要な調査研究を実施後に実施する。
・近代に設置された横の階段については，雨水対策等を行う等適切な管理を行う。なお，将来的には適切な場所への変更及び，原状の回復等，その取り扱いについて検討する。

２　活用のための整備

活用のための整備とは，史跡の積極的な活用を図るために行う整備で，主に環境基盤整備や遺構復元・遺構表示等，公開・活用に係る施設等の設置がある。

以下に，唐仁古墳群で想定される整備の方針を示し，具体的な整備の計画・手法等については整備基本計画の中で示すものとする。

（１）活用のための古墳の整備

・活用にあたっては，神社や墓地，畑地等，現状の土地利用との調整を図りつつ古墳現地の公開を行う。
・史跡の本質的価値を視覚化するため，必要な復元や遺構表示等を行う。
・古墳群を含む景観に配慮した整備とする。

（２）活用に必要な施設等の整備

・史跡に関する情報を提供する説明板・案内表示等，古墳を見学するために必要な周遊路等の整備，トイレ・駐車場等の便益施設，ベンチや四阿等の休憩施設，常設の展示・ガイダンス施設（博物館等）の整備について検討する。
・施設については，唐仁古墳群が生活圏の中に広範囲に分布していることを踏まえ，専門家や周辺住民と協議の上，過度な整備とならないよう留意する。
・１号墳隣接地「魅力ある観光地づくり事業」で整備される，トイレ・駐車場・四阿等については，定期的に見直しを行う。

（３）ゾーニングによる整備

130基ある古墳群について，一律同じ方針で整備をするのではなく，周遊性を高め，来訪者の満足度を向上させることを念頭に，地域ごとの特性を生かしたゾーニングを行った上で整備を進める。

①古墳への誘導ゾーン

・来訪者が唐仁古墳群の中心地域にスムーズにアクセスできるよう，案内板等を中心に整備を行う。

②前方後円墳体験ゾーン

・１号墳を中心に唐仁古墳群の価値や，前方後円墳をじっくり観察，体感してもらうための整備を行う。

③前方後円墳と大・中型円墳の周遊ゾーン

・散在している前方後円墳と大型・中型の円墳を散策できるような整備を行う。

④小規模群集墳体験ゾーン

・小型円墳が密集している状況を体感してもらえるような整備を行う。

⑤宅地と古墳の共存ゾーン

・宅地と古墳が集中しているため，当面は保存を中心とし，住民生活との共存を図る。

３　整備のための発掘調査

将来，史跡整備に伴い，未確認の古墳の調査や遺跡の深度や遺構・遺物分布状態等について，確認する必要が生じた場合は，専門家及び国・県と十分な協議を経た上で発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては，必要最低限の面積に留め，適切な遺跡の保存を図る。

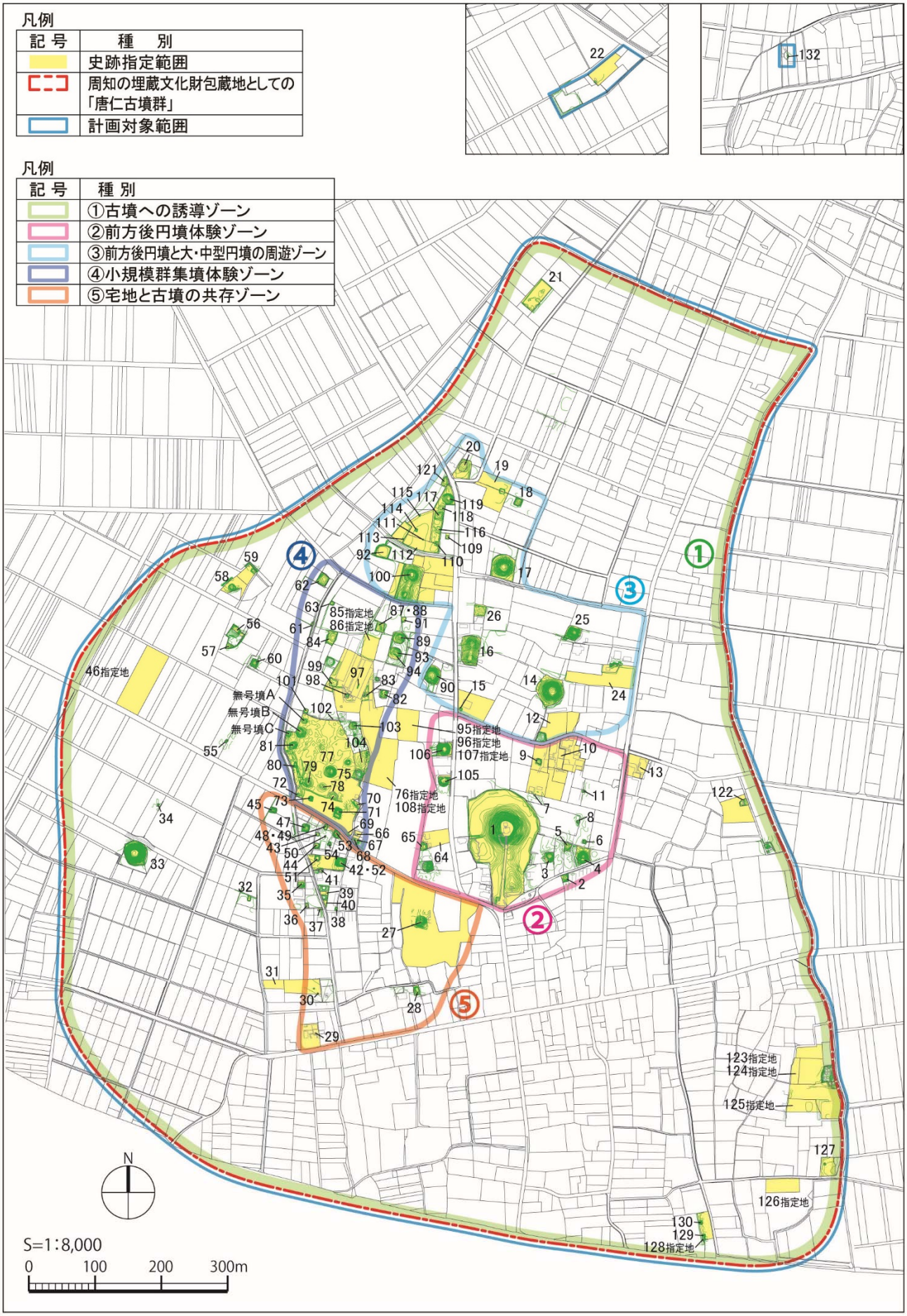
凡例
記 号
種 別
史跡指定範囲
周知の埋蔵文化財包蔵地としての「唐仁古墳群」
計画対象範囲
凡例
記 号
種 別
①古墳への誘導ゾーン
②前方後円墳体験ゾーン
③前方後円墳と大・中型円墳の周遊ゾーン
④小規模群集墳体験ゾーン
⑤宅地と古墳の共存ゾーン
22
132
N
S=1:8,000
0
100
200
300m

図 9-1　ゾーニング図

第 10 章　運営・体制の整備

第１節　運営・体制の整備の方向性

史跡の適切な保存活用のために，町教委を中心に運営体制を整備する。唐仁古墳群の基本的な管理運営は町教委が行っているが，効果的な保存管理・活用・整備を行っていくためには，観光部局との連携が不可欠であり，その他行政内での連携に加え様々な主体の協力も不可欠である。更に，次世代へ確実に受け継ぐためには，町民への本質的価値の周知広報及びその理解が重要であり，そのためには，国や県，また大学等の研究機関と連携を図りながら本質的価値に係る調査研究を引き続き行い，その成果を周知広報していく必要がある。

第２節　運営・体制の整備の方法

唐仁古墳群の保存活用・整備にあたっては，実施主体となる町の職員体制の充実を図るとともに，国や県の指導助言，支援を受けながら進めることが重要である。

１　保存管理に関する体制

現在，古墳の管理を古墳所有者へ，周辺の土地についても原則所有者へ草刈り等の維持管理をお願いしている。また，相続人が町外在住の場合や管理団体が不明な土地等の管理については，引き続き町で管理を行うが，今後は，町民参加型での定期的なボランティア清掃作業等，町民との協働での維持管理に努める必要がある。

２　調査・研究に関する体制

文化財としても価値を高め，観光資源として活用するにあたり，史跡の全容解明に向けて，定期的・継続的な調査が必要である。これらの調査については，国や県による指導・助言に基づき町教委が行うことを基本とする。また，その過程では専門有識者や研究教育機関等との連携を図る。

なお，調査研究のためには，地域住民の理解が必須であるため，調査前，調査中には広報に努め，調査後は成果を還元する。

３　活用に関する体制

町教委と観光部局である企画課と連携を図り，地域の資産，観光資源，学習の場としての活用に努める。

また，株式会社おおすみ観光未来会議を中心とする大隅地域の観光団体や，国史跡を持つ大崎町・肝付町や鹿屋市・志布志市と連携した観光事業とも連携を図り活用を進める。

これら活用を進めるために，史跡のボランティアガイドの育成を図り，地域の人々が史跡に対しその意義を考え史跡の活用を図ることができる体制を構築する。

４　整備に関する体制

行政内での建設課，農業委員会・農地課等関係部局と連携を図り，行政内の手続きを十分に協議した上で，必要な整備を行う。また，よりよい整備のため，地域住民の意見を取り入れる機会をつくり，唐仁古墳群保存活用検討委員会（仮称）等で審議を行う。

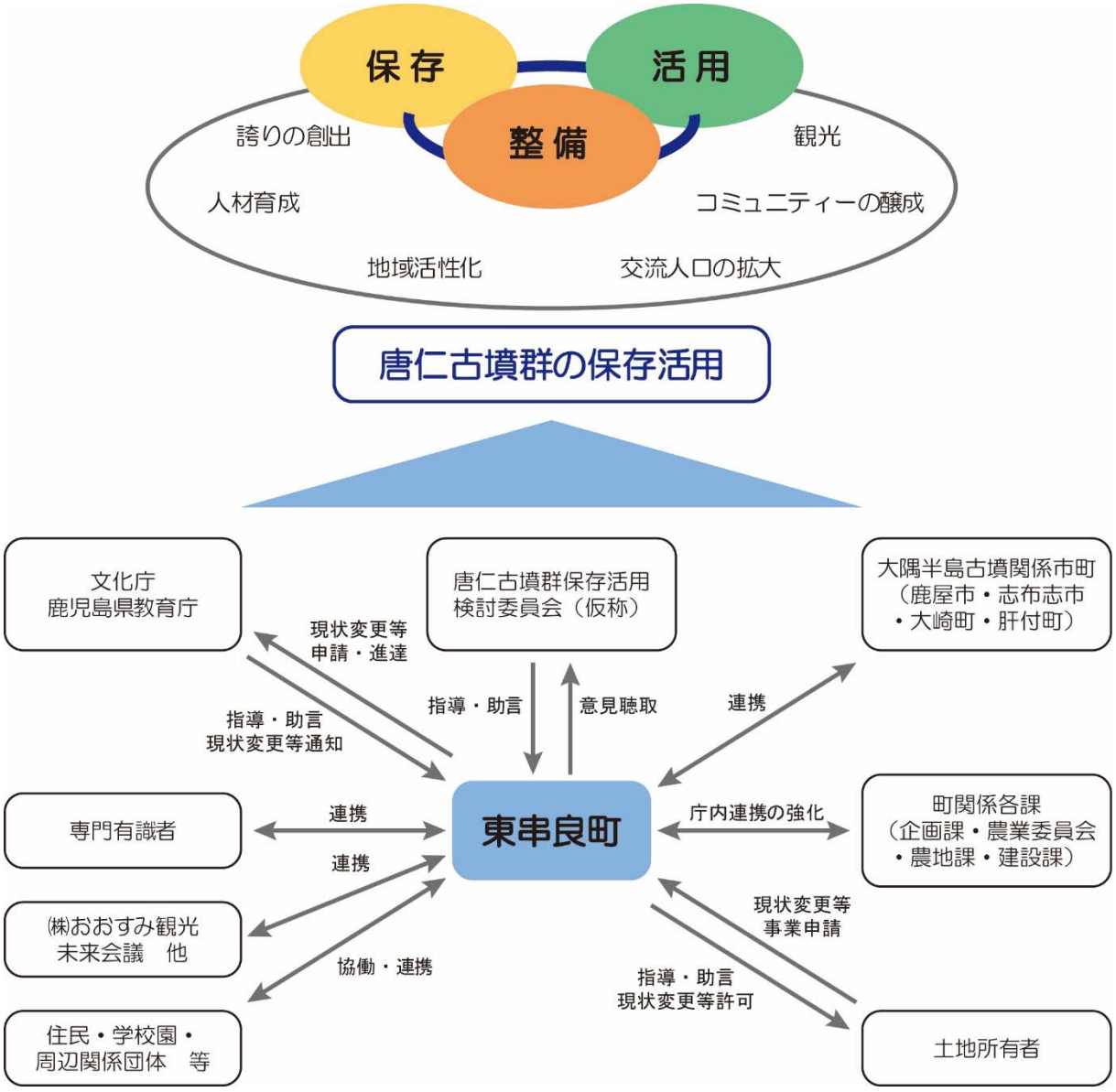

図 10-1　管理運営・体制のイメージ図

第 11 章　施策の実施計画の策定・実施

本章では，東串良町が実施する保存管理，活用，整備，運営・体制の整備に係る事業の実施計画を以下に示す。唐仁古墳群については今後計画的に追加指定を行い，公有地化を進めた上で整備基本計画を策定し整備を実施するため，長期間にわたる計画となる。そのため，全体計画についても「短期計画（令和３（2021）年～令和７（2025）年度)」,「中期計画（令和８（2026）年～令和12（2030）年度)」,「長期計画（令和13（2031）年度以降)」に分け，10年を目途に全体計画の見直しを図る。

保存活用計画策定後の短期・中期期間の10年間は，保存管理・活用，運営・体制の整備に関する諸事業を実施する。

また，追加指定及び実態把握のために必要な調査を実施し，価値付けや同意取得等，条件が整い次第順次追加指定を行う。なお，民有地についても，土地の利用状況や土地所有者の意向等を踏まえ，条件が整い次第順次公有地化を進める。

これらの作業により唐仁古墳群内において一定程度指定及び公有地化が進んだ段階で，活用のための整備に必要な整備基本計画の策定に向けた検討を開始し，長期的なスパンで整備基本計画の策定や，同計画に基づく整備へと取り組みを進めていきたい。

表 11-1　実施計画

項目		内容	令和２年度	短期（令和３年～７年度）	中期（令和８年～12年度）	長期（令和13年度～）
保存活用計画		策定・見直し	策定			見直し
保存管理	保存管理	維持管理		継続実施		
		現状調査		継続実施		
	追加指定	調査・報告書刊行		検討・準備 → 実施		
		検討・追加指定		検討・準備 → 実施		
	公有地化	検討・公有地化		検討・準備 → 実施		
整備基本構想・基本計画		検討・策定			検討・準備	実施
整備	保存のための整備	調査・検討		検討・準備 → 実施		
		予防措置，応急措置，復旧等		必要に応じて実施する		
	活用のための整備 ※整備基本計画策定後実施	古墳の整備				検討・準備
		施設等整備				
		整備のための発掘調査				
活用	社会教育における活用			継続実施		
	学校教育における活用			継続実施		
	地域・観光振興における活用			継続実施		
運営・体制の整備		行政		継続実施		
		地域		継続実施		
唐仁古墳群保存活用検討委員会(仮称)				必要に応じて開催し，意見を伺う		

第 12 章　経過観察

第１節　経過観察の方向性

史跡の適切な保存と有効活用は一時的な行為ではなく，将来にわたり継続して取り組むべきものである。その過程において進捗状況を的確に把握し，その観察結果を通して事業内容や計画を見直し，より実効性のあるものとする。

保存活用計画では，保存管理・活用・整備・運営体制の整備の具体的な手法について記載するとともに，各項目の実現に向けて，短期，中期，長期の段階を設定している。これらの実現を確実なものとするため，それぞれの項目について経過観察を行い，点検・分析の結果をその都度計画書の活動に反映させ，運営方向の改善に役立てる。

第２節　経過観察の方法

１　史跡の保存管理，活用，整備等に係る経過観察

唐仁古墳群の価値を保存し，活用するため，日常の保存管理等について，以下のとおりそれぞれ具体的指標と観察サイクルを定め，経過観察を行う。

（１）保存における経過観察

表 12-1　保存における経過観察

項目	手法	指標	期間
古墳カルテによる保存管理	・東串良町及び地域住民の協働による ・古墳群の景観確認 ・墳丘の保存状況の確認 ・墳丘上の樹木の植生の確認	・古墳カルテ情報更新の頻度	1年ごと
現状変更	・史跡指定地の現状確認	・現状変更届け出の状況，件数	1年ごと
追加指定	・追加指定予定地の指定状況	・追加指定面積，古墳数	1年ごと
公有化	・公有化計画の進捗状況	・公有化面積	1年ごと

（２）活用における経過観察

表 12-2　活用における経過観察

項目	手法	指標	期間
社会教育における活用	・普及啓発の資料及びパンフレットの作成 ・体験活動，講演会等の実施状況	・資料の配布枚数，体験活動及び講演会等の参加者	1年ごと
学校教育における活用	・学習目的での利用，見学状況	・学習目的での利用学級数	1年ごと
地域・観光振興における活用	・観光による利用回数 ・地域との連携実績	・観光による利用回数，見学者数 ・HPのアクセス数	1年ごと

（３）整備における経過観察

表 12-3　整備における経過観察

項目	手法	指標	期間
保存のための整備	・古墳カルテによる古墳の復旧，修理の実施状況 ・古墳の石柱及び説明板の設置状況	・復旧，修理を行った古墳数 ・古墳標柱の移動数，説明板の設置数	1年ごと
活用のための整備	・史跡整備基本構想，計画策定及び整備の実施状況 ・活用に必要な便益施設の整備状況	・整備の進捗率	1年ごと

（４）運営体制における経過観察

表 12-4　運営体制における経過観察

項目	手法	指標	期間
運営体制	・地域住民との連携 ・関係課との連携実績 ・調査実施期間，費用，課内の体制 ・唐仁古墳群保存活用検討委員会（仮称）の活動状況	・専門員数 ・体制 ・予算 ・唐仁古墳群保存活用検討委員会（仮称）の開催数	1年ごと

２　計画全体の実施状況の進捗把握のための経過観察

保存活用計画全体の進捗状況を的確に把握し，計画を着実に実現するため，計画全体の実施状況について，以下の表に基づき経過観察を行う。

表 12-5　事業点検表

項　目		点検内容
計画策定に関する事項		保存活用計画に基づいて実施されているか。
		保存活用計画の見直しは実施されているか。（概ね10年ごと）
保存管理に関する事項		史跡の遺構・遺物は適切な方法で確実に保護されているか。
		現状変更の取り扱い基準は適切に適用されているか。
		史跡の保存・活用に有効でない要素の除却について，遺構を傷つけることなく行われているか。
		土地の所有者や地域の協力を得て，適切な維持管理がなされているか。
		定期的な確認により経年変化等を確認し，記録しているか。
		追加指定に向け，地権者を含め準備や働きがなされているか。
		公有化に向け，所有者等との協議が十分になされているか。
活用に関する事項		史跡の現地公開が適切に行われているか。
		本質的価値を学び理解する場となっているか。
		地域や関係団体と連携した活用を行っているか。
		観光部局や近隣市町との連携した活用を行っているか。
		ガイドの育成や支援を行っているか。
		ガイダンス等の便益施設は十分に活用されているか。
		学校教育における活用がなされているか。
		社会教育における活用がなされているか。
		情報発信を適切に行っているか。
整備に関する事項	保存	遺構等に影響がないよう整備されているか。
		保存のための整備となっているか。
		経年変化や災害により，き損している場所はないか。ある場合，応急措置がなされているか。
		墳丘や景観に影響している樹木の伐採等適切に処理されているか。
		整備基本構想・基本計画は策定されているか。
	活用	活用のための整備となっているか。
		整備内容の検証はなされているか。
		学術調査に基づく整備となっているか。
		史跡の価値が適切に表現されているか。
		便益施設（案内板，解説板，トイレ，四阿，ベンチ，駐車場等）は適切な位置に配置されているか。
		施設は景観に調和したものとなっているか。
運営・体制に関する事項		史跡の保存管理・活用に必要な体制が整えられているか。
		地域住民と協働した体制が整えられているか。
		国・県・町関連部局との連携体制が整えられているか。
		円滑な運営のため，適切な連絡調整を図っているか。
		維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか。

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業　報告書』の史跡等・重要文化的景観の自己点検表を参考に作成。

3　PDCA サイクルの導入

本計画書に示された計画の実施にあたっては，PDCAサイクルを導入した経過観察を実施する。

○Plan（計画立案）

・本保存活用計画において，史跡の保存管理，活用，整備を推進するための事業計画を立案する。

○Do（事業実施）

・本計画に基づき，今後事業を計画的に実施する。

○Check（点検・分析）

・経過観察指標に基づき，事業の内容が適切であるか，計画的に進められているか等について点検し，その結果を分析する。

○Action（改善・見直し）

・抽出された問題点の解決方法を検討し，事業内容や進め方の改善を図る。一覧の経過観察の結果を次年度や新たな計画策定に反映させることによって，更なる事業推進を図る。

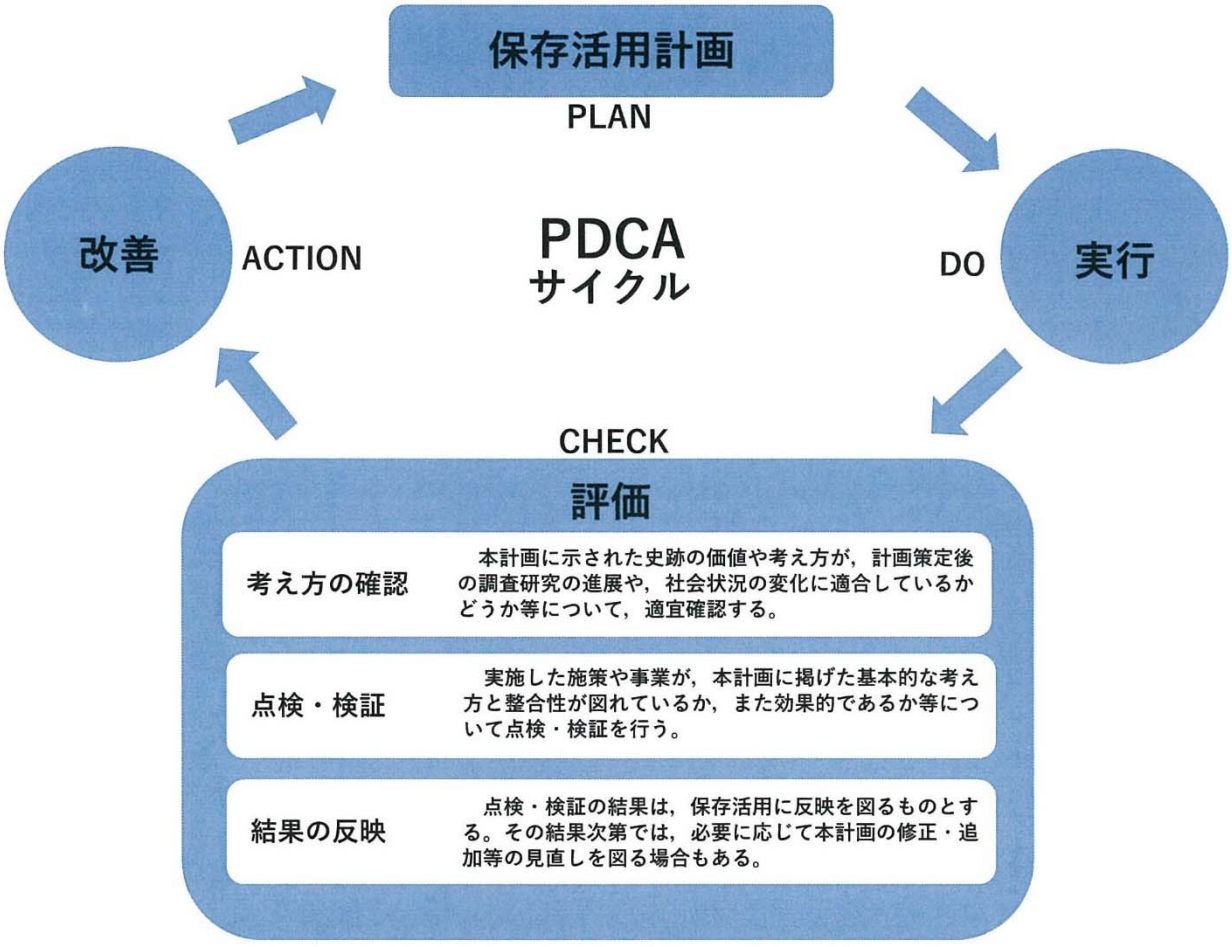

図 12-1　保存活用計画に対する経過観察

【引用・参考文献】

＜研究史等＞

加藤一郎　2008　「九州南部における埴輪の伝播と受容-唐仁大塚古墳表際資料の紹介をかねて-」『大隅串良岡崎古墳群の研究』鹿児島大学総合研究博物館

木下尚子　2017　「金海大成洞91号墳出土のゴホウラ・イモガイ製品」『金海大成洞古墳博物館2017『金海大成洞古墳群』博物館学術業書19

木村幹夫　1935　「大隅に於ける前方後円墳に就いて」『考古学雑誌』25-5

桐野利彦　1983　「肝属郡東串良町」『角川地名辞典』46鹿児島県　株式会社角川書店

白石太一郎　2012　「古墳からみた南九州とヤマト王権」『南九州とヤマト王権―日向・大隅の古墳―』大阪府立近つ飛鳥博物館平成24年度秋季特別展

瀬之口傳九郎　1923　「大隅に於ける古墳の分布及び其概観」『考古学雑誌』13-5

園田良賢（編）　1982　『東串良の文化財』　東串良町教育委員会

永迫俊郎　ほか　1998　「肝属平野の形成史」『名古屋大学加速器質分析計業務報告書Ⅸ』

中村耕治　2005　「第１節　先史・古代の大隅半島」『先史・古代の鹿児島　資料編』　鹿児島県教育委員会

成尾英仁　2005　「遺跡と火山活動」『先史・古代の鹿児島　通史編』　鹿児島県教育委員会

橋本達也　2005　「唐仁大塚古墳考」『鹿児島県考古第39号』

2010　「九州南部の首長墓系譜と首長墓以外の墓制」『九州における首長墓系譜の再検討』第13回九州前方後円墳研究会鹿児島大会事務局

2012　「地下式横穴墓とはなにか」『南九州とヤマト王権―日向・大隅の古墳―』大阪府立近つ飛鳥博物館平成24年度秋季特別展

2017　「唐仁大塚古墳・唐仁古墳群と鹿児島の古墳研究」東串良町教育委員会編

2018　「古墳と南島社会」『国立歴史民俗博物館研究報告』第211集

2019　「九州南部の古墳から日本古代の国家形成を考える一端っこは辺境ではないー」世界文化遺産登録推進事業・遊古館10周年記念講演

東串良町郷土誌編纂委員会（編）　1980　『東串良町郷土誌』　東串良町長横川典祥

有限会社平凡社地方資料センター（編）　1998　「東串良町」『鹿児島県の地名』日本礫地名大系第四七巻　株式会社平凡社

柳澤一男　2015　「南九州古墳文化の展開」『横瀬古墳とヤマト王権のつながり～日本列島南端の海上交流の歴史～』第30回国民文化祭大崎町実行委員会編

山崎五十麿　1923　「鹿児島県の古墳と当時の文化」『鹿児島県肇国聖地調査会』

＜報告書等＞

文化庁　2005　『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにーⅡ計画編』

2015　『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

2017　『月刊文化財』平成29年9月号

奈良文化財研究所　2020　「史跡等の保存活用計画―歴史の重層性と価値の多様性」『平成30年度遺跡整備・活用研究集会報告書』

鹿児島県教育委員会　2019　『鹿児島県教育振興基本計画』

鹿児島県・宮崎県　2016　『大隅地域半島振興計画』

東串良町　2012　『東串良町総合振興計画』

2020　『東串良町教育振興基本計画』

東串良町　2009　『東串良町農業振興地域整備計画書』

東串良町防災会議　2019　『東串良町地域防災計画』

参考資料

資料１　唐仁古墳群関係アンケート結果

●アンケート総集計（小・中学生）

1　以下の内容にはい・いいえ，もしくは番号を丸で囲んでください。

（1）　あなたは東串良町の歴史や文化財に興味・関心がありますか。

はい	99	名
いいえ	**152**	名

未回答4

（2）　あなたは唐仁古墳群のことをご存じでしたか。

はい	**193**	名
いいえ	61	名

（3）　（2）で「はい」と答えた方へお尋ねします。実際に行かれたことはありますか？

はい	97	名
いいえ	**122**	名

（4）　今後の，唐仁古墳群の整備についてどう思いますか。

①　現状維持	**158**	名
②　整備を進めてほしい	88	名

（5）　（4）で「②」を選んだ方にお尋ねします。整備はどのようなものを望みますか。（※複数回答可）

①　史跡公園化	**49**	名
②　便益施設(トイレや駐車場等)の設置	38	名
③　緑や自然を多く残す自然公園	**55**	名

（6）　本来，古墳築造当時は樹木はありませんでした。現在，古墳の墳丘上には多くの樹木が立ち並び，根による墳丘への侵食で墳丘が壊されているものもあり，全国的に問題となっています。
今後，本町の古墳の樹木の在り方についてどのように思われますか。

①　古墳本来の姿を望むので木は切ったほうが良い	33	名
②　現在の姿が定着しているが，最低限の伐採を望む	**93**	名
③　今の現状で良い	**107**	名

（7）　唐仁古墳群の活用としてどのようなことを望みますか。（※複数回答可）

①　教育面での活用	67	名
②　町外へのPR活動	53	名
③　古墳を活用したイベントの開催	**91**	名
④　古墳を紹介する資料（パンフレット等）の充実	62	名
⑤　施設の充実（博物館・休憩スペース・公園等）	**97**	名

（8）　※唐仁集落周辺にお住いの方への質問です。（中学生のみ質問）
現在1号墳の上に大塚神社が鎮座していますが，墳丘の上にあることで修理や木の伐採等の手続きも全て国に許可を得る必要があり，内容によっては許可がおりず管理の面からも大変苦慮しております。
その解消法として，今後，神社を別の場所に移設することについてどう思われますか。

①　移設してもよい	19	名
②　現在の場所で良い	**36**	名

●アンケート集計表（大人）（保護者+役場若手職員）

1　あなたの年代を教えてください。

10代		名
20代	17	名
30代	64	名
40代	69	名
50代	11	名
60代	2	名
未回答		名

2　以下の内容にはい・いいえ，もしくは番号を丸で囲んでください。

（1）　あなたは東串良町の歴史や文化財に興味・関心がありますか。

はい	**62**	名
いいえ	47	名

（2）　あなたは唐仁古墳群のことをご存じでしたか。

はい	**92**	名
いいえ	18	名

（3）　（2）で「はい」と答えた方へお尋ねします。実際に行かれたことはありますか？

はい	**52**	名
いいえ	40	名

（4）　今後の，唐仁古墳群の整備についてどう思いますか。

① 現状維持	**68**	名
② 整備を進めてほしい	38	名

（5）　（4）で「②」を選んだ方にお尋ねします。整備はどのようなものを望みますか。（※複数回答可）

① 史跡公園化	**22**	名
② 便益施設（トイレや駐車場等）の設置	13	名
③ 緑や自然を多く残す自然公園	**16**	名

（6）　本来，古墳築造当時は樹木はありませんでした。現在，古墳の墳丘上には多くの樹木が立ち並び，根による墳丘への侵食で墳丘が壊されているものもあり，全国的に問題となっています。
今後，本町の古墳の樹木の在り方についてどのように思われますか。

① 古墳本来の姿を望むので木は切ったほうが良い	29	名
② 現在の姿が定着しているが，最低限の伐採を望む	**57**	名
③ 今の現状で良い	10	名

（7）　唐仁古墳群の活用としてどのようなことを望みますか。（※複数回答可）

① 教育面での活用	**70**	名
② 町外へのPR活動	**40**	名
③ 古墳を活用したイベントの開催	21	名
④ 古墳を紹介する資料（パンフレット等）の充実	11	名
⑤ 施設の充実（博物館・休憩スペース・公園等）	30	名

（8）　※唐仁集落周辺にお住いの方への質問です。
現在1号墳の上に大塚神社が鎮座していますが，墳丘の上にあることで修理や木の伐採等の手続きも全て国に許可を得る必要があり，内容によっては許可がおりず管理の面からも大変苦慮しております。
その解消法として，今後，神社を別の場所に移設することについてどう思われますか。

① 移設してもよい	9	名
② 現在の場所で良い	**18**	名

●アンケート集計表(老人会)

1 あなたの年代を教えてください。

50代		名
60代		名
70代	7	名
80代以上	13	名
未回答		名

2 以下の内容にはい・いいえ，もしくは番号を丸で囲んでください。

（1） あなたは東串良町の歴史や文化財に興味・関心がありますか。

はい	20	名
いいえ		名

（2） あなたは唐仁古墳群のことをご存じでしたか。

はい	20	名
いいえ		名

（3） (2)で「はい」と答えた方へお聞きします。実際に行かれたことはありますか？

はい	18	名
いいえ	2	名

（4） 今後の，唐仁古墳群の整備についてどう思いますか。

① 現状維持	2	名
② 整備を進めてほしい	17	名

（5） (4)で「②」を選んだ方にお尋ねします。整備はどのようなものを望みますか。(※複数回答可)

① 史跡公園化	10	名
② 便益施設(トイレや駐車場等)の設置	4	名
③ 緑や自然を多く残す自然公園	10	名

（6） 本来，古墳築造当時は樹木はありませんでした。現在，古墳の墳丘上には多くの樹木が立ち並び，根による墳丘への侵食で墳丘が壊されているものもあり，全国的に問題となっています。
今後，本町の古墳の樹木の在り方についてどのように思われますか。

① 古墳本来の姿を望むので木は切ったほうが良い	1	名	未回答 9
② 現在の姿が定着しているが，最低限の伐採を望む	6	名	
③ 今の現状で良い	4	名	

（7） 唐仁古墳群の活用としてどのようなことを望みますか。(※複数回答可)

① 教育面での活用	4	名	未回答 9
② 町外へのPR活動	4	名	
③ 古墳を活用したイベントの開催	7	名	
④ 古墳を紹介する資料(パンフレット等)の充実	2	名	
⑤ 施設の充実(博物館・休憩スペース・公園等)	6	名	

（8） ※唐仁集落周辺にお住いの方への質問です。
現在1号墳の上に大塚神社が鎮座していますが，墳丘の上にあることで修理や木の伐採等の手続きも全て国に許可を得る必要があり，内容によっては許可がおりず管理の面からも大変苦慮しております。
その解消法として，今後，神社を別の場所に移設することについてどう思われますか。

① 移設してもよい	1	名
② 今の場所が良い	11	名

資料２　東串良町教育振興基本計画（令和２年３月、※一部抜粋）

第３章　基本目標

東串良町では，社会の変化・住民のニーズに対応するため平成２３年度から平成３２年度を目標年度とする１０年間の新たな町づくりを進めるため総合振興計画を策定しています。

東串良町教育委員会では，県教育委員会・大隅教育事務所の重点施策や東串良町総合振興計画を踏まえ，東串良町教育振興基本計画を策定し，その中で１０年後を見据えた教育の姿として基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり・文化づくり」，重点目標を「知・徳・体の調和がとれ，忍耐強さと主体的に考え行動する力を備え，社会の変化に的確に対応できるとともに，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」及び「郷土に誇りと愛情を持ち家族を大事にする社会の一員として，これからの東串良町・地域の発展に貢献できる人間」を設定し，その育成に努めていきます。

【ふるさとを誇る「自然環境に親しむ教育」】

◆基本目標：「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり・文化づくり」

【めざす町民の姿】

主体性・創造性・国際性を備え，人間性豊かでたくましく生きる町民

【教育がめざす児童生徒の成長の姿】

①知・徳・体の調和がとれ，忍耐強さと主体的に考え行動する力を備え，社会の変化に的確に対応できるとともに，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間

②郷土に誇りと愛情を持ち家族を大事にする社会の一員として，これからの東串良町・地域の発展に貢献できる人間

本町は，大隅半島のほぼ中央部の東端に位置する東西５．５ｋｍ南北１２ｋｍであり総面積２７．６９ｋ㎡人口６千人弱の小さな町ですが，地域で子どもを育てようとする良い風土が残っており，学校教育に対する関心も高いという良き伝統があります。そのような環境の中で，本町ではこれまで「あしたをひらく心豊かな人づくり」を基本目標に掲げ，生涯学習の観点に立ち，学校と地域の連携を図りながら教育活動を推進してきました。

平成１８年度に改正された教育基本法では，その第１条に「教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されました。また，現代の社会情勢を鑑みたとき，自律心と責任感，他人を思いやる心，公共の精神，規範意識，伝統や文化を大切にする心，生命や自然を尊重する精神などの豊かな心をもった人材育成を目指すことが急務であり，これらは，新しい教育基本法にも盛り込まれました。さらに，変化の激しい現代社会にあっては，その変化に的確に対処できる対応力と力強さ，困難を乗り越えようとする気概も必要となります。

以上のことから，本町では，今後の基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり・文化づくり」とし，めざす町民の姿とともに「新しい教育がめざす児童生徒の成長の姿」を掲げ，これからの教育活動の推進に努めていきます。

①「知・徳・体の調和がとれ，忍耐強さと主体的に考え行動する力を備え，社会の変化に的確に対応できるとともに，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」

子どもたちは，「未来からの預かりもの」であり，一人の人間としてかけがえのない存在であることから，その価値を尊重するとともに，自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

子どもたちが学校を巣立ち，一社会人として羽ばたいていくには，大きく変化を続ける社会に適応できる生きる力が必要です。その源となるのが，自ら考え行動する力（知），周りの人々と協調し規範意識をもって生活できる力（徳），心身の健康に留意し健やかに生活する力（体）です。これからの社会においては，一人一人が学ぶことの楽しさを知り，基礎的・基本的な知識・技能を習得し，それらを活用して課題を解決するために必要

な思考力や判断力，表現力等を身に付けることが必要です。また，生涯にわたって自ら学び，自らの能力を高め，自己実現を目指そうとする意欲や態度を育成することが大切です。

また，未来を担う子どもたちは，社会生活を送る上で，規範意識，自律心，誠実さ，勤勉さ，公正さ，責任感，倫理観，感謝や思いやりの心，他者の痛みを理解する心，生命を大切にする心，礼節を重んじる心，自然を愛する心，美しいものに感動する心、家族や郷土を愛する心などを身に付ける必要があります。

さらに，健やかな体は，人間の心の発達・成長を支え，人として創造的な活動をするために不可欠なものです。子どもたちがたくましく成長し，充実した人生を送ることができるよう，生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに，心身の健康の保持に必要な知識，習慣も身に付けさせることが必要です。

②「郷土に誇りと愛情を持ち，社会の一員として，これからの社会や東串良町の発展に貢献できる人間」

少子高齢化が進む本町においては，活力ある地域づくりが大きな課題であり，そこに貢献できる人材の育成が急務です。地域社会の課題に対し，真剣に考え，行動を起こすことのできる子どもたちを育てていく必要があります。そして，そこには自分の能力や時間を惜しまずに提供し，よりよい社会の実現に向けて努力しようとする態度の育成も必要です。

政治や経済分野でグローバル化が進む中，これからの社会を生きていく子どもたちには，地球視点でものごとを見つめ，判断していく力が求められます。世界の人々と手を取り合い，共存していくためには，お互いの文化や伝統，考え方を尊重し，国際社会の発展に寄与する態度を養うことが必要ですが，そのためには，まず自分の生まれ育った国，地域，故郷に対する誇りと愛情を育んでいくことがその基盤となります。本町の豊かな自然，温かい人情，受け継がれてきた伝統を愛することが，他の地域，ひいては他国やそこに住む人々を尊重する態度につながっていきます。

第４章　今後５年間で取り組む施策

１　教育施策策定に当たっての視点

（１）時代を超えて変わらない価値あるものの尊重

教育には，「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重，自律心と責任感，他人を思いやる心，公共の精神，規範意識，伝統や文化を大切にする心，幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は，いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり，施策の推進に当たって重要視されるべきものです。

（２）社会の変化への的確かつ柔軟に対応する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ，硬直した画一的な教育となり，個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

社会の変化に柔軟に対応するための想像力や，問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度，また，今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力，ＩＣＴを活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

（３）学校・家庭・地域・社会の相互連携・企業等の協力

学校は，一人一人の個性に応じて，基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに，情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い，児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は，教育の原点であり，すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は，社会の基本的単位である家庭を支えるとともに，大人や異年齢集団の中での交流を通した様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など，子どもが家庭・地域の中で役割を果たし，自立した個人として成長する上で，非常に大きな役割を担っています。

企業は，学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力，企業としての教育力や資源を活用した取組等

により，社会的責任として，地域社会の教育力向上のため役割を担っていくことが求められています。

これら学校・家庭・地域・企業等が，それぞれの役割を果たせるよう，相互に緊密な連携・協力を図りながら，施策を推進します。

（４）郷土の教育的な伝統や風土の活用

本町には，教育を大事にする伝統や精神，風土があり，豊かな自然，日本の近代化をリードした歴史，地域に根ざした個性あふれる文化，さまざまな分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。また，地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用して，施策を推進します。

（５）生涯学習社会に向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

①生涯学習環境の整備・拡充

◆現状と課題

○人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い，その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。

○本町の生涯学習は，多種多様化している現代社会の中で，町民が生涯学び続ける喜びと，少しでも悔いのない充実した心豊かな人生を過ごせるよう，諸活動を通して自己研鑽に努め「心のかよいあう人づくり，ふるさとづくり」をめざして歩み続けています。

○現在は，行政側から提供する学習機会を通じた活動が多くの割合を占めておりますが，今後は，町民の自主的な学習課題解決のための要望に基づく自主講座や同好会活動等の開設による，より意義の深い学習活動の輪を一層広めることが必要であります。

○自助・共助・公助をバランスよく機能させるため，生涯学習講座修了者や，地域に埋もれた人材等を活用し，地域活性化を実現することが求められています。

○本町の社会教育・社会体育施設は利用方法を工夫することにより，生涯学習活動に十分に貢献できる施設であり，今後の更なる利用促進が期待されます。

◆具体的取組内容

○教育委員会が中心となり，広く成人を対象とした生涯学習講座。子育ての親を対象とした家庭教育学級。地域の女性団体を対象とした地域女性学級。高齢者を対象とした高齢者大学を実施し，魅力ある学習提供の実施に努めます。

○生涯学習推進のため，「学ぼう現在（いま）、つなげよう未来」を主題として，活動の成果を展示・発表する場を提供し，新たな学びの輪を広げられるよう努めます。

○関係機関・団体等と緊密な連携をとり，現代的な課題や地域の課題解決に向けて，広く情報を提供しながら，各種研修会へ積極的に参加し，様々な団体等のリーダー養成を含む生涯学習の理解促進に努めます。

○社会教育施設をより一層利用しやすくするための協議・検討をすすめ，地域住民の方々が気軽に利用できる施設として，また，生涯学習，地域づくりの拠点として利用していただけるよう努めてまいります。

②青少年教育の充実

◆現状と課題

○社会教育情勢の変化により個人生活の重視がもたらす集団生活や地域社会との関係の過疎化，隣近所，大人と子どもの関係希薄化等による青少年の非行事案の発生は，青少年をとりまく地域全体の課題としてとらえ，望ましい人間関係の再構築が求められています。

○全国的な傾向として，近年顕著に表面化している子どものしつけや生活指導に対する学校への過度な教職員の負担増大，学校と地域との連携衰退を生じさせている要因と思われます。学校と家庭・地域が緊密な連携をとり，相互支援しながら青少年の教育はもとより，家庭や地域もどのようにあるべきか様々な学習活動に取り組む必要があります。

○現代の子どもたちに決定的に不足している要素の一つに自然体験活動や異年齢による集団生活等があげられます。子どもの社会性・協調性・自主性の養成は，学校生活だけでは習得できない部分があり，異なる環境での生活体験，異なる文化に触れ見聞を広めることにより郷土の良さや再認識や相互扶助の精神を備えた豊かな社会性を持つ青少年の育成が求められています。

○人間性豊かな青少年を育成するため，この時期に優れた芸術・文化を鑑賞し体験することは，現代の青少年に乏しいといわれる豊かな心の醸成に必要な要素として挙げられます。

◆具体的取組内容

○毎月第３土曜日の青少年育成の日を有効活用し，子ども会・ＰＴＡ・スポーツ少年団と連携をとり，校区コミュニティ協議会を中心に，子どもから大人まで地域が一体となって年間活動の計画を立て，様々な体験活動・ふれあい活動に取り組めるよう支援します。

○乳幼児学級，家庭教育学級において幼稚園，小学校毎に身近な話題や親子のふれあい，時事等について学習する機会を設け，またＰＴＡや学校と合同の講演会を実施し，家庭教育やしつけ，親としてのあり方等学習の場をより多く設定できるよう努めます。

○自然体験活動や異年齢による集団生活体験を趣旨とする，夏季アドベンチャーや冬季体験研修会等の充実に向けて取り組みます。

○次代を担う人づくりの観点から小中学生はもとより，高校生を対象とした人づくり基金の活用や，町の活性化にかかすことのできない青年団の組織や活動のあり方等について研修並びに学習の機会設定に努めます。

○自主文化事業や青少年芸術鑑賞事業等の実施により，青少年に普段触れる機会の少ない優れた生きた芸術を鑑賞する機会を提供し，児童生徒の豊かな心の醸成に努めます。

○小中学生自身の手による子ども会活動の推進に向けて，学校・地域・家庭の連携の下，子ども相撲等を通じて町内子ども会会員相互の親睦融和を図ります。

③地域文化活動の充実と文化財（有形・無形）の保存伝承と活用

◆現状と課題

○町内には地域の歴史，自然，風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ，人々が地域に生きる誇りを醸成し，地域の結束力を支える大きな力となっています。

○本町には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，史跡など，多くの文化遺産がありますが少子高齢化，過疎化による後継者不足などにより，保存・継承が難しくなっています。

○町民が芸術文化等や郷土芸能，伝統行事に親しめる機会が少なくなりつつあると共に，文化施設である総合センターの老朽化も問題となっています。

○子どもたちをはじめ，町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ・学び・親しむことなどにより，郷土を愛する心を醸成することが求められています。

○町内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育てるとともに地域の文化財の活用を図るなど，地域の特性や個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。

○地域の伝統芸能等を継承するのみでなく，新たに多彩で特色ある文化芸能を創造し，心豊かな生活や活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。

○本町には，国指史跡である唐仁古墳群があり，平成２０年度から測量や伐採事業を進め，唐仁古墳群の調査に取り組んでいます。大切な史跡をこれからも地域住民や子どもたちに伝え，守っていくことが重要です。

◆具体的取組内容

○「地域とふれあう日」などを生かし，地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公開や発表の機会を増やし，子どもたちの参加を促進するとともに，経験豊富な地域の高齢者を活用し，民話・方言・伝統芸能などの継承活動に取り組みます。

○特色ある学校づくりや学校行事，総合的な学習の時間等において，地域の伝統文化の鑑賞や身近な文化財の活用を促進します。

○次世代に引き継ぐべき文化財，歴史民俗資料等をはじめ，本町の歴史，自然等に関する学習材料を一同に展示できる施設を整備し，文化財や貴重な歴史民俗資料等に触れ、観察するなどの学習機会を提供し、文化財愛護思想並びに郷土を愛する心の啓発に努めます。

○子どもの頃から身近な場所で，県内外で活躍する活動家による演奏会，観劇会，展覧会等の実施を図り，日頃ふれることの少ない優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会の拡充に努めます。

○文化協会を中心に文化活動に取り組む人々の活動促進を図るため，活動発表の場を増やし内容の充実に努めるとともに総合センターを核とした施設の整備を図り，より利用しやすい施設として活用できるよう利用料金や利用方法などの改善に努めます。

○郷土に残すべき伝統芸能や文化財等を保存・継承するために，披露発表の場をつくり，後継者の育成のために地域の子どもから青壮年各層への参加啓発に努めます。

○唐仁古墳群保存活用検討委員や国・県と連携し，唐仁古墳群の保存・活用・整備に努めます。

資料３　文化財保護法(抜粋)

（昭和25年5月30日法律第214号）　最終校正：令和2年6月10日法律第18号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（滅失、き損等）

第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第六章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5　第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令

の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
6　第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
7　文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
8　文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
9　第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
１０　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）
第九十九条　地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
2　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
3　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
4　国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）
第百条　第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
2　前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

第七章　史跡名勝天然記念物
（指定）
第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
3　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
5　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
6　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）
第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該

記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
2　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
3　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）
第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）
第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）
第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管

理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。
2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
（所有者による管理及び復旧）

第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）
第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）
第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
3　前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら

復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二　史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

２　史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

３　前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

４　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

５　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第百二十九条の三　前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

２　前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第百二十九条の四　第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百二十九条の五　文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百二十九条の六　文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第百二十九条の七　都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

史跡　唐仁古墳群保存活用計画書

令和３（2021）年３月 31 日　発行

編集・発行　　東串良町教育委員会
〒893-1693
鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

印　　刷　　株式会社　新生社印刷